

南風原町

都市計画マスタープラン

City planning master plan of Haebaru

2022 ▶ 2040

令和4年3月

南風原町都市計画マスタープランの策定にあたり

本町は、平成 11 年(1999 年)に南風原町都市マスタープランを策定、平成 16 年(2004 年)に一部見直しを行い、まちづくりを進めてきました。那覇空港自動車道南風原北インターチェンジ及び南インターチェンジや国道 507 号バイパスの整備、津嘉山北地区土地区画整理事業の進捗などにより市街化が進行し、令和 2 年(2020 年)の国勢調査では人口が 4 万人を超えるなど、まちは発展を続けています。



一方で、町域の約 4 割が市街化調整区域であることから産業系の土地利用の誘導が思うようにできないなどの課題も生じています。本町においても、将来的には人口減少が想定されており、活力ある持続可能なまちづくりを進めていくためには、産業の誘導が重要になると考えています。本都市計画マスタープランでは、この課題に対応するため、土地利用や市街地形成のあり方についても検討を行いました。

あわせて、三大森の保全と活用、琉球絃や南風原花織に代表される伝統産業と観光産業の連携、災害に強いまち、全ての人々に優しいまちなど、幅広い視点からまちづくりの方針について検討を行いました。これらの本都市計画マスタープランで示す方針は、経済、社会及び環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す「持続可能な開発目標 SDGs(Sustainable Development Goals)」にも重なるものと考えられます。

まちの将来像「ともにつくる黄金南風の平和郷」の実現に向け、本都市計画マスタープランに基づいた施策の展開により、活力ある、住民が誇れるまちづくりを進めていきたいと思えます。

最後に、本都市計画マスタープランの策定にあたり、アンケート調査やワークショップにおいて貴重なご意見やご提案をいただきました住民の皆様をはじめ、南風原町都市基本計画策定審議会の委員の皆様、ご協力いただきました関係各位に厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 3 月 南風原町長 赤嶺正之

南風原町都市計画マスタープラン

目次

第1章 都市計画マスタープランとは

1. 背景及び目的	2
2. 都市計画マスタープランの役割	2
3. 都市計画マスタープランの位置づけ	3
4. 都市計画マスタープランの構成	4
5. 計画対象区域	5
6. 都市計画マスタープランの経緯	6

第2章 現状と課題

1. 人口	10
2. 産業の動向	17
3. 土地利用	23
4. 都市施設・市街地整備等	33
5. まちづくりの主要な課題	45

第3章 まちづくりの目標

1. 将来像	54
2. 目標年次	54
3. 将来人口	54
4. まちづくりの目標	57

第4章 将来都市構造

1. 将来都市構造の設定	60
--------------	----

第5章 全体構想

1. 土地利用の方針	66
2. 市街地形成の方針	69
3. 交通体系の方針	72
4. 緑と水の方針	75
5. 景観形成の方針	79
6. 防災まちづくりの方針	82
7. 福祉まちづくりの方針	85

第6章 地域別構想

1. 地域区分の考え方	88
2. 北部地域（新川、大名、宮城）	90
3. 中央北地域（兼城、宮平、与那覇）	100
4. 中央南地域（津嘉山、本部、照屋、喜屋武）	110
5. 南部地域（山川、神里）	120

第7章 まちづくりの実現に向けて

1. 協働によるまちづくりの推進	130
2. 新たな技術活用や官民連携の推進	131
3. 個別計画によるまちづくりの展開	131
4. 都市計画マスタープランの進行管理	131

参考資料

1. 用語集	134
2. 用途地域の概要	138
3. 策定経緯	141
4. 策定体制	142
5. 住民参加の状況	144

第1章

都市計画マスタープランとは

1. 背景及び目的
2. 都市計画マスタープランの役割
3. 都市計画マスタープランの位置づけ
4. 都市計画マスタープランの構成
5. 計画対象区域
6. 都市計画マスタープランの経緯

第1章 都市計画マスタープランとは

1. 背景及び目的

都市計画マスタープランは第5次南風原町総合計画の将来像の実現に向け、おおむね 20 年後の都市計画に関するまちづくりの目標や方針等、方向性を示すもので、住民や事業者のみなさんと共に身近なまちづくりを考える際の道しるべとなる計画です。

南風原町(以下「本町」という。)では、南風原町都市計画マスタープランを平成 11 年(1999 年)度に策定し、平成 16 年(2004 年)度には一部土地利用の変更に対応するために部分見直しを行い、まちづくりを進めてきました。

南風原町都市計画マスタープランの策定から 20 年余が経過して、本町や県の上位関連計画の見直しや国の法律改正に加えて、少子高齢化社会の進行や大規模な自然災害の発生など社会状況は変化しています。この様な状況を踏まえ、長期的な視点に立った整備・開発・保全の方針を示し、具体の都市行政に反映させることが求められています。

そのため、本町の最上位計画である第5次南風原町総合計画やその他関連計画等との整合性を図りながら、今後の都市計画のあり方を検討し、都市計画の総合的な指針となる南風原町都市計画マスタープランを策定します。

2. 都市計画マスタープランの役割

- | | |
|-------------------|---|
| ① 将来都市像の実現 | 都市計画マスタープランは、将来目指すべきまちの姿を定め、行政のみならず、事業者や各種団体など様々な主体が共有するまちづくりの目標を設定します。 |
| ② 協働のまちづくりの推進 | 住民参加により策定されることで、様々な主体が都市の課題や方向性について協力し合い、協働によるまちづくりを推進するための指針としての役割を担います。

また、住民や権利者の理解と関係者の都市計画への参加を容易にするため、都市の将来像を明らかにし、共有化を図ります。 |
| ③ まちづくりに関する事業の推進 | 都市計画マスタープランは、土地利用、市街地整備、道路、公園、緑地、景観など都市計画法に基づく事業を推進するための指針となります。 |
| ④ 広域的整合性をもった計画づくり | 広域的なまちづくりを行う際、国や県、周辺市町への理解と協力を得るための指針としての役割を担います。 |

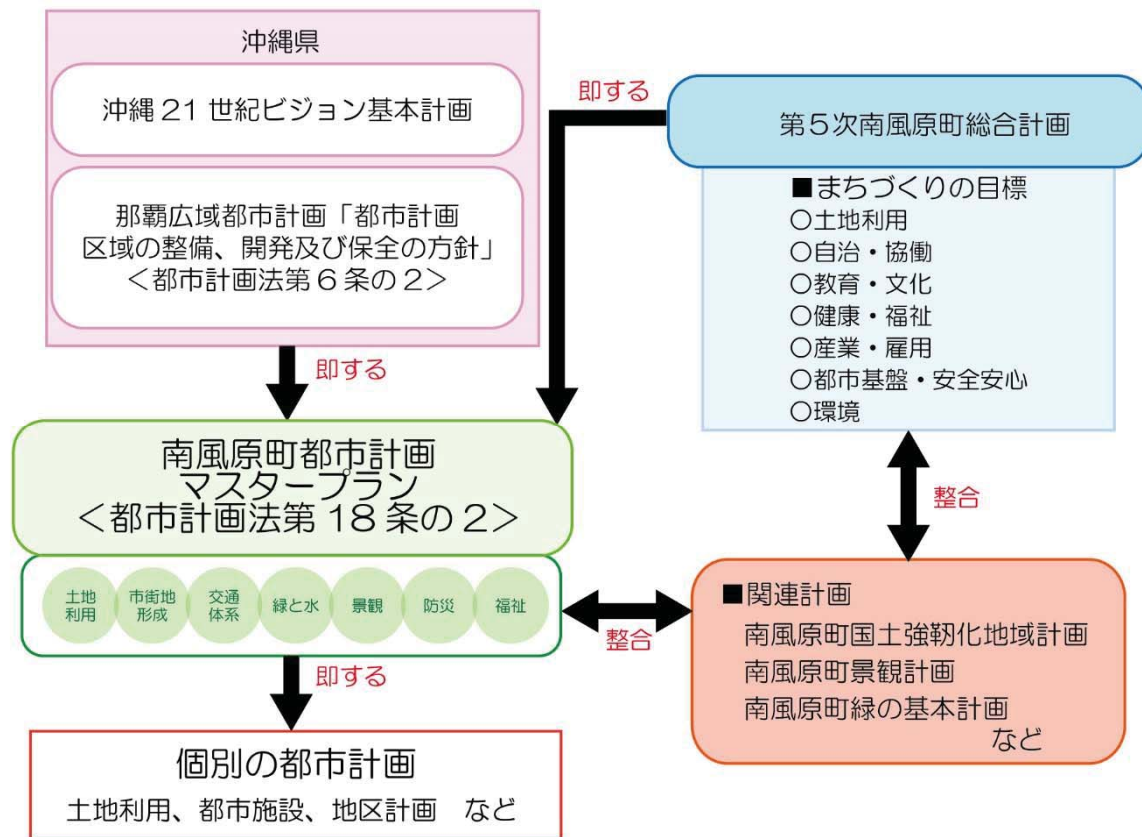
3. 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を市町村都市計画マスタープランといいます。

市町村都市計画マスタープランは、平成4年(1992年)の都市計画法の改正により位置づけされた計画です。その後、平成12年(2000年)の都市計画法改正により、市町村都市計画マスタープランの上位計画として、県が定める都市計画区域マスタープラン(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)の策定が義務付けられました。

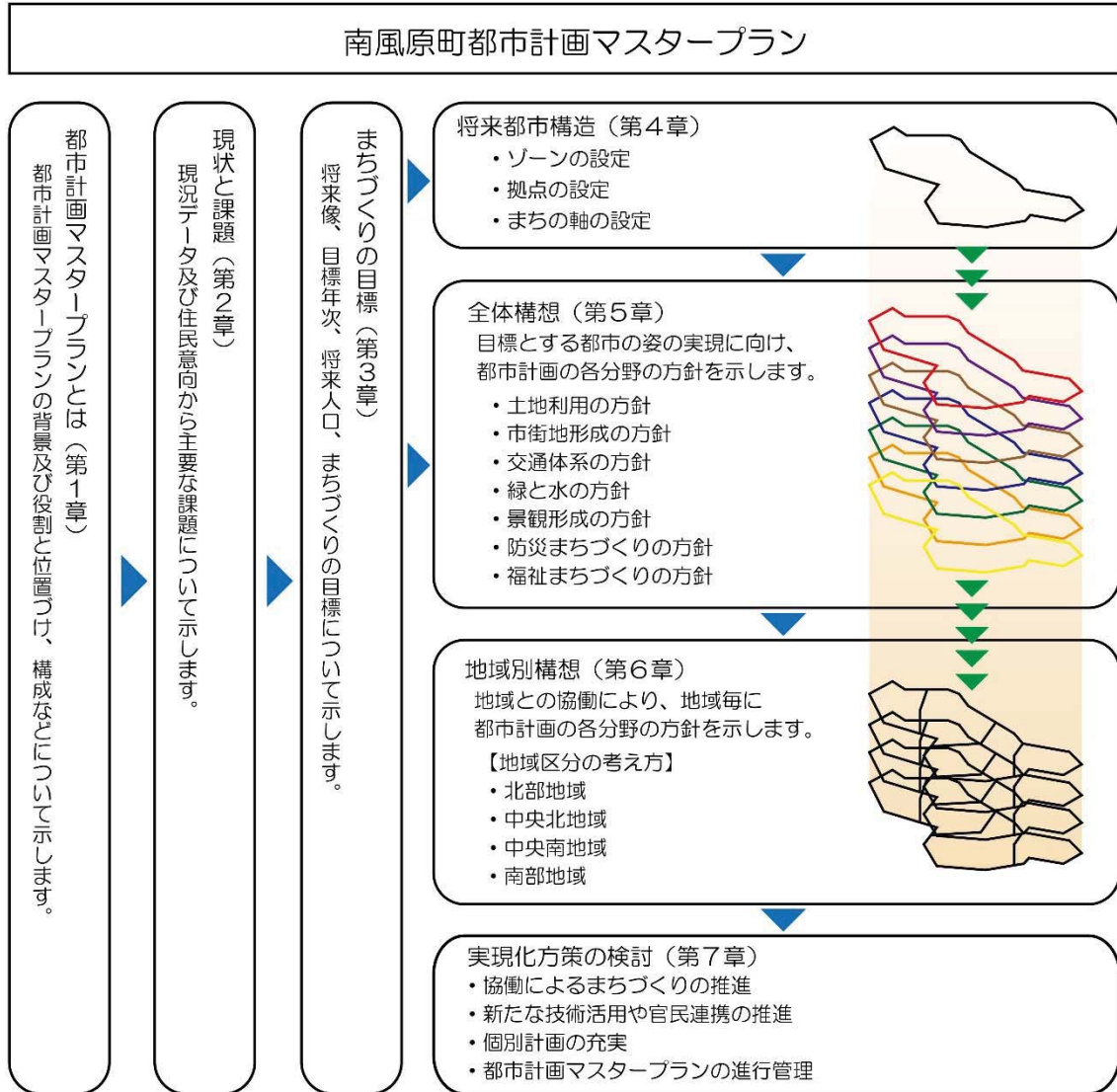
都市計画法では、具体の都市計画を定める場合には、市町村都市計画マスタープランや都市計画区域マスタープランと整合していることが求められています。これは、まちづくりの総合的な視点から、土地利用の規制誘導、都市施設の整備などの施策を展開することが重要であることを意味しています。

市町村都市計画マスタープランは、住民に最も身近な自治体である町が、住民の声を反映して作成することで、実効性のあるまちづくりの施策を展開する計画書として活用されることが期待されます。



4. 都市計画マスタープランの構成

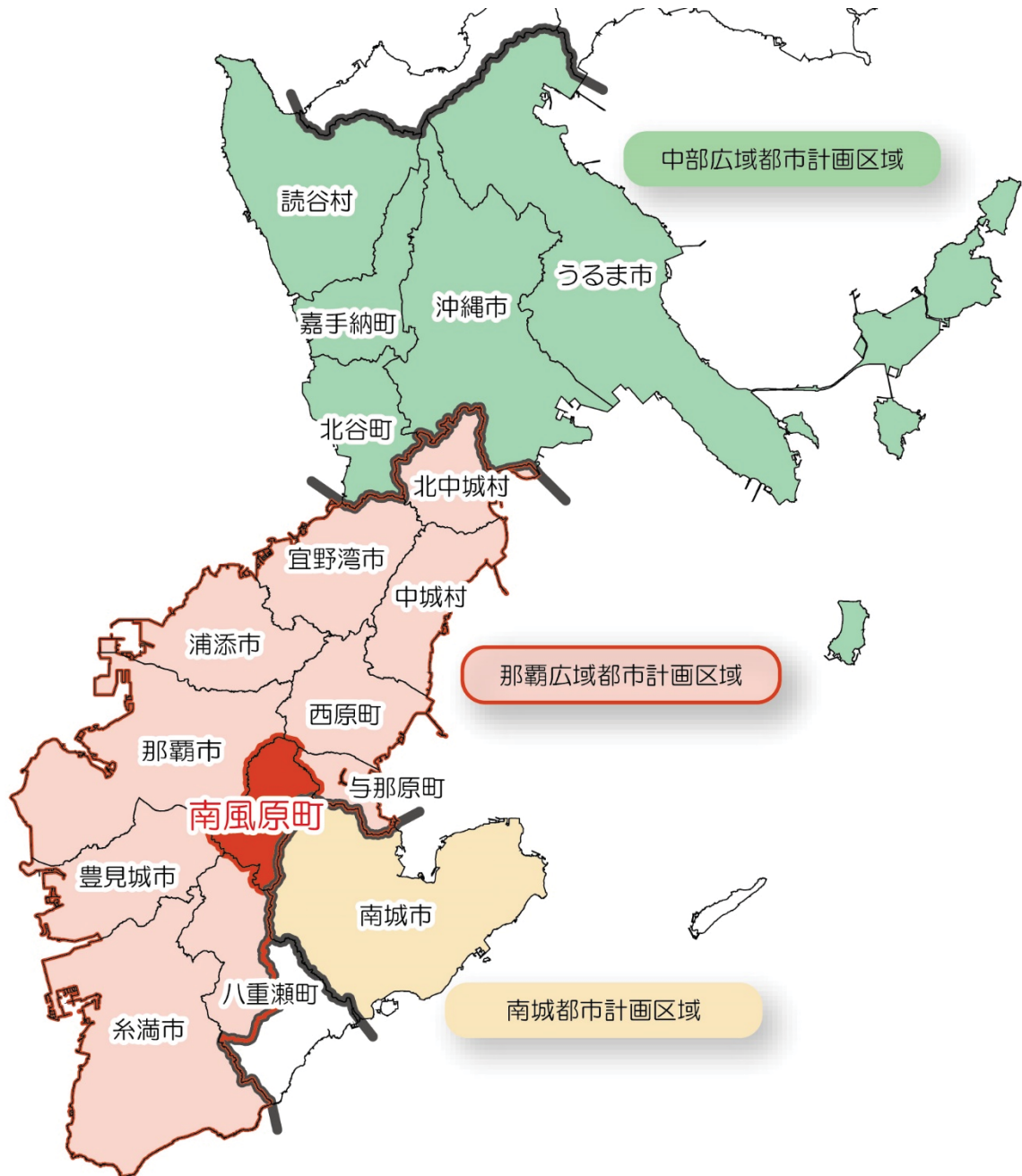
南風原町都市計画マスタープランは、上位計画による位置づけや将来像、将来人口を示すまちづくりの目標、町全域の土地利用や市街地形成、交通体系などを示す全体構想、町内を地域別に区分した地域別構想で構成します。



5. 計画対象区域

本町は、沖縄県本島南部に位置し、周囲を那覇市、豊見城市、八重瀬町、南城市、与那原町、西原町の6市町に囲まれています。

また、那覇広域都市計画区域に属しており、ほぼ中央に位置しています。



6. 都市計画マスタープランの経緯

本町においては、平成 11 年(1999 年)度に南風原町都市計画マスタープラン策定し、平成 16 年(2004 年)度には一部土地利用の変更に対応するため見直しを実施しました。

計画策定、見直しの理由については、以下の通りとなっています。



■平成 11 年 6 月

【策定の主な理由】

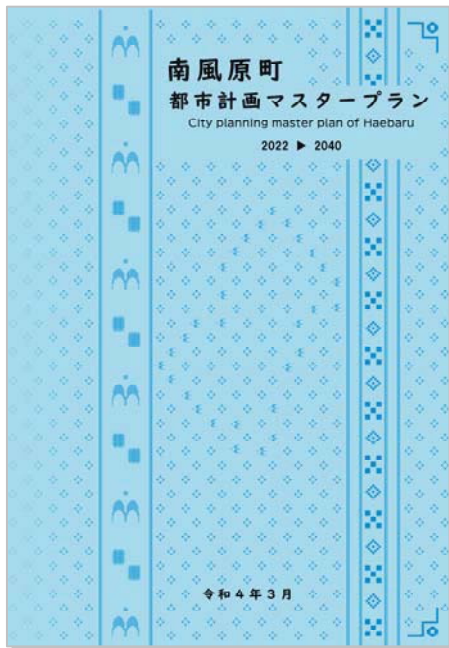
- ・平成 4 年 6 月の都市計画法改正により「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(都市計画法第 18 条の 2)、いわゆる都市計画マスタープランを策定することが法的に位置づけられた
- ・本町においても将来を見据えたまちづくりの指針となる計画づくりの必要性



■平成 16 年 6 月見直し

【見直し理由】

- ・新川地区(農業試験場跡地)に、沖縄県立の高度医療や救急医療、母子総合医療等に対応できる高度で多機能な病院の建設場所として決定したことによる土地利用方針の変更



■令和4年3月

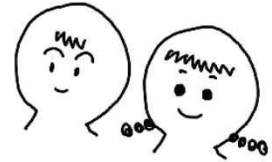
【策定の主な理由】

- ・都市計画マスタープランの策定から20年余りが経過して、本町や県の上位関連計画の見直し、法律改正や社会状況等の変化

都市計画コラム①

都市計画について

都市計画ってな〜に??



都市計画とは、都市の将来あるべき姿を想定し、そのために必要な規制、誘導、整備を行い、都市を適正に発展させようとする方法や手段のことを言うんだよ。

よくわかりません



わかりやすく説明すると、土地の使い方や建物の建て方についてのルールをつくったり、住みやすいまちづくりを進めていくことを目的にした計画のことを言うんだよ。

簡単に言うと

土地の使い方に関する計画

道路や公園などをつくる計画

新しいまちをつくるための計画

これらに関する計画を”都市計画”と言います。

僕たち私たちが住みやすいまちを作っていく計画のことを”都市計画”って言うんだね。もっと色々知りたいな〜



第2章

現状と課題

1. 人口
2. 産業の動向
3. 土地利用
4. 都市施設・市街地整備等
5. まちづくりの主要な課題

第2章 現状と課題

1. 人口

(1)人口・世帯数

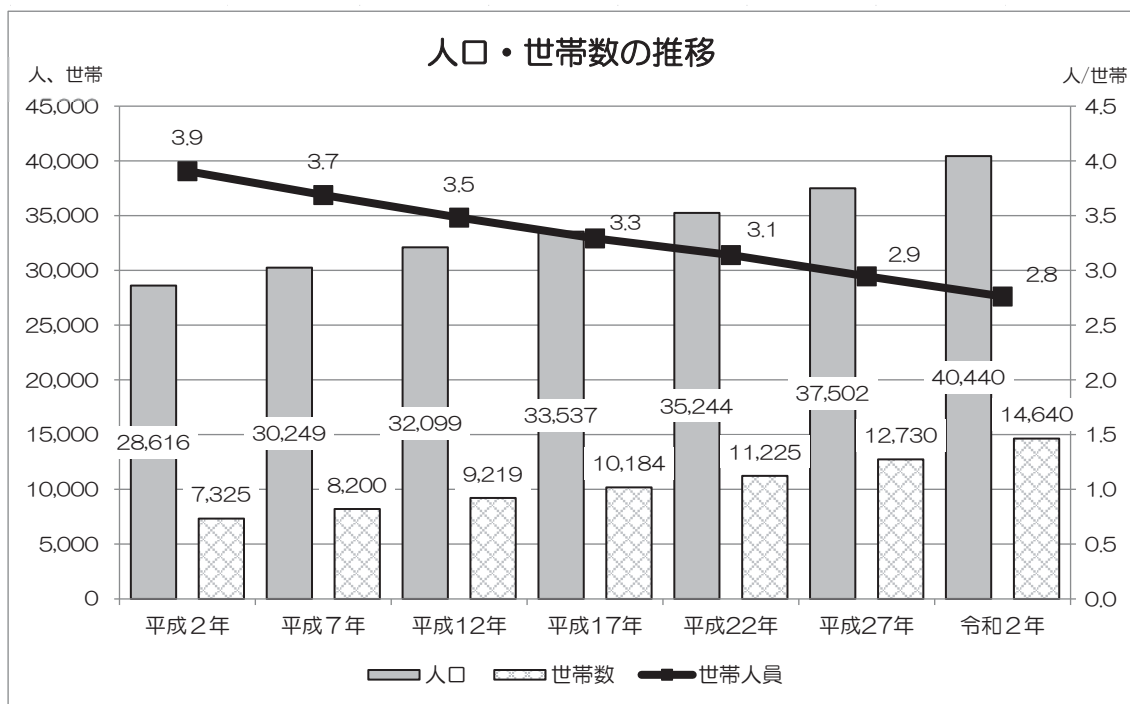
本町の人口・世帯数は、令和2年(2020年)時点で40,440人、14,640世帯となっており、平成2年(1990年)28,616人、7,325世帯から一貫して増加傾向にあります。世帯人員は、令和2年(2020年)2.8人となっており、平成2年(1990年)3.9人から毎年減少傾向にあります。

なお、令和3年(2021年)12月時点の住民基本台帳の人口は40,580人となっています。

■人口、世帯数

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	28,616	30,249	32,099	33,537	35,244	37,502	40,440
世帯数	7,325	8,200	9,219	10,184	11,225	12,730	14,640
1世帯当り人員	3.9	3.7	3.5	3.3	3.1	2.9	2.8
人口増加率	—	5.7%	6.1%	4.5%	5.1%	6.4%	7.8%
世帯増加率	—	11.9%	12.4%	10.5%	10.2%	13.4%	15.0%

資料：国勢調査



(2)年齢別人口

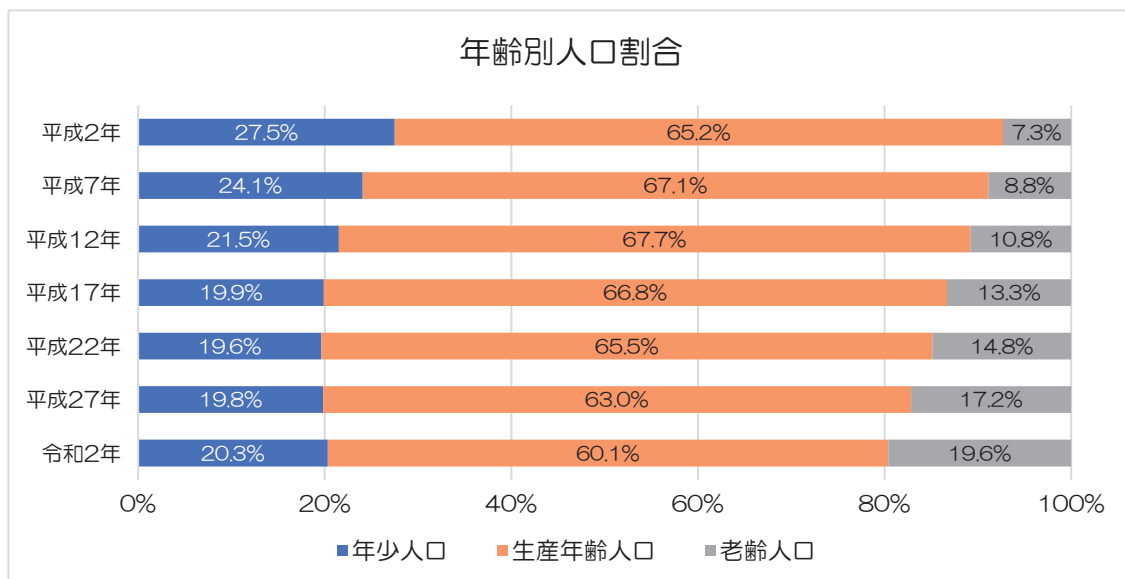
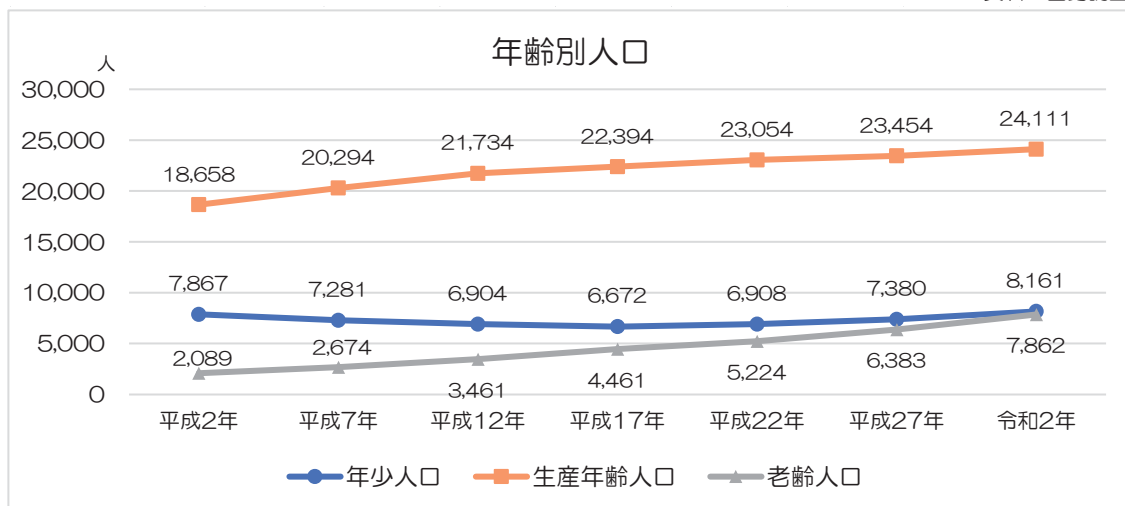
令和2年(2020年)の年齢別人口は、年少人口(0~14歳)8,161人(20.3%)、生産年齢人口(15~64歳)24,111人(60.1%)、高齢人口(65歳以上)7,862人(19.6%)となっています。

平成2年(1990年)からの推移をみると、年少人口は平成17年(2005年)まで減少しているが平成22年(2010年)から増加傾向となっています。生産年齢人口及び高齢人口は平成2年(1990年)から年々増加傾向となっています。

■年齢別人口

南風原町		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口		28,614	30,249	32,099	33,527	35,186	37,217	40,134
年少人口 (0~14歳)	人口	7,867	7,281	6,904	6,672	6,908	7,380	8,161
	構成比	27.5%	24.1%	21.5%	19.9%	19.6%	19.8%	20.3%
	増減率	—	-7.4%	-5.2%	-3.4%	3.5%	6.8%	10.6%
生産年齢人口 (15~64歳)	人口	18,658	20,294	21,734	22,394	23,054	23,454	24,111
	構成比	65.2%	67.1%	67.7%	66.8%	65.5%	63.0%	60.1%
	増減率	—	8.8%	7.1%	3.0%	2.9%	1.7%	2.8%
高齢人口 (65歳以上)	人口	2,089	2,674	3,461	4,461	5,224	6,383	7,862
	構成比	7.3%	8.8%	10.8%	13.3%	14.8%	17.2%	19.6%
	増減率	—	28.0%	29.4%	28.9%	17.1%	22.2%	23.2%
年齢不詳		2	0	0	10	58	285	306

資料：国勢調査



(3)人口動態

平成23年(2011年)から令和2年(2020年)までの10年間の人口動態をみると、200人台から700人台で推移しており、増減を繰り返しています。

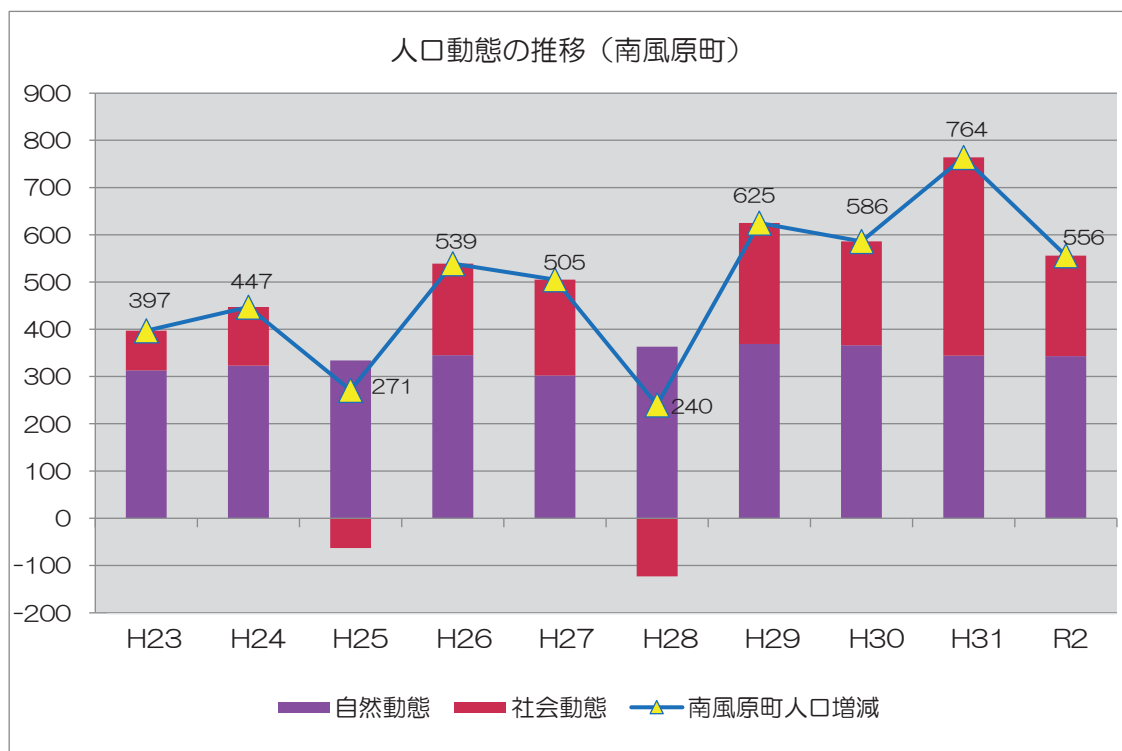
出生数から死亡者数を差引いた自然動態は300人程度で推移しており、転入者から転出者を差引いた社会動態は、増減を繰り返しています。

■人口動態の推移

(単位:人)

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
南風原町	出生	510	530	537	515	549	564	598	609	573	587
	死亡	197	207	203	170	247	201	229	243	229	244
自然動態		313	323	334	345	302	363	369	366	344	343
南風原町	転入	1,928	1,916	1,880	2,136	2,029	2,136	2,114	2,244	2,410	2,199
	転出	1,844	1,792	1,943	1,942	1,826	2,259	1,858	2,024	1,990	1,986
社会動態		84	124	-63	194	203	-123	256	220	420	213
南風原町人口増減		397	447	271	539	505	240	625	586	764	556

資料：住民基本台帳



(4)通勤・通学の流出・流入別人口

通勤・通学の流出人口の推移をみると、平成12年(2000年)～平成27年(2015年)まで、第1位は那覇市、第2位は浦添市となっており、第3位以降は豊見城市や南城市など隣接する市町への流出傾向がみられます。

流入人口の推移をみると、平成12年(2000年)～平成27年(2015年)まで、第1位は那覇市となっており、第2位以降は南城市、八重瀬町、豊見城市等となっており隣接する市町からの流入傾向がみられます。

■流出人口の推移(流出率1～5位)

	流出先														
	流出率第1位			第2位			第3位			第4位			第5位		
	市町村名	流出者数	流出率	市町村名	流出者数	流出率	市町村名	流出者数	流出率	市町村名	流出者数	流出率	市町村名	流出者数	流出率
平成12年	那覇市	4,407	31.5%	浦添市	867	6.2%	豊見城市	493	3.5%	糸満市	462	3.3%	西原町	450	3.2%
平成17年	那覇市	4,461	30.6%	浦添市	903	6.2%	豊見城市	588	4.0%	西原町	551	3.8%	糸満市	547	3.8%
平成22年	那覇市	4,292	28.5%	浦添市	953	6.3%	南城市	699	4.6%	豊見城市	649	4.3%	糸満市	600	4.0%
平成27年	那覇市	4,832	29.5%	浦添市	930	5.7%	豊見城市	807	4.9%	南城市	729	4.4%	糸満市	653	4.0%

※豊見城市は平成14年4月1日に市制を施行し、市町村名を「豊見城市」から「豊見城市」に変更

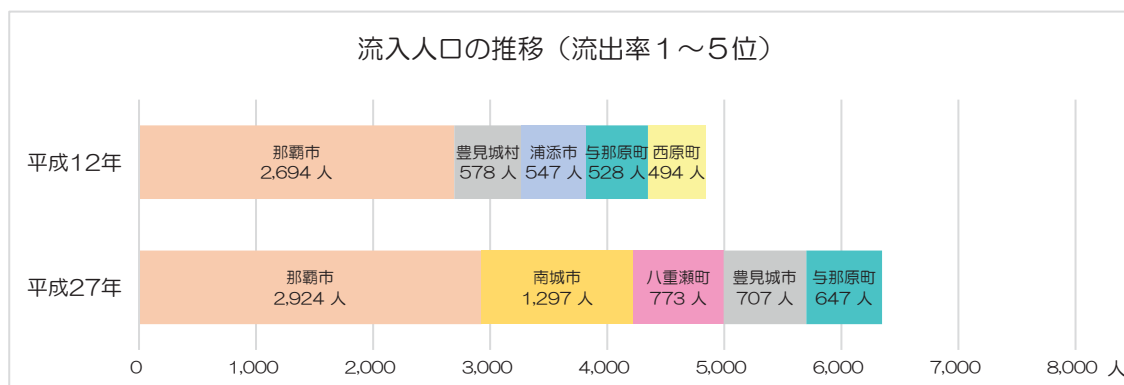
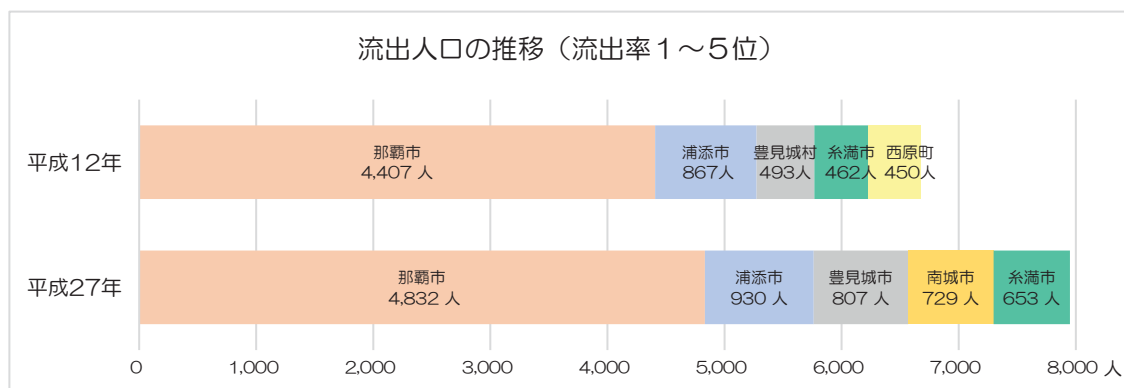
資料：平成28年 沖縄県都市計画基礎調査

■流入人口の推移(流入率1～5位)

	流入先														
	流入率第1位			第2位			第3位			第4位			第5位		
	市町村名	流入者数	流入率	市町村名	流入者数	流入率	市町村名	流入者数	流入率	市町村名	流入者数	流入率	市町村名	流入者数	流入率
平成12年	那覇市	2,694	20.7%	豊見城市	578	4.4%	浦添市	547	4.2%	与那原町	528	4.1%	西原町	494	3.8%
平成17年	那覇市	3,019	21.3%	豊見城市	673	4.7%	与那原町	627	4.4%	東風平町	569	4.0%	浦添市	568	4.0%
平成22年	那覇市	2,938	20.4%	南城市	1,239	8.6%	八重瀬町	753	5.2%	豊見城市	692	4.8%	与那原町	616	4.3%
平成27年	那覇市	2,924	20.3%	南城市	1,297	9.0%	八重瀬町	773	5.4%	豊見城市	707	4.9%	与那原町	647	4.5%

※豊見城市は平成14年4月1日に市制を施行し、市町村名を「豊見城市」から「豊見城市」に変更

資料：平成28年 沖縄県都市計画基礎調査



(5) 昼夜間人口比率と自市町村内就業率

本町の昼夜間人口比率は 0.95 で、那覇広域都市計画区域では西原町 1.17、那覇市 1.10、浦添市 1.03、北中城村 1.00 に次いで5番目に高い値となっています。

自市町村内の就業率は 0.31 で、那覇広域都市計画区域では那覇市 0.68、糸満市 0.52、浦添市 0.41、宜野湾市 0.35、西原町 0.35、八重瀬町 0.34 に次いで 7 番目となっています。

昼夜間人口比率と自市町村内就業率をクロスした、本町の類型は下図のようになります。本町の都市の性格は、住機能型に分類され、周辺都市などの住宅都市として機能しています。

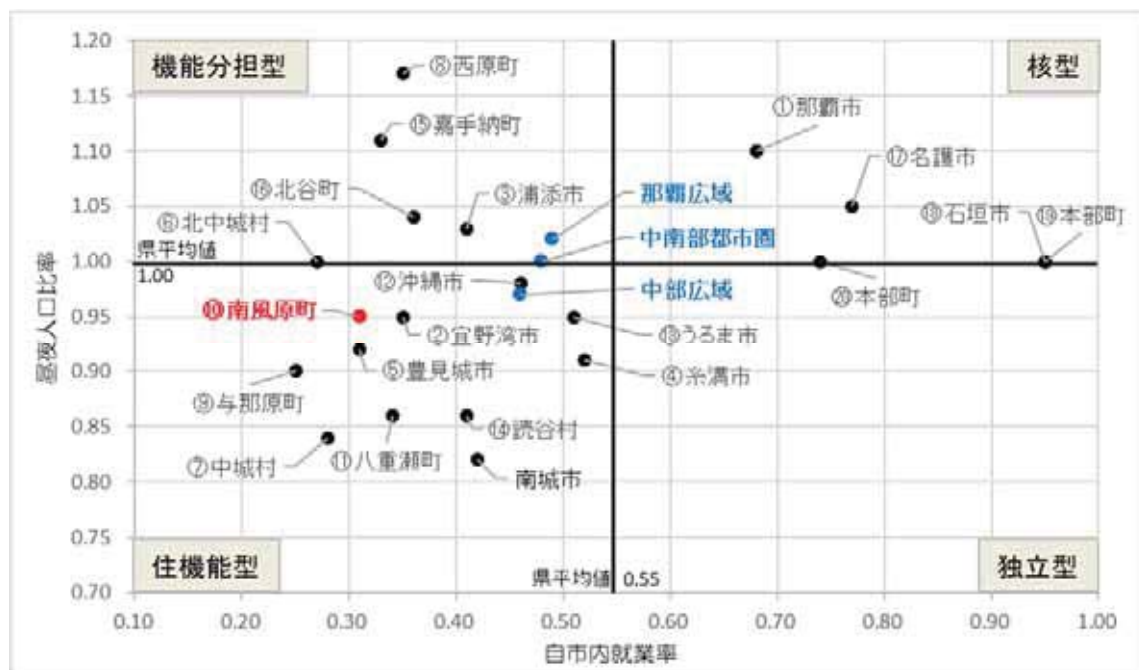
■ 昼夜間人口比率と自市町村内就業率

	①昼夜間人口比率	②自市町村内就業率		①昼夜間人口比率	②自市町村内就業率
①那覇市	1.10	0.68	⑫沖縄市	0.98	0.46
②宜野湾市	0.95	0.35	⑬うるま市	0.95	0.51
③浦添市	1.03	0.41	⑭読谷村	0.86	0.41
④糸満市	0.91	0.52	⑮嘉手納町	1.11	0.33
⑤豊見城市	0.92	0.31	⑯北谷町	1.04	0.36
⑥北中城村	1.00	0.27	中部広域	0.97	0.46
⑦中城村	0.84	0.28	南城市	0.82	0.42
⑧西原町	1.17	0.35	中南部都市圏	1.00	0.48
⑨与那原町	0.90	0.25	⑰名護市	1.05	0.77
⑩南風原町	0.95	0.31	⑱石垣市	1.00	0.95
⑪八重瀬町	0.86	0.34	⑲宮古島市	1.00	0.95
那覇広域	1.02	0.49	⑳本部町	1.00	0.74

【昼夜間人口比率】
 常住人口 100 人当たりの昼間人口の割合であり、100 を超えているときは通勤・通学人口の流入超過、100 を下回っているときは流出超過を示している。

【自市町村内就業率】
 就業先が常住している市町村と同一の市町村にある割合

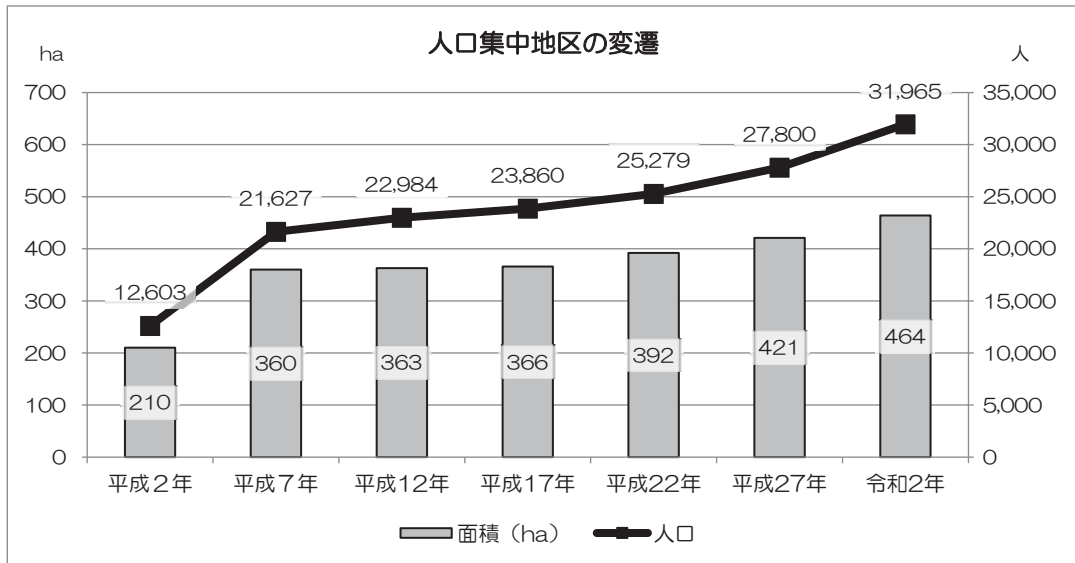
資料：国勢調査



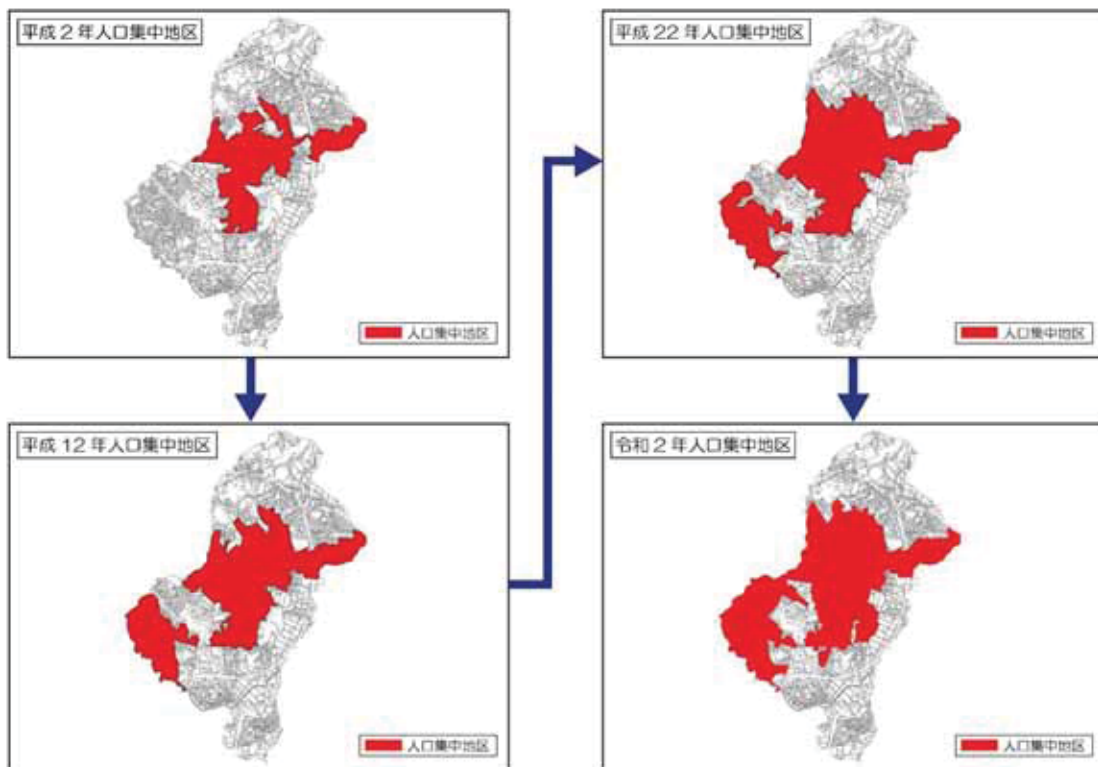
核型：生活圏における中心都市としての機能
 独立型：1都市である程度独立した生活圏を形成
 住機能型：周辺都市などの住宅都市として機能
 機能分担型：職などの機能に特化

(6)人口集中地区(DID)の推移

人口集中地区(DID)[※]は、町全体の面積 1,072ha に対して、平成 27 年(2015 年)時点で 421ha (町面積の約 39.1%)、人口 27,800 人(町人口の約 74.1%)であり、面積・人口ともに増加傾向にあります。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

※人口集中地区(DID)：国勢調査において設定される人口密度が 1ha あたり 40 人以上かつ人口 5,000 人以上の地域で、実質的な都市地域を表します。

本町が考える人口に関する課題

【人口からの考察】

- ・ 人口は増加傾向にあり、都市化に対応したまちづくりが必要です。
- ・ 高齢化が進行しており、福祉のまちづくりの視点が必要です。
- ・ 通勤・通学の流出人口・流入人口、昼夜間人口比率をみると、那覇市など周辺市町への流出が高い状況にあります。町内での雇用の創出を図り、定住人口の増加につなげ、経済的な自立を高めるまちづくりが望まれます。

2. 産業の動向

(1) 産業別就業者数

平成27年(2015年)における産業別就業者数をみると、第3次産業(12,449人)が最も多く、次いで第2次産業(2,462人)、第1次産業(564人)となっています。

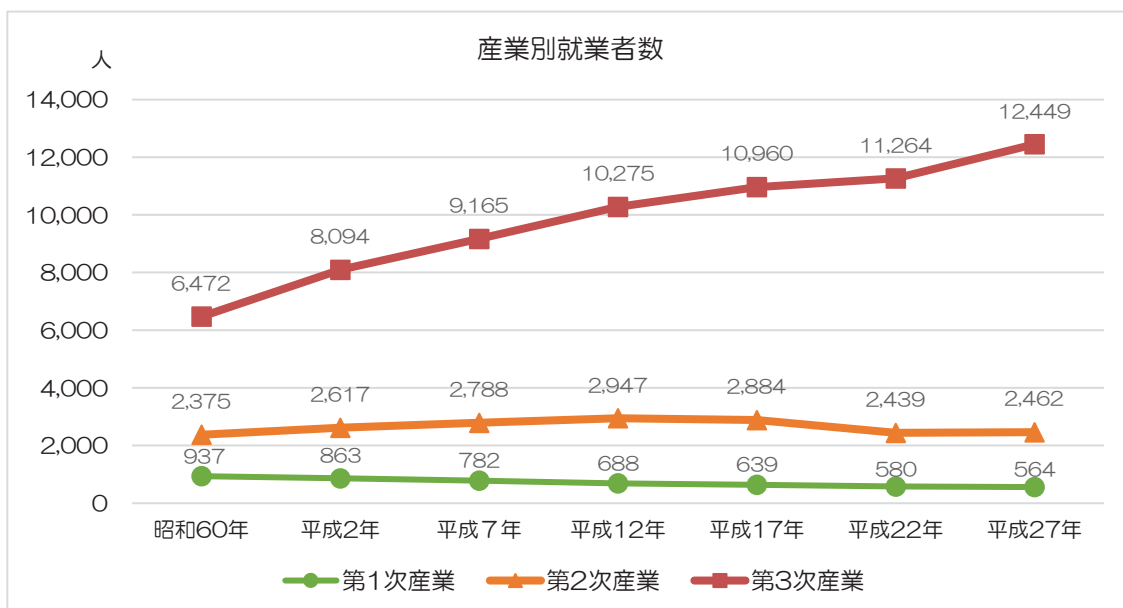
産業別にみると「医療・福祉」(17.5%)が最も高く、次いで「卸売業・小売業」(14.4%)、「建設業」(9.0%)となっています。

第1次産業就業者数は減少傾向、第2次産業就業者数は横ばいから減少傾向、第3次産業就業者数は増加傾向にあります。

■ 産業別就業者数の推移

産業大分類	昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	就業者数(人)	構成比(%)	就業者数(人)	構成比(%)	就業者数(人)	構成比(%)	就業者数(人)	構成比(%)	就業者数(人)	構成比(%)	就業者数(人)	構成比(%)	就業者数(人)	構成比(%)	就業者数(人)	構成比(%)	就業者数(人)	構成比(%)
農業・林業	897	17.7	928	11.9	926	9.4	852	7.4	773	6.1	669	4.8	620	4.3	569	3.8	551	3.4
漁業	4	0.1	13	0.2	11	0.1	11	0.1	9	0.1	19	0.1	19	0.1	11	0.1	13	0.1
第1次産業合計表	901	17.8	941	12.1	937	9.6	863	7.4	782	6.1	688	4.9	639	4.4	580	3.8	564	3.4
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	2	0.0	3	0.0	4	0.0	10	0.1	10	0.1	11	0.1	3	0.0	2	0.0
建設業	672	13.2	1,123	14.4	1,364	13.9	1,531	13.2	1,732	13.6	1,847	13.2	1,656	11.4	1,427	9.5	1,483	9.0
製造業	694	13.7	949	12.2	1,008	10.3	1,082	9.3	1,046	8.2	1,090	7.8	1,217	8.3	1,009	6.7	977	6.0
第2次産業合計表	1,366	26.9	2,074	26.6	2,375	24.2	2,617	22.6	2,788	21.9	2,947	21.1	2,884	19.8	2,439	16.2	2,462	15.0
電気・ガス・熱供給・水道業	23	0.5	55	0.7	62	0.6	63	0.5	63	0.5	82	0.6	83	0.6	90	0.6	125	0.8
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	337	2.3	296	2.0	399	2.4
運輸業、郵便業	350	6.9	550	7.1	706	7.2	867	7.5	819	6.4	855	6.1	697	4.8	754	5.0	714	4.4
卸売業、小売業	850	16.8	1,555	19.9	2,110	21.5	2,651	22.9	2,936	23.0	3,255	23.3	2,549	17.5	2,337	15.5	2,367	14.4
金融・保険業	74	1.5	153	2.0	222	2.3	290	2.5	331	2.6	323	2.3	317	2.2	309	2.0	322	2.0
不動産業、物品賃貸業	26	0.5	26	0.3	71	0.7	105	0.9	114	0.9	117	0.8	152	1.0	297	2.0	335	2.0
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	484	3.2	562	3.4
宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	780	5.4	786	5.2	808	4.9
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	567	3.8	601	3.7
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	910	6.2	963	6.4	1,061	6.5
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,907	13.1	2,336	15.5	2,868	17.5
複合サービス事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	235	1.6	150	1.0	207	1.3
サービス業(他に分類されないもの)	1,094	21.6	1,924	24.7	2,640	26.9	3,388	29.2	4,075	32.0	4,733	33.9	2,158	14.8	1,057	7.0	1,161	7.1
公務	362	7.1	511	6.6	661	6.7	730	6.3	827	6.5	910	6.5	835	5.7	838	5.6	919	5.6
第3次産業合計表	2,779	54.8	4,774	61.2	6,472	66.0	8,094	69.8	9,165	71.9	10,275	73.5	10,960	75.2	11,264	74.7	12,449	76.0
分類不能	28	0.6	9	0.1	22	0.2	17	0.1	7	0.1	69	0.5	92	0.6	795	5.3	915	5.6
合計	5,074	100.0	7,798	100.0	9,806	100.0	11,591	100.0	12,742	100.0	13,979	100.0	14,575	100.0	15,078	100.0	16,390	100.0

資料：国勢調査

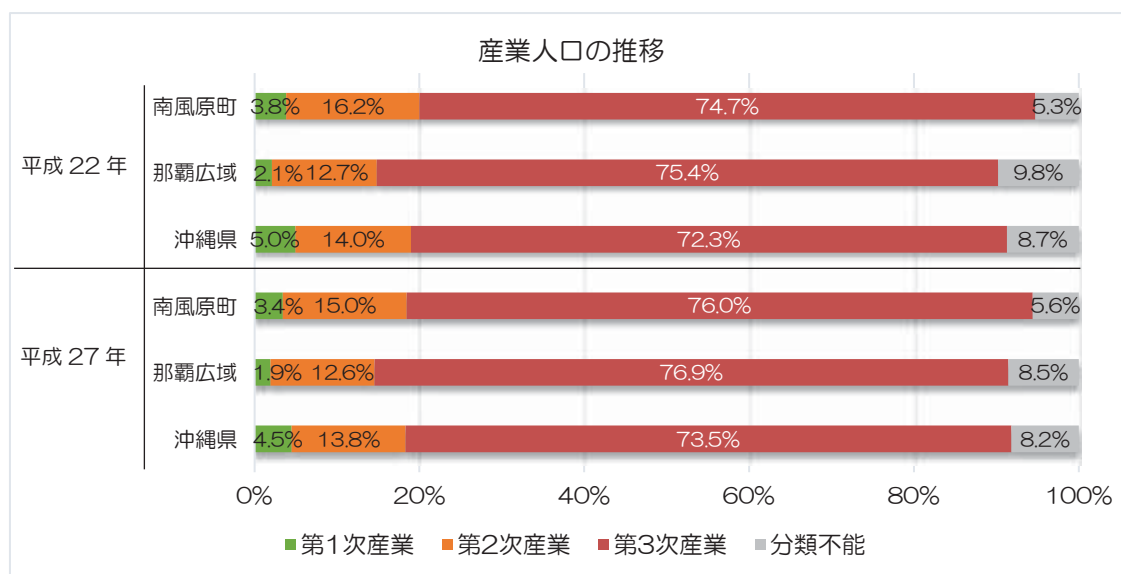


また、那覇広域都市計画区域及び沖縄県の産業別就業者数の構成をみると、第3次産業の割合が最も高く、次いで第2次産業、第1次産業となっており、本町と同様の傾向にあります。

■産業人口の推移

区分	種別	平成22年		平成27年	
		人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)
南風原町	第1次産業	580	3.8%	564	3.4%
	第2次産業	2,439	16.2%	2,462	15.0%
	第3次産業	11,264	74.7%	12,449	76.0%
	分類不能	795	5.3%	915	5.6%
	合計	15,078	100.0%	16,390	100.0%
那覇広域	第1次産業	6,876	2.1%	6,394	1.9%
	第2次産業	41,438	12.7%	41,551	12.6%
	第3次産業	245,751	75.4%	253,286	76.9%
	分類不能	31,866	9.8%	28,154	8.5%
	合計	325,931	100.0%	329,385	100.0%
沖縄県	第1次産業	28,713	5.0%	26,593	4.5%
	第2次産業	81,142	14.0%	81,508	13.8%
	第3次産業	418,321	72.3%	433,334	73.5%
	分類不能	50,462	8.7%	48,199	8.2%
	合計	578,638	100.0%	589,634	100.0%

資料：国勢調査



(2)商業活動の推移

平成28年(2016年)における商業活動をみると、商店数263店、従業者数3,155人、販売額1,045億3千万円となっています。

商店数は減少傾向となっており、平成6年(1994年)の391店から平成28年(2016年)には263店と128店減少しています。

従業者数は増減を繰り返しており、平成6年(1994年)の2,141人から平成28年(2016年)には3,155人と1,014人増加しています。

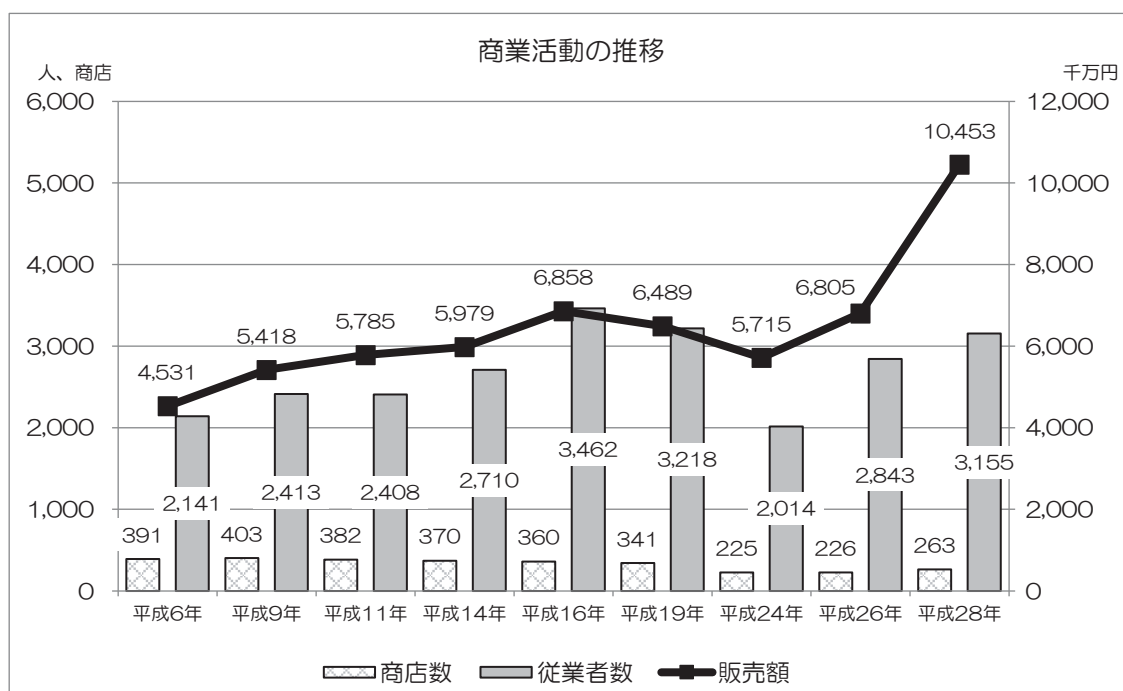
販売額は増加傾向にあり、平成6年(1994年)の453億1千万円から平成28年(2016年)には1,045億3千万円となり592億2千万円の増加となっています。

■商業活動の推移

(単位：店、人、千万円)

南風原町		平成6年	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	平成24年	平成26年	平成28年
商店数	卸売業	55	86	92	88	86	62	50	51	62
	小売業	336	317	290	282	274	279	175	175	201
	計	391	403	382	370	360	341	225	226	263
従業者数	卸売業	452	667	732	704	782	570	416	533	749
	小売業	1,689	1,746	1,676	2,006	2,680	2,648	1,598	2,310	2,406
	計	2,141	2,413	2,408	2,710	3,462	3,218	2,014	2,843	3,155
販売額	卸売業	1,895	2,825	3,229	3,049	3,598	2,690	2,486	3,098	6,001
	小売業	2,636	2,593	2,556	2,930	3,267	3,799	3,229	3,707	4,452
	計	4,531	5,418	5,785	5,979	6,858	6,489	5,715	6,805	10,453

資料：商業統計調査



(3)工業活動の推移

平成30年(2018年)における工業活動をみると、事業所数41事業所、従業者数626人、工業出荷額は93億1千万円となっています。

事業所数は減少傾向となっており、平成9年(1997年)の130事業所から平成30年(2018年)には41事業所と89事業所減少しています。

従業者数は減少傾向となっており、平成9年(1997年)の1,169人から平成30年(2018年)には626人と543人減少しています。

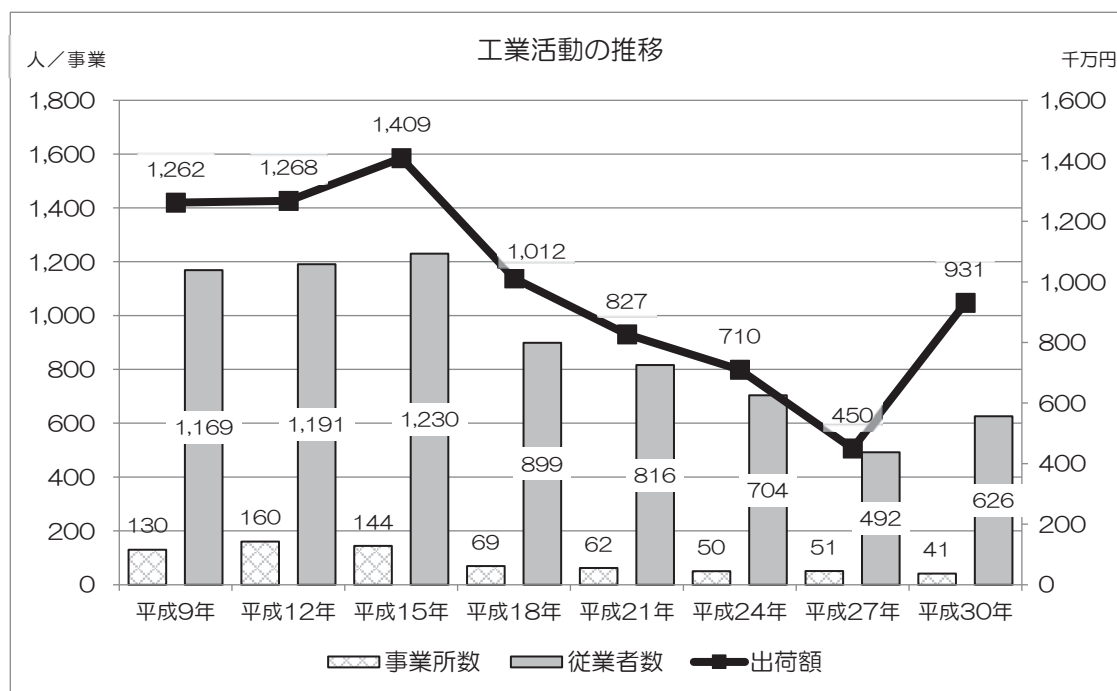
出荷額は、平成9年(1997年)126億2千万円から平成27年(2015年)には45億円と減少していましたが、平成30年(2018年)には93億1千万円と回復傾向にあります。

■工業活動の推移(単位:事業所、人、千万円)

(単位:事業所、人、千万円)

南風原町	平成9年	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年
事業所数	130	160	144	69	62	50	51	41
従業者数	1,169	1,191	1,230	899	816	704	492	626
出荷額	1,262	1,268	1,409	1,012	827	710	450	931

資料: 沖縄県の工業



(4) 農業活動の推移

平成27年(2015年)における本町の農家戸数は410戸、経営耕地面積は151haとなっています。

農家戸数は年々減少傾向となっており、平成2年(1990年)の926戸から平成27年(2015年)には410戸と516戸減少しています。

経営耕地面積は年々減少傾向となっており、平成2年(1990年)の397haから平成27年(2015年)には151haと246ha減少しています。

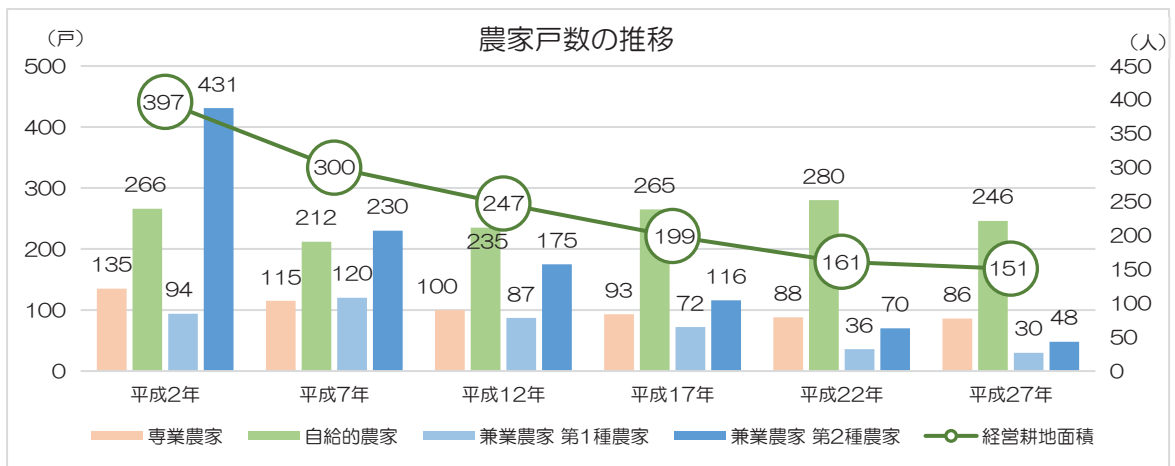
■ 農家戸数の推移

単位: 戸/ha

	総農家	自給的農家	販売農家戸数 (専業農家+兼業農家)	専業農家	兼業農家		経営耕地面積	
					計	第1種兼業		第2種兼業
平成2年	926	266	660	135	525	94	431	397
平成7年	677	212	465	115	350	120	230	300
平成12年	597	235	362	100	262	87	175	247
平成17年	546	265	281	93	188	72	116	199
平成22年	474	280	194	88	106	36	70	161
平成27年	410	246	164	86	78	30	48	151

※自給的農家: 経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
販売農家: 経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家
第一種兼業農家: 農業所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家
第二種兼業農家: 兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家

資料: 農業関係統計



農業産出額は増加傾向にあり、平成26年(2014年)9億9千万円から平成30年(2018年)は11億1千万円となり、1億2千万円の増加となっています。

■ 農業産出額(推計)

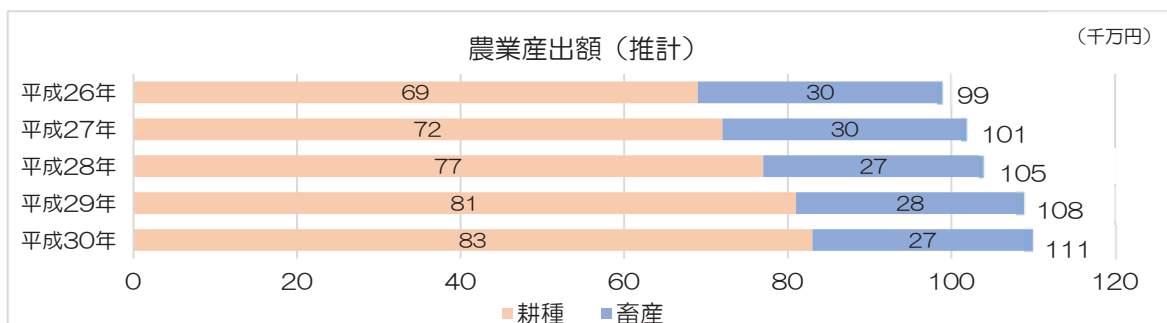
	農業産出額	耕種							畜産						加工農作物		
		計	いも類	野菜	果実	花き	工芸農作物	その他作物	計	肉用牛	乳用牛	生乳	豚	鶏		鶏卵	その他畜産物
平成26年	99	69	1	41	12	12	2	2	30	0	18	17	x	-	-	x	-
平成27年	101	72	1	40	13	14	2	2	30	1	18	18	x	-	-	x	-
平成28年	105	77	1	47	12	13	3	1	27	1	16	16	x	-	-	x	-
平成29年	108	81	2	50	13	13	2	1	28	1	15	15	x	-	-	x	-
平成30年	111	83	2	53	14	12	2	1	27	1	15	15	x	-	-	x	-

※「0」: 単位に満たないもの(例: 0.4千万円 → 0千万円)

「-」: 事実のないもの

「x」: 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

資料: 農林水産省「市町村別農業産出額(推計)(農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果)」



本町が考える産業の動向に関する課題

【産業の動向の考察】

- ・ 多くの病院や大規模商業施設の立地により第3次産業の割合が高く、特に医療福祉、卸売業、小売業の就業者数が多いのが、本町の特徴となっています。
- ・ 商店数は減少傾向にあり、地域に身近な日常生活に必要な店舗が立地しやすい環境づくりが望まれます。
- ・ 商業販売額、工業出荷額は増加傾向にあり、今後も、道路交通の利便性や都市近郊にある立地特性を活かした産業の集積が望まれます。
- ・ 農家戸数、経営耕地面積は減少しているが、農業産出額は近年増加しており農業生産の効率化が進んでいると想定されます。今後も生産性の高い農業の展開が望まれます。

3. 土地利用

(1)土地利用現況

本町の土地利用現況をみると町全体では、畑 234.8ha(21.9%)が最も多く、次いで住宅用地 214.4ha(20.0%)、道路用地 169.9ha(15.8%)、山林 145.5ha(13.6%)の順となっており、都市的土地利用の割合が 59.5%、自然的土地利用の割合が 40.5%となっています。

市街化区域では、住宅用地 155.4ha(35.2%)が最も多く、道路用地 73.5ha(16.6%)、商業用地 34.7ha(7.9%)など都市的土地利用の割合が 81.8%となっています。

市街化調整区域では、畑 198.7ha(31.5%)や山林 118.5ha(18.8%)など自然的土地利用の割合が 56.1%を占めています。

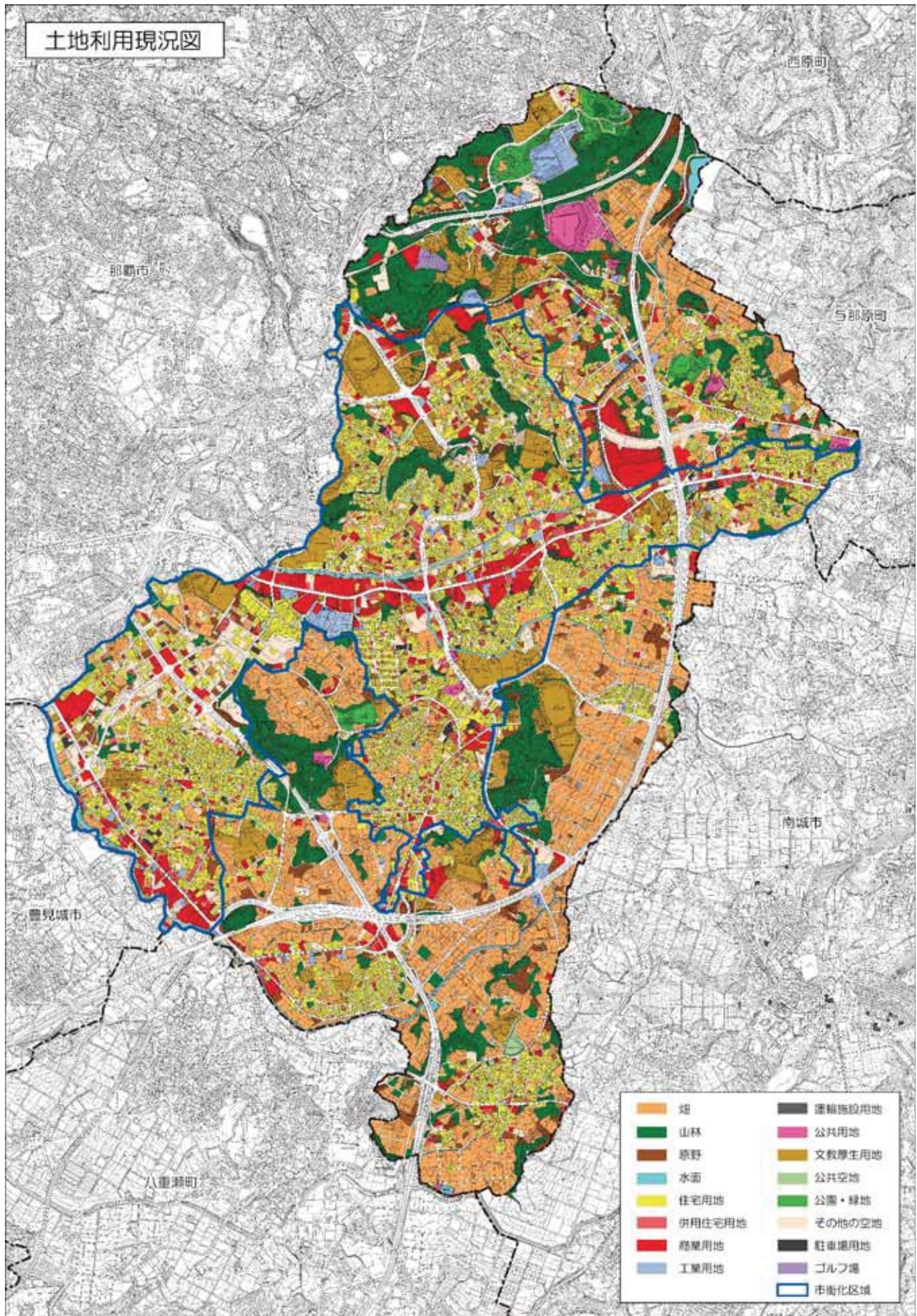
■土地利用現況

	区分	自然的土地利用					都市的土地利用									合計
		畑	山林	その他の自然地	水面	計	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	その他の空地	計	
市街化区域	面積 (ha)	36.1	27.0	12.1	5.3	80.5	155.4	34.7	6.6	—	42.1	73.5	5.3	43.6	361.2	441.7
	割合 (%)	8.2%	6.1%	2.7%	1.2%	18.2%	35.2%	7.9%	1.5%	—	9.5%	16.6%	1.2%	9.9%	81.8%	100%
市街化調整区域	面積 (ha)	198.7	118.5	30.5	5.7	353.4	59.0	19.9	11.6	0.26	62.0	96.4	0.78	26.9	276.8	630
	割合 (%)	31.5%	18.8%	4.8%	0.9%	56.1%	9.4%	3.2%	1.8%	0.04%	9.8%	15.3%	0.12%	4.3%	43.9%	100%
全体	面積 (ha)	234.8	145.5	42.6	11.0	433.9	214.4	54.6	18.2	0.3	104.1	169.9	6.1	70.5	638.1	1,072
	割合 (%)	21.9%	13.6%	4.0%	1.0%	40.5%	20.0%	5.1%	1.7%	0.02%	9.7%	15.8%	0.6%	6.6%	59.5%	100%

資料：平成 28 年沖縄県都市計画基礎調査



土地利用現況図



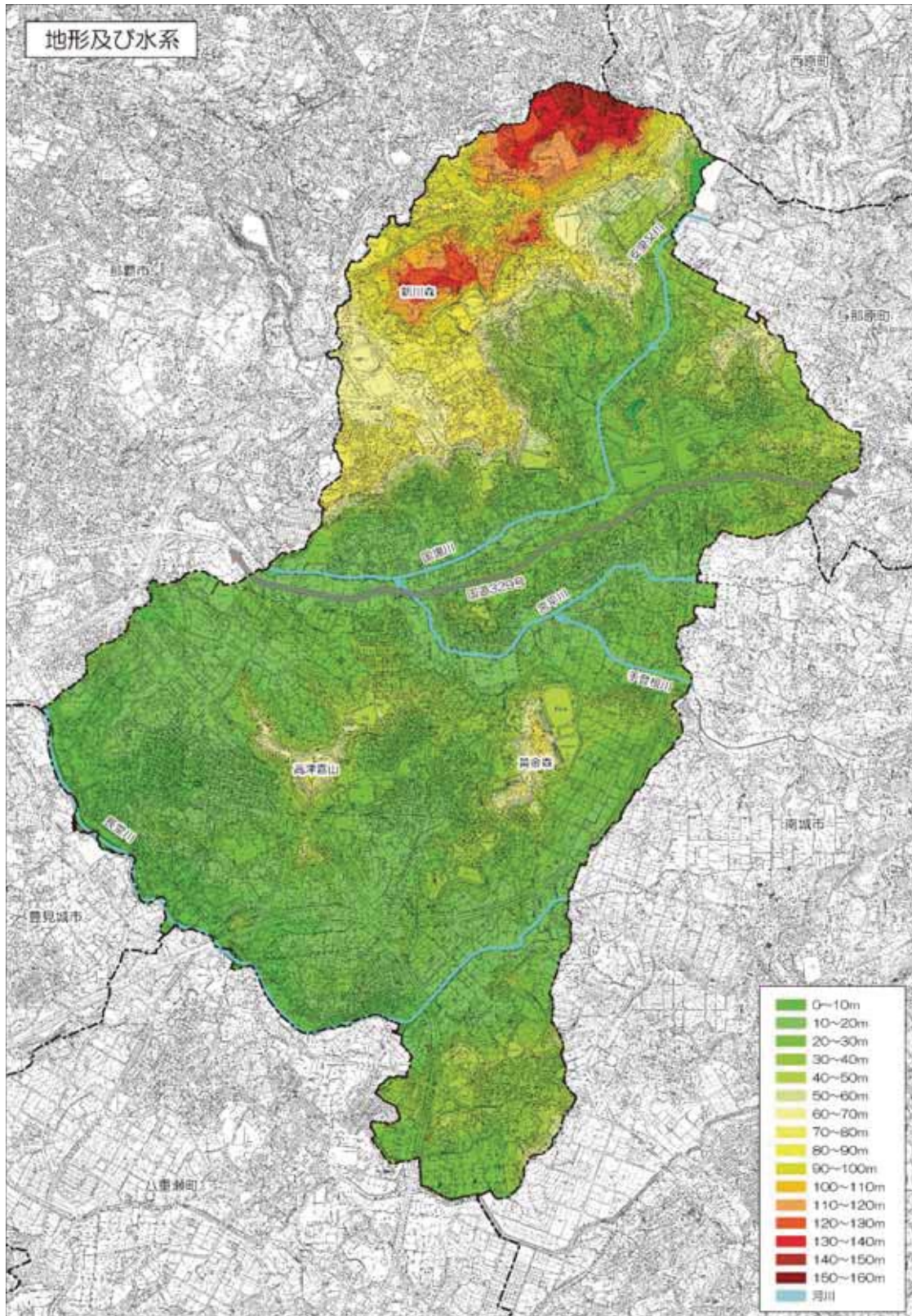
資料：平成 28 年沖縄県都市計画基礎調査

(2) 地形及び水系

本町の地形は、国道 329 号から北側の区域は標高が高く、国道 329 号から南側は標高が低く、高低差が少なくほぼ平坦な状況となっています。

三大森(黄金森、高津華山、新川森)が標高の高い位置にあり、本町の緑のシンボルとして位置づけられています。

水系としては、国場川、長堂川、宮平川、手登根川、安里又川などの河川があります。



(3)用途地域の指定状況

本町の面積は 1,076ha で、市街化区域※は 441.7 ha、市街化調整区域※634.3 ha となっています。

市街化区域では、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の 10 種類の用途地域が指定されています。

用途地域別でみると第一種低層住居専用地域(238ha:53.9%)が最も多く、次いで、第一種住居地域(51.2ha:11.6%)、第二種低層住居専用地域(32.7ha:7.4%)の順となっています。

用途地域の系統別でみると住居系(399.1ha:90.4%)が最も多く、商業系(22.7ha:5.1%)、工業系(19.9ha:4.5%)の順となっています。

■用途地域の指定状況

(単位:ha)

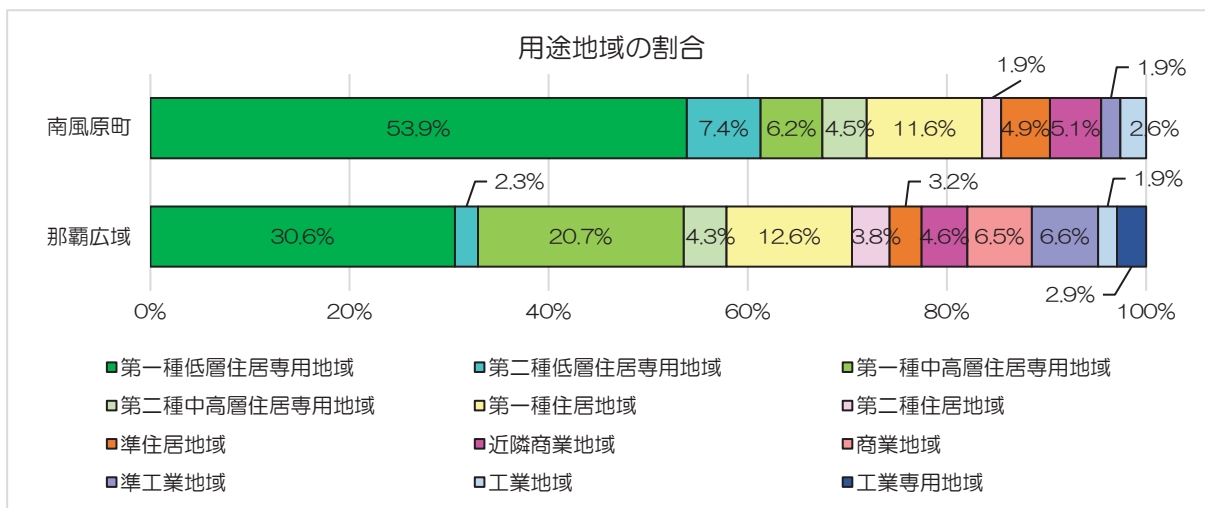
		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	合計
		南風原町	面積(ha)	238	32.7	27.4	19.7	51.2	8.4	21.7	22.7	-	8.5	11.4
	割合(%)	53.9%	7.4%	6.2%	4.5%	11.6%	1.9%	4.9%	5.1%	0.0%	1.9%	2.6%	0.0%	100.0%
那覇広域	面積(ha)	2871	217	1940	404	1182	355	301	433	608	624	178	273.8	9386.3
	割合(%)	30.6%	2.3%	20.7%	4.3%	12.6%	3.8%	3.2%	4.6%	6.5%	6.6%	1.9%	2.9%	100.0%

資料：H31年都市計画現況調査

■用途地域の系統

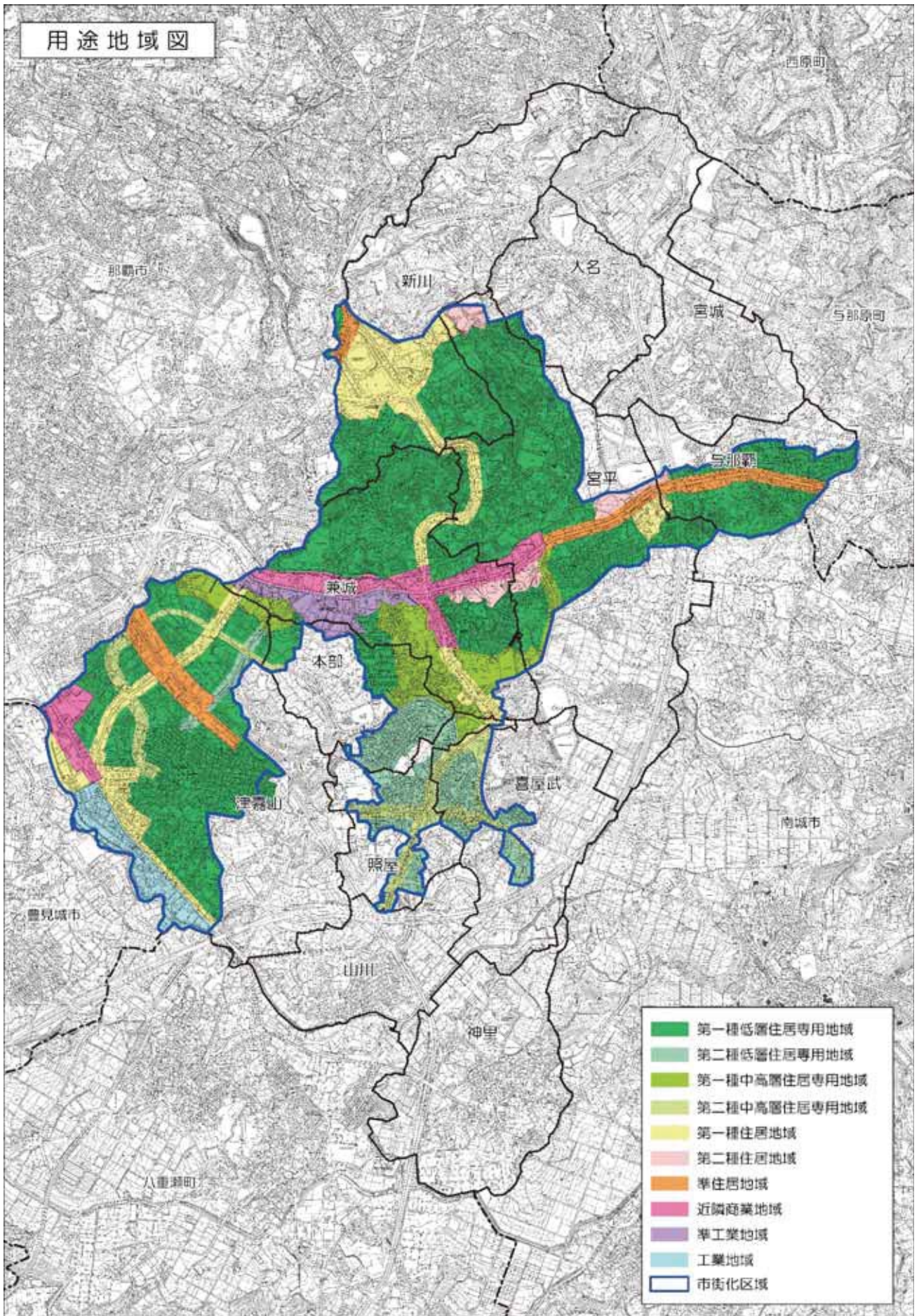
		住居系		商業系	工業系	合計
		南風原町	面積(ha)	399.1		22.7
	割合(%)	90.4%		5.1%	4.5%	100.0%
那覇広域	面積(ha)	7,269.8		1,040.3	1,076.2	9,386.3
	割合(%)	77.5%		11.1%	11.5%	100.0%

資料：H31年都市計画現況調査



※市街化区域:すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。市街化区域には用途地域が指定され、市街化区域面積＝用途地域指定面積である。

※市街化調整区域:市街化区域以外の区域(用途地域が指定されていない区域)で土地利用に一定の制限を図り、市街化を抑制する区域。



資料：南風原町用途地域図

(4) 建物用途現況

本町に立地する建物は 7,257 棟となっており、市街化区域は 4,510 棟(62.1%)、市街化調整区域は 2,747 棟(37.9%)となっています。

建物用途別でみると、住宅(4,681 棟)が最も多く、次いで共同住宅(665 棟)、店舗等併用住宅(437 棟)、空家(341 棟)、業務施設(273 棟)、文教厚生施設(212 棟)の順となっています。

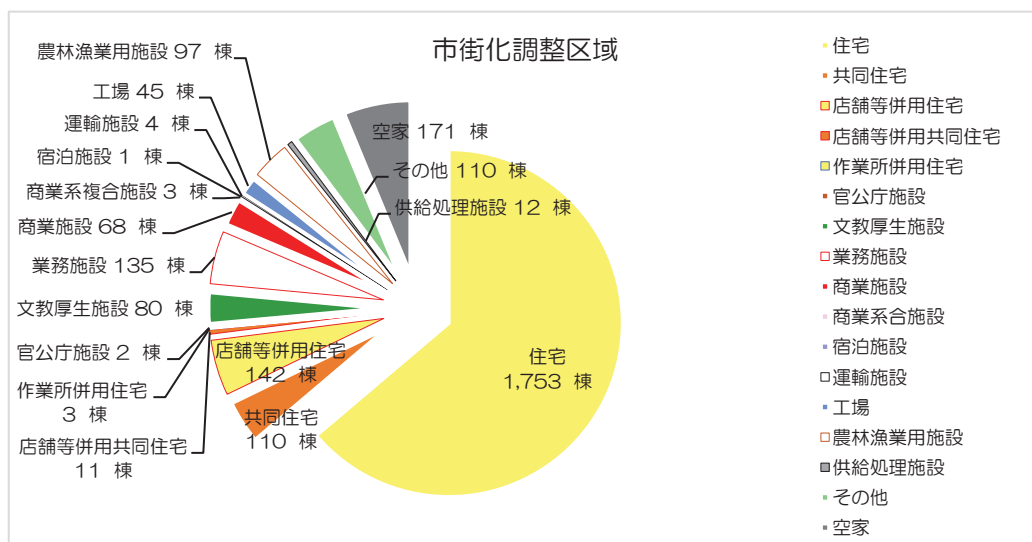
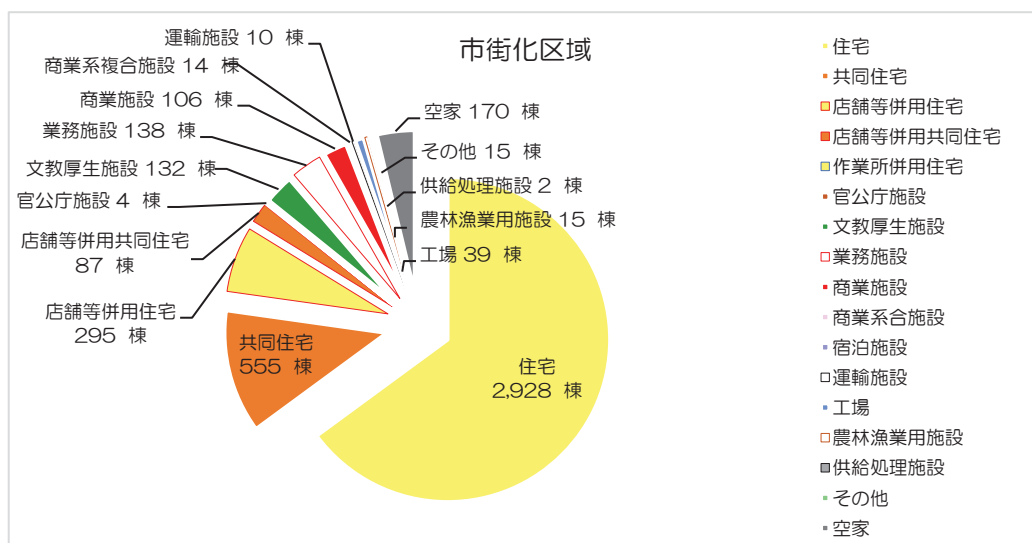
■ 建物用途現況

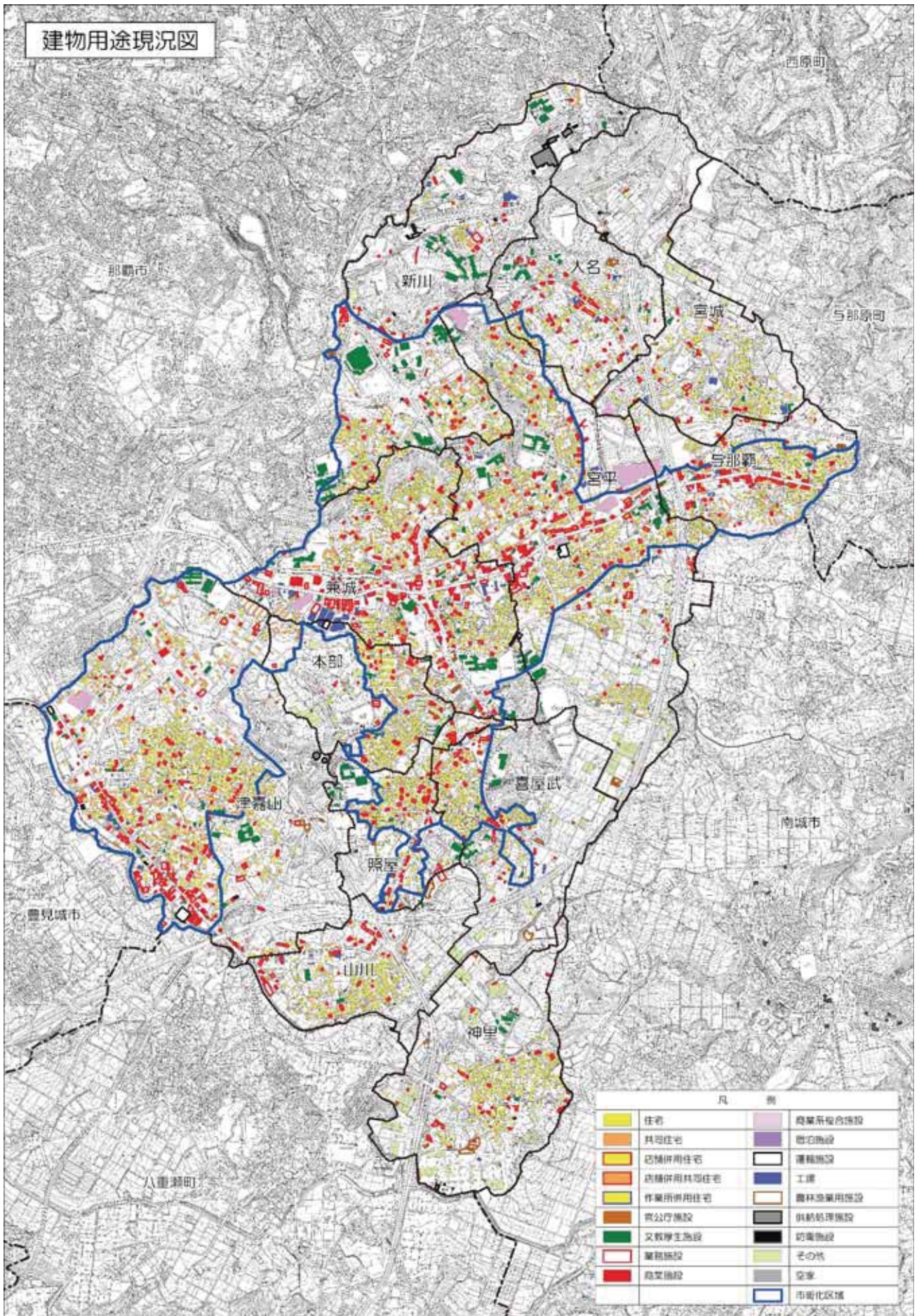
(単位：棟)

	住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	店舗等併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設	業務施設	商業施設	商業系複合施設
市街化区域	2,928	555	295	87	0	4	132	138	106	14
市街化調整区域	1,753	110	142	11	3	2	80	135	68	3
計	4,681	665	437	98	3	6	212	273	174	17

	宿泊施設	運輸施設	工場	農林漁業用施設	供給処理施設	その他	空家	全体	市街化区域と市街化調整区域の割合
市街化区域	0	10	39	15	2	15	170	4,510	62.1%
市街化調整区域	1	4	45	97	12	110	171	2,747	37.9%
計	1	14	84	112	14	125	341	7,257	

資料：平成29年 沖縄県都市計画基礎調査





第2章
現状と課題

資料:平成 29 年 沖縄県都市計画基礎調査

(5)新築状況

平成23年(2011年)から平成28年(2016年)の新築件数は649件あり、住居系が最も多く609件(93.8%)、次いで商業系31件(4.8%)、工業系6件(0.9%)、その他2件(0.3%)となっています。

新築件数649件の内訳は、市街化区域501件(77.2%)、市街化調整区域59件(9.1%)、都市計画法第34条11号区域*89件(13.7%)、となっています。

市街化区域で新築件数が最も多い地区は、津嘉山219件(43.7%)、次いで宮平76件(15.2%)、兼城72件(14.4%)、新川54件(10.8%)、与那覇30件(6.0%)の順となっています。

市街化調整区域で新築件数が最も多い地区は、宮平9件(15.3%)、次いで、大名、喜屋武が共に8件(13.6%)、新川、津嘉山が共に6件(10.2%)、与那覇5件(8.5%)の順となっています。

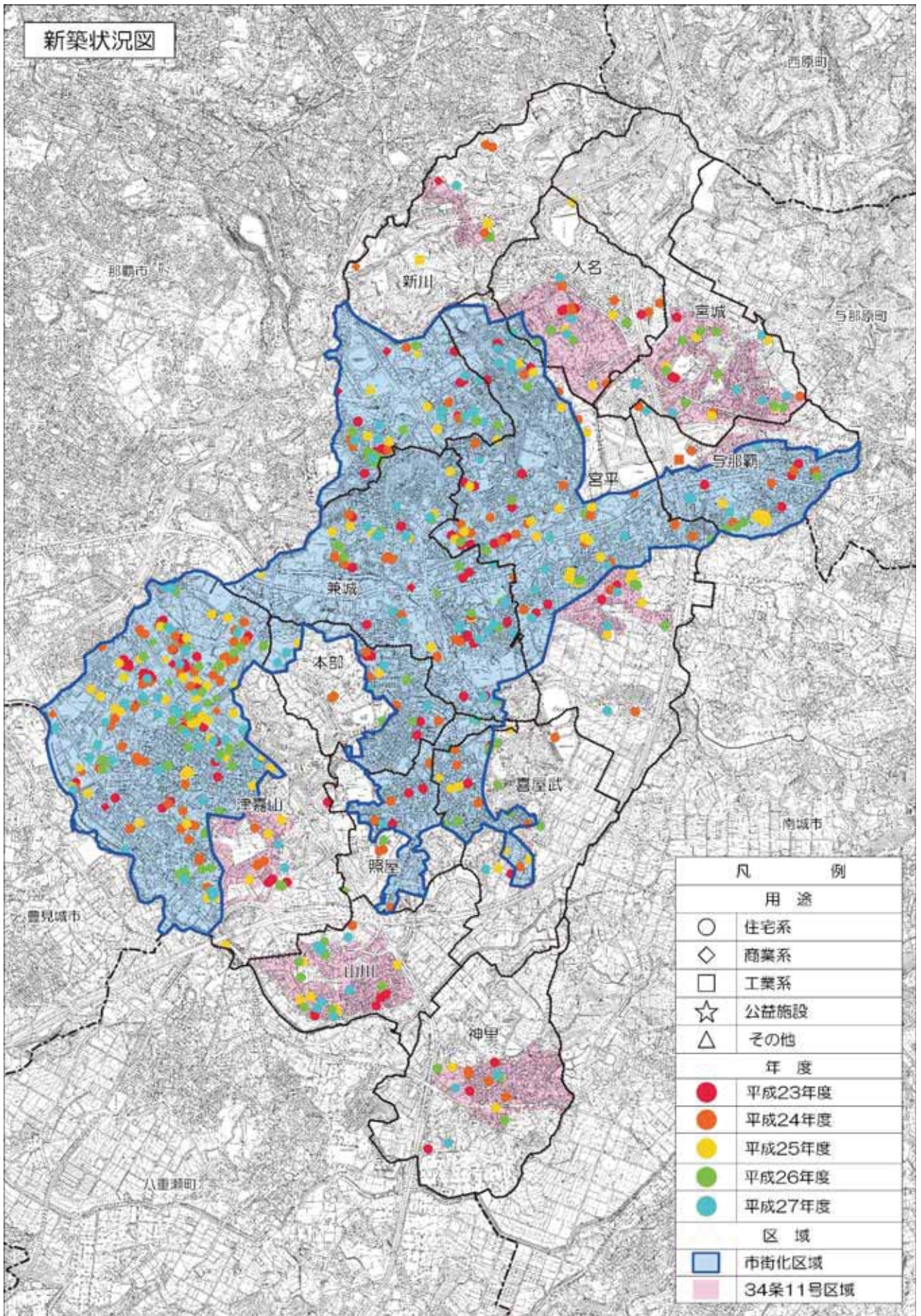
都市計画法第34条11号区域で新築件数が最も多い地区は、山川25件(28.1%)、次いで宮城20件(22.5%)、神里15件(16.9%)、大名14件(15.7%)の順となっています。

■地区別新築状況(平成23年度～平成28年度)

地域名	合計		住居系		商業系		工業系		公益施設		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
市街化区域	与那覇	30	6.0%	30	100.0%	-	-	-	-	-	-	-
	大名	2	0.4%	2	100.0%	-	-	-	-	-	-	-
	新川	54	10.8%	51	94.4%	3	5.6%	-	-	-	-	-
	宮平	76	15.2%	74	97.4%	1	1.3%	-	-	-	1	1.3%
	兼城	72	14.4%	67	93.1%	5	6.9%	-	-	-	-	-
	本部	18	3.6%	18	100.0%	-	-	-	-	-	-	-
	喜屋武	18	3.6%	16	88.9%	2	11.1%	-	-	-	-	-
	照屋	12	2.4%	12	100.0%	-	-	-	-	-	-	-
	津嘉山	219	43.7%	201	91.8%	17	7.8%	-	-	1	0.5%	-
	小計	501	100.0%	471	94.0%	28	5.6%	-	-	1	0.2%	1
市街化調整区域	与那覇	5	8.5%	4	80.0%	-	-	1	20.0%	-	-	-
	宮城	4	6.8%	3	75.0%	-	-	1	25.0%	-	-	-
	大名	8	13.6%	8	100.0%	-	-	-	-	-	-	-
	新川	6	10.2%	3	50.0%	1	16.7%	2	33.3%	-	-	-
	宮平	9	15.3%	9	100.0%	-	-	-	-	-	-	-
	本部	3	5.1%	3	100.0%	-	-	-	-	-	-	-
	喜屋武	8	13.6%	8	100.0%	-	-	-	-	-	-	-
	照屋	4	6.8%	3	75.0%	1	25.0%	-	-	-	-	-
	津嘉山	6	10.2%	6	100.0%	-	-	-	-	-	-	-
	山川	4	6.8%	4	100.0%	-	-	-	-	-	-	-
	神里	2	3.4%	2	100.0%	-	-	-	-	-	-	-
小計	59	100.0%	53	89.8%	2	3.4%	4	6.8%	-	-	-	
34条11号区域	宮城	20	22.5%	20	100.0%	-	-	-	-	-	-	-
	大名	14	15.7%	13	92.9%	-	-	1	7.1%	-	-	-
	新川	3	3.4%	1	33.3%	1	33.3%	1	33.3%	-	-	-
	宮平	12	13.5%	12	100.0%	-	-	-	-	-	-	-
	山川	25	28.1%	25	100.0%	-	-	-	-	-	-	-
	神里	15	16.9%	14	93.3%	-	-	-	-	-	1	6.7%
	小計	89	100.0%	85	95.5%	1	1.1%	2	2.2%	-	-	1
市街化区域	501	77.2%	471	77.3%	28	90.3%	-	-	1	100.0%	1	50.0%
市街化調整区域	59	9.1%	53	8.7%	2	6.5%	4	66.7%	-	-	-	
34条11号区域	89	13.7%	85	14.0%	1	3.2%	2	33.3%	-	-	1	50.0%
南風原町全体	649	100.0%	609	93.8%	31	4.8%	6	0.9%	1	0.2%	2	0.3%

資料：平成29年沖縄県都市計画基礎調査

※都市計画法第34条第11号区域：市街化調整区域ではあるが、自己用住宅の建築が許容される区域。



資料:平成 29 年 沖縄県都市計画基礎調査

本町が考える土地の利用状況に関する課題

【土地利用の考察】

- ・ 本町の土地利用現況をみると町全体では、都市的土地利用の割合が59.5%、自然的土地利用の割合が40.5%となっています。

また、市街化区域では都市的土地利用が81.8%を占めており、市街化調整区域では自然的土地利用の割合が56.1%を占めています。市街化区域と市街化調整区域の区域区分により秩序ある土地利用が図られており、今後も計画的な土地利用が望まれます。

- ・ 国道329号から南側は平坦な地形条件となっており、都市的土地利用が行われやすいため、計画的な土地利用が望まれます。

【用途地域の考察】

- ・ 用途地域の割合をみると、住居系90.4%、商業系5.1%、工業系4.5%となっています。那覇広域都市計画区域全体の住居系77.5%、商業系11.1%、工業系11.5%と比較すると商業系と工業系の用途地域の割合が低くなっています。

今後、本町の道路交通の優位性を活かし、幹線道路沿道などにおいては、新たな産業の立地を可能にする計画的な土地利用の誘導が望まれます。

【建物の考察】

- ・ 建物用途の状況をみると、住宅、共同住宅の割合が高くなっています。

新築状況(2011年から2016年の5年間)は、市街化区域77.2%、市街化調整区域9.1%、都市計画法第34条第11号区域^{*}13.7%となっています。

都市計画法第34条第11号区域^{*}については、今後も自己用住宅の増加が想定されます。

5年間で工業系の新築は市街化調整区域内でしかみられないことから、市街化区域内での工業系の用途地域の面積が不足していることが考えられます。

※都市計画法第34条第11号区域:市街化調整区域ではあるが、自己用住宅の建築が許容される区域。

4. 都市施設・市街地整備等

(1) 都市計画道路

本町では、14路線の都市計画道路が決定しています。

■都市計画道路の状況

	区分	名称	幅員 (m)	車線数	計画延長 (m)	決定年月日	整備状況
1	幹線街路	3・1・3号 南風原与那原バイパス	43	4	5,530	H13.1.30	整備中
2	幹線街路	3・2・9号 那覇具志頭線	30	4	5,790	H5.2.16	整備済み
3	幹線街路	3・2・13号 南風原中央線	30	4	2,600	H20.9.26	整備済み 一部整備中
4	幹線街路	3・3・18号 黄金森公園線	28	4または2	970	H23.9.16	整備中
5	幹線街路	3・4・2号 国道329号	18	4	5,270	H28.3.11	整備済み
6	幹線街路	3・4・50号 仲井真・津嘉山線	20	2	1,630	H5.10.26	整備済み 一部未整備
7	幹線街路	3・4・南2号 津嘉山西線	16	2	1,410	H10.12.22	整備済み 一部整備中
8	幹線街路	3・4・南3号 本部公園線	16	2	1,690	H10.12.22	整備中
9	幹線街路	3・4・南1号 宮平学校線	18	2	960	H25.10.21	整備済み
10	幹線街路	3・5・南1号 津嘉山中央線	12	2	1,040	H26.9.16	整備済み 一部整備中
11	特殊街路	8・5・南1号 前川緑道	12	—	480	H24.8.31	整備済み
12	幹線街路	3・4・1号 南部東道路	35	4	8,270	H27.4.24	整備中
13	自動車専用道路	1・3・1号 那覇空港自動車道	22	4	17,570	H21.5.1	整備済み
14	幹線街路	3・3・2号 第二環状線	25	4	6,110	H14.5.10	整備済み

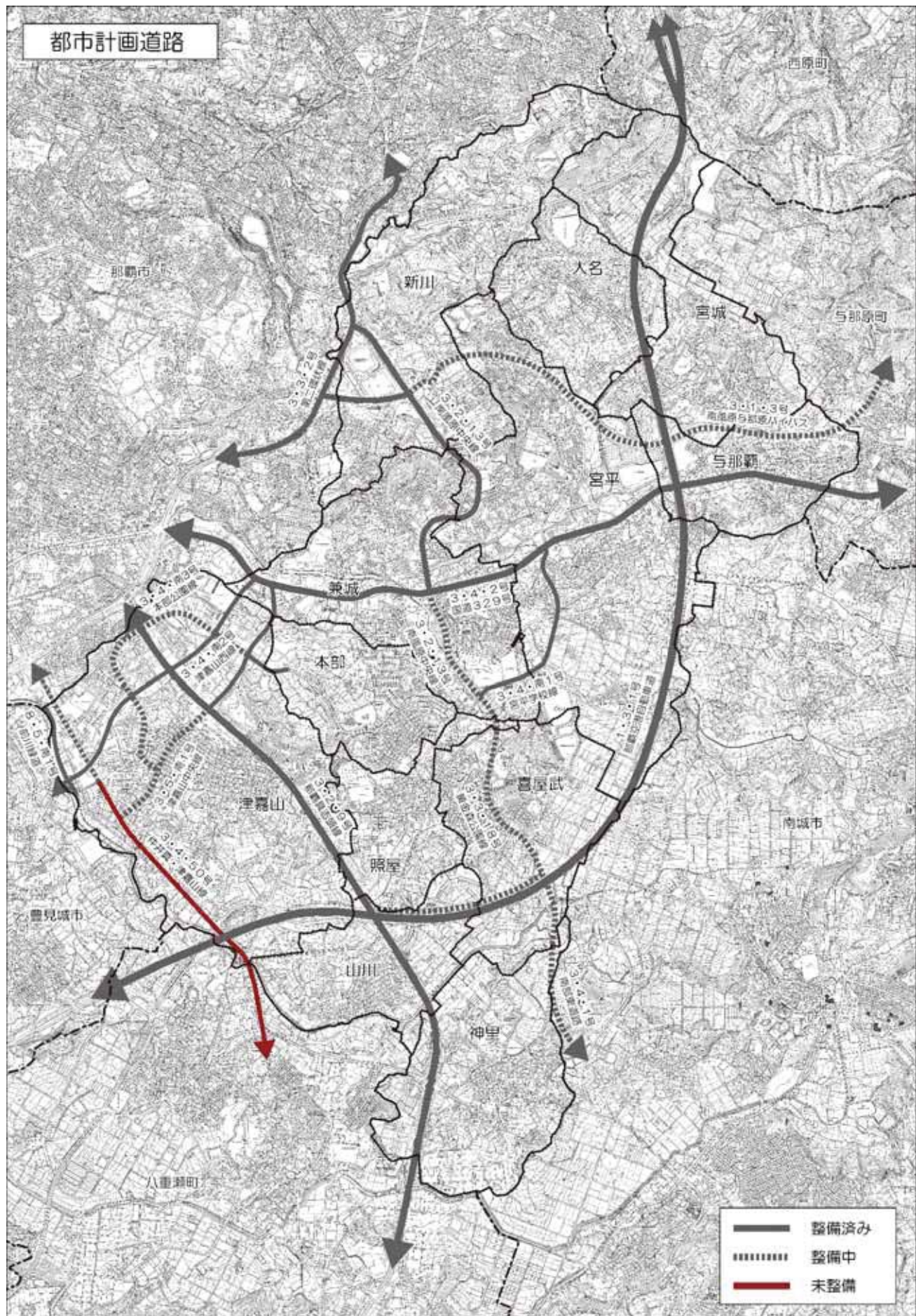
資料：平成29年都市計画現況調査

都市計画道路の整備状況を見ると、本町は、計画決定 26.3km に対して改良済 17.4km、整備率は 66.2%であり、那覇広域都市計画区域 81.9%、沖縄県 81.8%と比較して低い整備率となっています。

■都市計画道路の整備状況

区分		計画 (km)	改良済 (km)	概成済 (km)	整備率 (%)
南風原町	自動車専用道路	5.8	5.8	0.0	100.0%
	幹線街路	20.0	11.3	0.754	56.4%
	区画街路	0.0	0.0	0.0	0.0%
	特殊街路	0.5	0.3	0.0	66.7%
	合計	26.3	17.4	0.8	66.2%
那覇広域	自動車専用道路	24.0	16.0	0.0	66.9%
	幹線街路	344.4	289.8	11.1	84.2%
	区画街路	18.9	13.4	3.1	70.6%
	特殊街路	26.4	19.77	1.267	74.8%
	合計	413.7	339.0	15.5	81.9%
沖縄県	自動車専用道路	24.1	16.1	0.0	67.1%
	幹線街路	627.6	520.7	31.3	83.0%
	区画街路	30.6	21.2	4.2	69.1%
	特殊街路	35.9	29.2	1.3	81.4%
	合計	718.2	587.3	36.7	81.8%

資料：平成29年都市計画現況調査



資料:平成 29 年 沖縄県都市計画基礎調査

(2)公園・緑地

都市公園は、街区公園6カ所、近隣公園5カ所、総合公園1カ所、緑地2カ所、合計14カ所、39.62haが計画決定しています。このうち、整備中の公園は4カ所、未整備の公園は4カ所となっています。

■都市公園

	種別	都市施設名称	都市計画決定面積 (ha)	決定年月日	整備状況
1	街区	2・2・南1号 兼城公園	0.22	H10.10.22	整備済
2	街区	2・2・南2号 津嘉山北1号公園	0.25	H20.3.27	未整備
3	街区	2・2・南3号 津嘉山北2号公園	0.25	H20.3.27	未整備
4	街区	2・2・南4号 津嘉山北3号公園	0.25	H20.3.27	未整備
5	街区	2・2・南5号 津嘉山北4号公園	0.25	H20.3.27	未整備
6	街区	2・2・南6号 ウガンヌ前公園	0.72	H24.5.2	整備済
7	近隣	3・3・南1号 本部公園	2.2	H19.3.20	整備済
8	近隣	3・3・南2号 宮城公園	2.0	H10.10.22	整備済
9	近隣	3・3・南3号 神里ふれあい公園	1.0	H10.10.22	整備済
10	近隣	3・3・南4号 津嘉山公園	2.6	H20.3.27	整備中
11	近隣	3・3・南5号 環境の杜ふれあい公園	3.6	H26.3.5	整備中
12	総合公園	5・5・南1号 黄金森公園	20.5	H23.9.16	整備中
13	緑地	南1号 花・水・緑の大回廊公園	5.5	H25.4.1	整備中
14	緑地	南2号 新川公園	0.28	H16.4.2	整備済
合計			39.62		

資料：平成29年 沖縄県都市計画基礎調査

その他の公園(開発行為に伴う公園等)が36カ所、面積2.4haとなっています。
都市公園とその他の公園を合わせた1人当たり公園面積は、6.3㎡/人となっています。

■その他公園

	箇所数	面積 (ha)	備考
その他公園	41	2.4	開発公園、農村公園等

■1人当たり公園面積

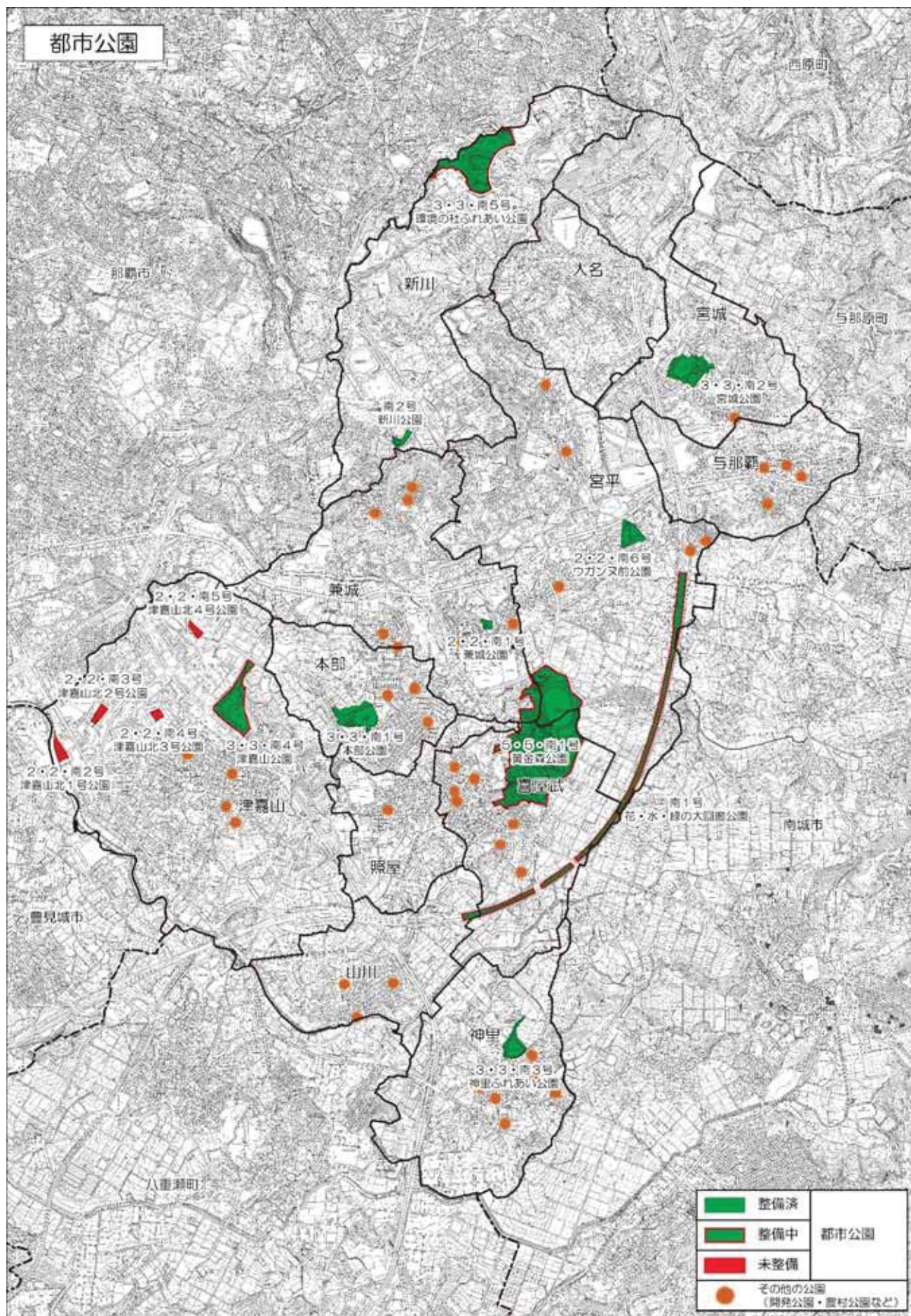
	面積 (㎡)	備考
都市公園	230,600	整備済み面積
その他公園	24,160	
計	254,760	
人口	40,580	R3.12月(住民基本台帳)
1人当たり公園面積	6.3	

本町の都市公園の整備率は58.2%、1人当たり公園面積は5.8㎡/人となっており、那覇広域都市計画区域(67.0%、6.4㎡/人)及び沖縄県(60.9%、9.8㎡/人)よりも低い値となっています。

■公園・領地の整備状況

区分	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	人口 (千人)	整備率 (%)	1人当たり公園面積 (㎡/人)
南風原町	39.6	23.1	40.0	58.2%	5.8
那覇広域	773.6	518.5	814.1	67.0%	6.4
沖縄県	2,215.9	1,350.0	1381.6	60.9%	9.8

資料：平成31年都市計画現況調査



資料:平成 29 年 沖縄県都市計画基礎調査

(3) 下水道・河川・その他供給処理施設

① 下水道

本町は公共下水道事業(那覇処理区)を推進しています。人口整備率は70.8%で、那覇広域都市計画区域の89.2%、沖縄県の84.7%と比較すると低い値となっています。

■ 下水道整備状況

	全体計画 (ha)	供用開始済み 面積 (ha)	計画面積整 備率 (%)	全体計画区域内 現在人口	利用可能人口	人口整備率 (%)
	A	B	B/A	C	D	D/C
南風原町	703.1	441.9	62.9%	35,917	25,444	70.8%
那覇広域	12,859.4	9745.5	75.8%	765,365.0	682,975.0	89.2%
沖縄県	26,963.4	19,398.8	71.9%	1,232,880	1,044,451	84.7%

資料：沖縄県市町村別公共下水道整備状況（沖縄県下水道課）（平成29年3月末）

② 河川

河川は、二級河川として国場川・長堂川、準用河川として安里又川・手登根川・宮平川・長堂川が指定されています。

■ 二級河川指定一覧

管理者	水系名	河川名	区間	指定延長 (m)
沖縄県	国場川	国場川	左岸 南風原町字宮城当川原380番地2地先から漫湖を含み明治橋に至る 右岸 南風原町字大名宮城原181番地3地先から漫湖を含み明治橋に至る	8,250
沖縄県	国場川	長堂川	左岸 八重瀬町字外間下後原202番地先から国場川合流点に至る 右岸 南風原町字津嘉山前川原816-1地先から国場川合流点に至る	2,300

資料：H30土木建築部要覧

■ 準用河川指定一覧

管理者	水系名	河川名	区間	指定延長 (m)
南風原町	国場川	安里又川	左岸 南風原町字宮城安里又原596番地～南風原字大名宮城原181番地 右岸 南風原町字宮平安里又原501-03番地～南風原町字宮城当川原380番地	800
南風原町	国場川	手登根川	左岸 南風原町字宮平手登根970番地～南風原字宮平宇底原741番地 右岸 南風原町字宮平手登根971番地～南風原字宮平宇底原743番地	800
南風原町	国場川	宮平川	左岸 南風原町字宮平世星原822番1先～南風原字兼城山田原631番先 右岸 南風原町字宮平喜納原203番1先～南風原字兼城内原209番先	1,800
南風原町	国場川	長堂川	左岸 八重瀬町字友寄川端原1068番先～八重瀬町字宜次久保増原723番地 右岸 南風原町字山川新垣原150番1先～南風原町字津嘉山前川原816番1先	1,053

資料：H30土木建築部要覧

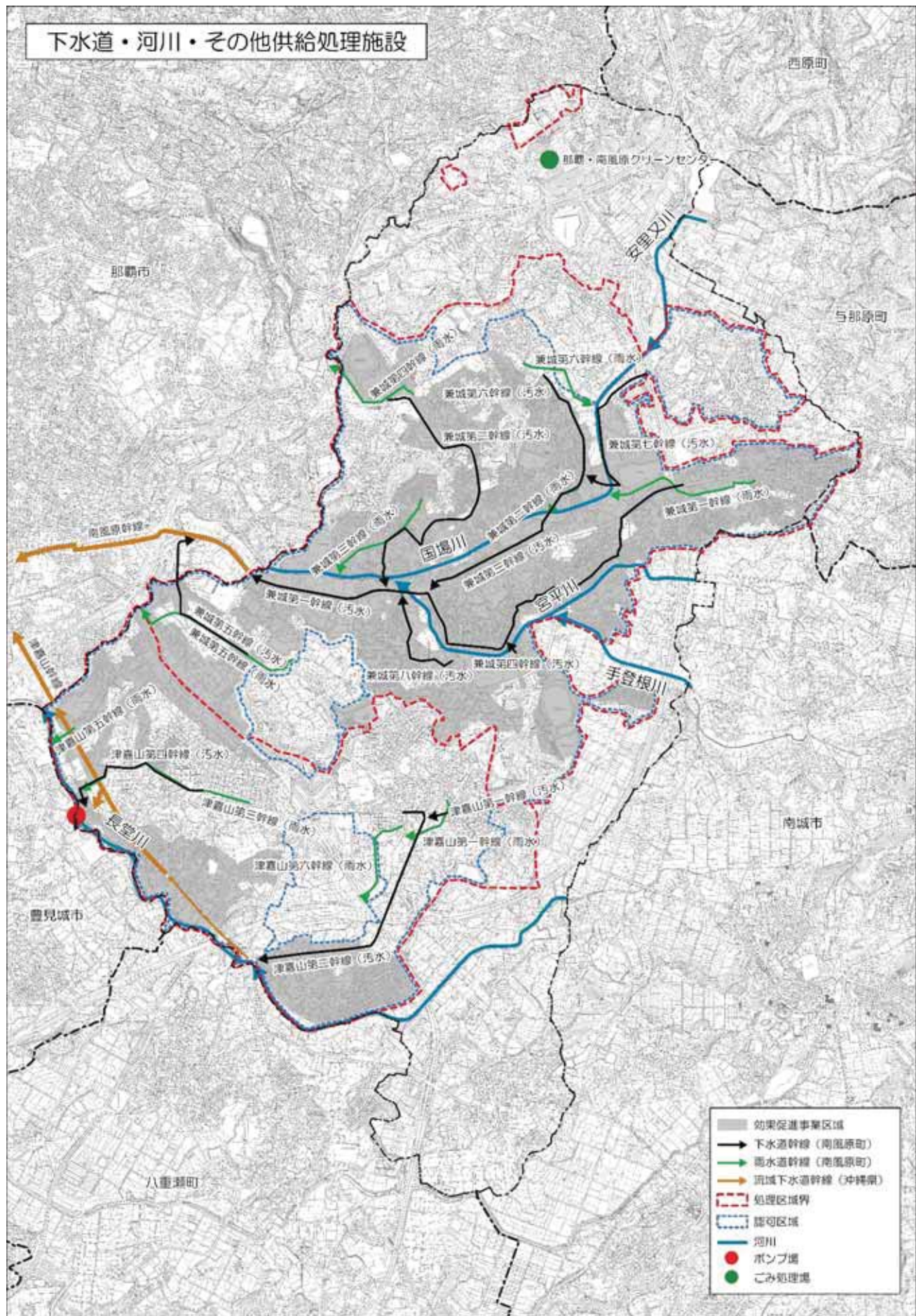
③ その他供給処理施設

本町内には、那覇市及び南風原町から搬入されるごみを処理する施設那覇・南風原クリーンセンター(ごみ処理場)が整備されており、平成19年7月から供用開始されています。

■ 都市計画ごみ処理場

番号	名称	面積 (ha)	備考
1号	那覇市・南風原町 ごみ処理施設事務組合ごみ処理施設	約9.0	【ごみ焼却施設】 450 t/日 (150 t/日×3炉) 【粗大ごみ処理施設】 39 t/5h 【灰溶融炉】 50 t/日 (25 t/日×2炉)

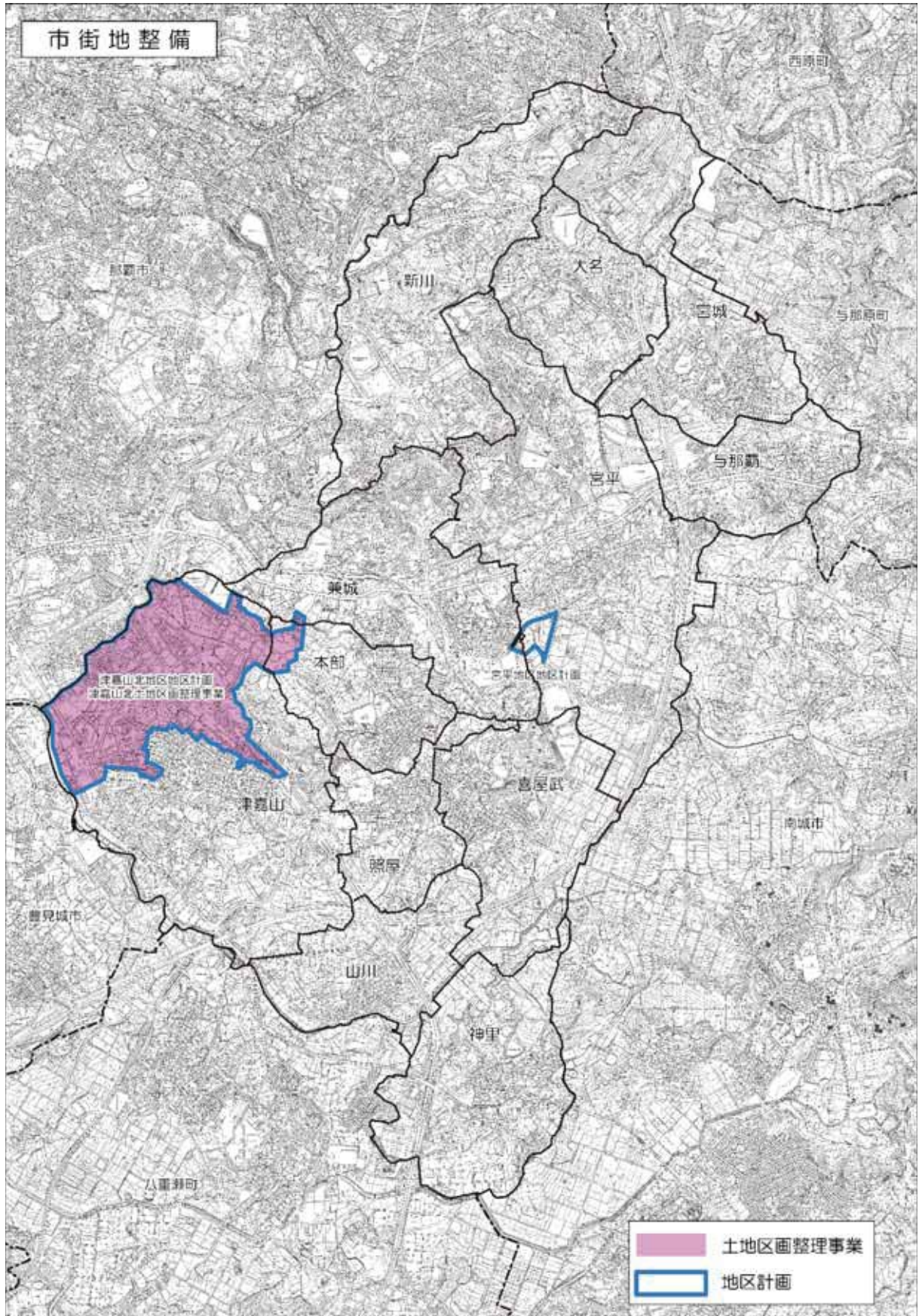
下水道・河川・その他供給処理施設



資料:南風原庁内資料

(4)市街地整備

本町の市街地開発事業は、津嘉山北土地区画整理事業が事業中となっています。また、津嘉山北土地区画整理事業区域と宮平の一部で地区計画が決定しています。



資料：南風原庁内資料

(5)交通

①道路交通

主要な幹線道路の平日12時間交通量をみると、最も交通量が多いのは那覇空港自動車道(国道506号)(宮平 40,183 台、大名 29,837 台)となっています。次いで、国道329号(与那覇 24,393 台)、国道507号(仲井真津嘉山線)(山川 21,305 台、津嘉山 16,488 台)、県道240号線(宮城 12,222 台)、南風原与那原バイパス(新川 11,567 台)となっています。

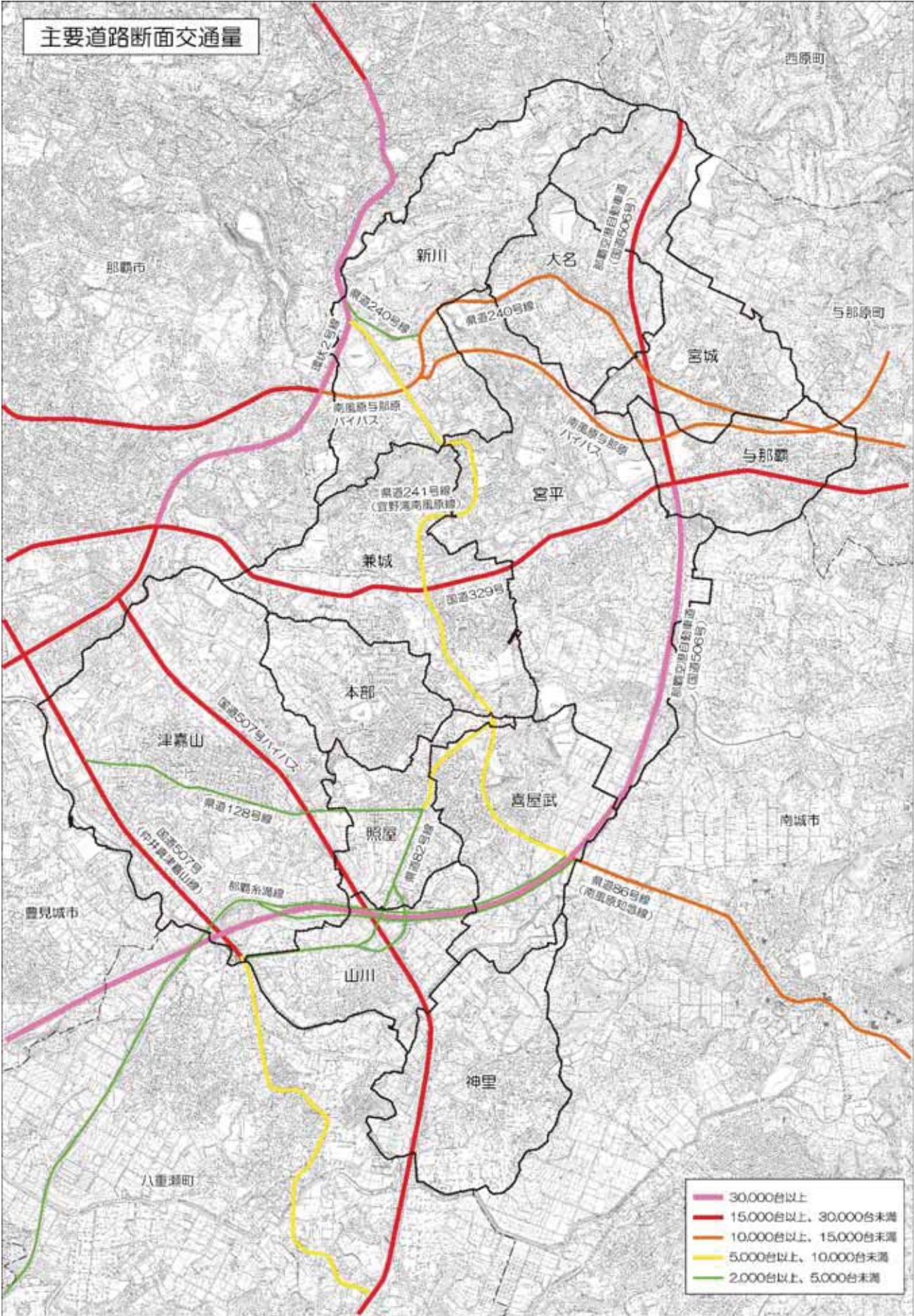
混雑度が1.0を超えるのは、国道329号(与那覇 1.96)、南風原与那原バイパス(新川 1.30)、県道240号線(宮城 1.28)、那覇糸満線(兼城 1.06)、県道241号線(宜野湾南風原線)(兼城 1.05)となっています。

■主要な幹線の断面交通量・混雑度

路線名	観測地点名	平日12時間 交通量	混雑度
那覇空港自動車道 (国道506号)	宮平	40,183	0.82
那覇空港自動車道 (国道506号)	大名	29,837	0.70
国道329号	与那覇	24,393	1.96
国道507号 (仲井真津嘉山線)	山川	21,305	0.79
国道507号 (仲井真津嘉山線)	津嘉山	16,488	0.69
県道240号線	宮城	12,222	1.28
南風原与那原バイパス	新川	11,567	1.30
県道128号線	津嘉山	4,857	0.59
県道241号線 (宜野湾南風原線)	兼城 (兼城十字路北側方面)	9,106	1.06
県道241号線 (宜野湾南風原線)	兼城 (兼城十字路南側方面)	9,060	1.05
県道241号線 (宜野湾南風原線)	喜屋武	6,284	0.74
那覇糸満線	山川	4,561	0.64
県道240号線	新川	2,220	0.57

資料：「平成27年度 道路交通センサス」

混雑度	目安
2.00以上	慢性的な混雑状態。昼間12時間のうち混雑する時間帯が約70%に達する
1.75-2.00	慢性的な混雑状態。昼間12時間のうち混雑する時間帯が約50%に達する
1.25-1.75	ピーク時間帯はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性が高い状態
1.00-1.25	道路が混雑する可能性のある時間帯が1~2時間あるものの、何時間も混雑が連続する可能性は小さい
1.00未満	道路が混雑することなく円滑に走行できる



第2章
現状と課題

資料:平成30年 沖縄県都市計画基礎調査

②バス運行の状況

国道 329 号を走行するバスが多く、町の南北を結ぶバスが少ない状況にあります。那覇バスの新川営業所は、那覇市内の路線バスの起点・終点として機能しています。

■公共交通の運行回数

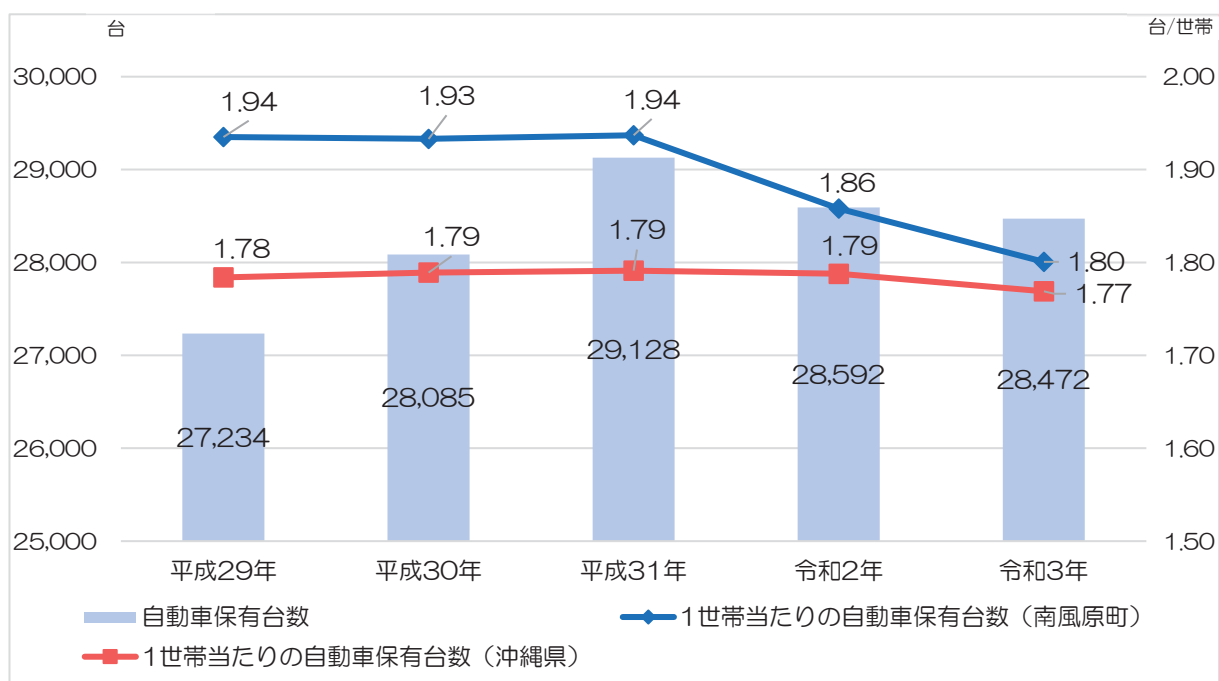
区間	回数（平日）
A-B	233
A-C	69
D-E	199
F-G	83
H	347
I	69
J	32

資料：各バス会社HP

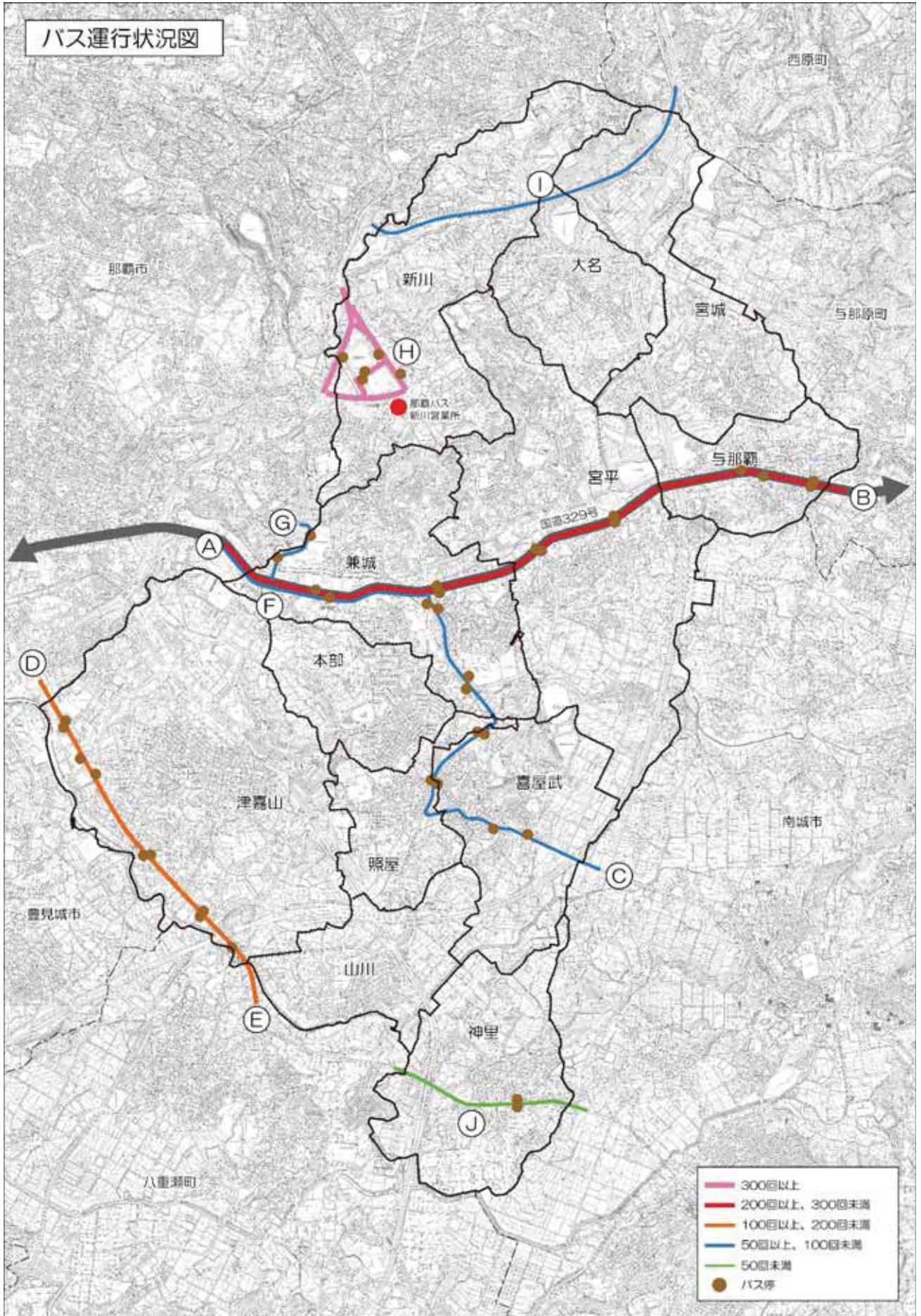
※平日は（月～金）の上下線の運行本数の合計値

③自動車保有台数

本町の世帯あたり自動車保有台数は 1.8 台／世帯で、沖縄県の平均 1.7 台／世帯とほぼ同じ値となっています。



資料：沖縄県統計年鑑



本町が考える都市
施設・市街地整備
等に関する課題

【都市計画道路の考察】

- ・ 整備率(66.2%)は、那覇広域都市計画区域(81.9%)や沖縄県(81.8%)と比較して低くなっており、着実な整備が求められます。

【公園・緑地の考察】

- ・ 都市公園・都市緑地の整備率(58.2%)は、那覇広域都市計画区域(67.0%)や沖縄県(60.9%)と比較して低くなっています。
- ・ 1人当たり公園面積(5.8㎡/人)は、那覇広域都市計画区域(6.4㎡/人)、沖縄県(9.8㎡/人)と比較して低くなっています。
- ・ 都市計画決定された公園の整備促進が求められます。

【下水道の考察】

- ・ 下水道の人口整備率(70.8%)は、那覇広域都市計画区域(89.2%)や沖縄県(84.7%)と比較して低くなっており、着実な整備が求められます。

【河川の考察】

- ・ 近年、流域河川において開発動向が著しく、宮平川等の準用河川において浸水被害が多発しています。総合的な雨水対策を推進し、必要に応じて整備を検討し、浸水被害を抑える施策が必要です。

また、準用河川については本町単独での検証だけではなく、広域的な流域河川において今後の土地利用状況を踏まえて調査・検討が必要です。

【市街地整備の考察】

- ・ 津嘉山北土地区画整理事業の早期整備が望まれます。

【交通の考察】

- ・ 幹線道路では、慢性的な交通渋滞が生じており、交通環境の悪化をもたらしています。
- ・ 交通渋滞の解消に向けて、公共交通の利便性を高めて自動車から公共交通へシフトする体系的な交通ネットワークを構築する必要があります。
- ・ 現在のバス路線は、隣接市町とのつながりが弱く、隣接市町を結ぶ公共交通のネットワークの形成が必要です。
- ・ バスの運行は、国道329号に集中しており、町内の主要な施設を結ぶ公共交通の充実が望まれます。
- ・ 高齢者などの移動困難者に優しい公共交通の充実により、暮らしやすいまちづくりにつなげる必要があります。

5. まちづくりの主要な課題

(1) 現況を踏まえた特性、課題の整理

	項目	現況	特性、課題
人口	人口・世帯数	人口・世帯数は共に増加傾向。 1世帯当たり人員は減少傾向。	<ul style="list-style-type: none"> 人口は増加傾向にあり、都市化に対応したまちづくりについて検討が必要である。 高齢化が進行しており、福祉のまちづくりの視点が重要となる。 通勤通学は、隣接する那覇市への移動が多い。 都市の類型は住機能型となっており、町内の就業率が低く経済的な自立性を高める必要がある。 市街化が進行しており、市街地では40人/ha以上が確保されている。
	年齢別人口	年少人口、生産年齢人口、高齢人口は共に増加傾向。	
	人口動態	自然動態は横ばい、社会動態は増減を繰り返している。	
	流出・流入人口	流出先は1位那覇市、2位浦添市。 流入先は1位那覇市、2位南城市。	
	昼夜間人口比率	昼夜間人口比率は0.95、那覇広域都市計画区域内で5番目の値。 都市の類型は住機能型に分類。	
	人口集中地区(DID)	面積、人口ともに増加傾向。	
産業	産業別就業者数	平成27年現在、第3次産業就業者の割合が最も高く76%、第2次産業15%、第1次産業3.4%である。第1次産業と第2次産業は減少傾向、第3次産業は増加傾向。	<ul style="list-style-type: none"> 第3次産業の割合が高く、特に医療・福祉、卸売業、小売業の就業者数が多い。これは、多くの病院や大規模商業施設の立地によるものと考えられる。 地域に身近な日常生活に必要な店舗が立地しやすい環境づくりが望まれます。 道路交通の利便性や都市近郊にある立地条件を活かした産業の集積が望まれる。 農業産出額は近年増加しており農業生産の効率化が進んでいると想定され、今後も生産性の高い農業の展開が望まれる。
	商業活動の推移	商店数は減少傾向にあるが、平成24年以降、販売額と従業者数は増加傾向。	
	工業活動の推移	事業所数は減少傾向にあるが、平成27年以降、出荷額は増加傾向。	
	農業活動の推移	農家戸数、経営耕地面積は減少傾向、農業産出額は増加傾向にある。	
土地利用、用途地域、建物	土地利用現況	町全体では、都市的土地利用の割合が59.5%、自然的土地利用の割合が40.5%となっている。	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域と市街化調整区域の区域区分により、秩序ある土地利用が図られている。 国道329号から南側は、平坦な地形条件となっており、土地利用がしやすい。 市街化区域は、商業系と工業系の用途地域の割合が低くなっている。 市街化区域内での工業系の新築件数がみられないことから、
	地形及び水系	国道329号から北側は標高が高く、南側は標高が低い。	
	用途地域	住居系(90.4%)の用途地域指定が最も多く、商業系(5.1%)、工業系(4.5%)となっている。	
	建物用途現況	建物総数は7,257棟で、市街化区域内は4,510棟(62.1%)、市街化調整区域内は2,747棟(37.9%)となっている。	

	新築状況	平成 23 年から平成 28 年の 5 年間の新築件数は 649 件。住居系が多く 609 件、次いで商業系 31 件、工業系 6 件となっている。	<p>工業系の用途地域の面積が不足している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな産業の立地に対応する土地利用の誘導について検討が必要である。
都市施設、市街地整備	都市計画道路	14 路線の都市計画道路が決定されている。	<ul style="list-style-type: none"> 都市施設などの着実な整備が望まれる。 総合的な雨水対策を推進し、必要に応じて整備を検討し、浸水被害を抑える施策が必要。 また、広域的な流域河川において今後の土地利用状況を踏まえて調査・検討が必要。 体系的な交通ネットワークを構築する必要がある。 町内の主要な施設を結ぶ公共交通の充実が望まれている。 移動困難者に優しい公共交通の充実が必要。
	都市公園	14 カ所の都市公園が計画決定されている。	
	下水道・河川	流域下水道事業が実施中である。 宮平川等の準用河川において浸水被害が多発している。	
	市街地整備	津嘉山北土地区画整理事業が実施中である。	
	交通	幹線道路では、慢性的な交通渋滞が生じている。 現在のバス路線は、隣接市町とのつながりが弱い。	

(2)住民アンケートからの課題

①土地利用に関する住民アンケートの主な回答

土地利用に関する住民アンケートの主な内容(上位の回答)は、以下のとおりです。

(アンケート配布数 3,000 件、回収数 750 件、回収率 25%)

問	上位の回答
1)住宅地のあり方	① 自然環境・景観に配慮した住宅地の整備(36.1%) ② 現在ある住宅地の改善や未利用地の有効活用など既存の住宅地の中心に整備を進める(26.8%) ③ 土地区画整理事業等による計画的な住宅地の整備(13.6%)
2)商業地のあり方	① 日常生活で身近に利用できる商業地の整備(30.8%) ② 商業地は足りているので、これ以上の整備は必要ない(27.8%) ③ 利便性の高いインターチェンジ周辺における複合的な機能をもつ商業地の整備(22.9%)
3)工業地・流通業務地のあり方	① 積極的に企業誘致を進め、雇用の場となる工業地・流通業務地の整備(26.9%) ② 工業地・流通業務地は足りているので、これ以上整備の必要はない(22.1%) ③ 利便性の高いインターチェンジ周辺に工業地・流通業務地を誘導する(21.3%)
4)農用地のあり方	① 保全する農用地と都市的土地利用へ転換する農用地に分けて計画的に土地利用を進めていく(56%) ② 農業発展のため農用地の保全を図る(27.5%)
5)自然緑地の保全のあり方	① 保全するために、ある程度開発に規制を設けるべきである(67.1%) ② 厳しい開発規制を設けて積極的に保全するべきである(15.3%)
6)道路整備・交通施設整備のあり方	① 子どもや高齢者、障がいのある人が安全に歩ける道路の整備(28.6%) ② 狭い道路の拡張(16.5%) ③ 景色や散策などを楽しめる道路の整備(13%)
7)河川整備のあり方	① 浸水や冠水などを起こさないような安全な河川(46.4%) ② 誰もが水辺に親しめ、レクリエーションの場となるような親水性のある河川(22.8%) ③ コンクリート護岸ではなく、生物や植物が多く自然の姿に近い河川(14.8%)
8)防災について	① 公園や広場など、災害時の避難場所の確保(16.5%) ② 避難時の食料等備蓄倉庫の整備(12.1%) ③ 災害時の救助や物資輸送を行うためのルートの確保(11%)
9)まちなみ、景観づくりのあり方	① 無電柱化や樹木の植栽などの沿道の整備(21.6%) ② 地域固有の景観の保全、形成(21.4%) ③ 河川や農地などの自然風景を守るためのルールづくり(19.5%)

②住民アンケートによる重点的な課題

住民アンケートの、“お住まいの地域環境について日頃どのように感じているか”また、“お住まいの地域について、困っているもしくは問題となっていることは何か”、“重点的に取り組んでもらいたい課題は何か”の回答結果を踏まえ、本町における地域環境の不満度および問題点、重点課題を整理しました。

特に生活道路の整備や安全性に関する不満度や問題点が高く、生活道路に関連する防犯についても不満度や問題点も多く挙げられており、重点課題についても生活道路に関する声が多く挙がっています。

また、公共交通に関する不便さの声も上がっており、広域的な幹線道路の整備がなされている状況にありますが、道路交通に関する整備が住民からの重点的な課題と考えられます。

■不満度、問題、重点課題の整理

問	評価	各問に関する回答者の順位(不満度・問題・重点課題)				
		1位	2位	3位	4位	5位
問.お住まいの地域環境について、日頃どのように感じているか	不満度	街灯の設置や死角をつくらないなどの防犯に対する安全性	交差点や通学路など道路の安全性	バスなどの公共交通の利便性	雇用の場の充実度	子供の遊び場や憩える公園の整備状況
問.お住まいの地域について、困っているもしくは問題となっていること	問題	暗い場所、死角になりそうな場所がある	生活道路が狭い	歩道がない(もしくは少ない)	バスなどの公共交通が不便である	憩える公園がない(もしくは少ない)
問.重点的に取り組んでもらいたい課題	重点課題	安心して歩ける歩道など生活道路の整備	郊外の緑など自然環境の保全、回復	利便性を高めるため幹線道路の整備促進	インターチェンジ周辺の土地利用	新たな住宅整備

- 生活道路に関する内容
- 防犯に関する内容
- 公共交通に関する内容
- 幹線道路に関する内容
- 公園、緑地に関する内容
- 産業に関する内容

(3)住民ワークショップからの課題

住民ワークショップからは、下記の課題があがりました。

【新川】

- ・市街化調整区域の土地利用について
- ・道路拡幅について
- ・新川森の整備、活用について
- ・公共交通（バス）について
- ・墓地について

【津嘉山】

- ・土地区画整理事業について
- ・用途地域と実際の土地利用の乖離について（工業地域）
- ・集落内の狭い道路について
- ・高津嘉山の活用について

【大名】

- ・市街化調整区域の土地利用について
- ・道路拡幅について
- ・歩道の整備について
- ・雨水排水について

【本部】

- ・市街化区域への編入について
- ・集落内の空家対策について
- ・道路整備について

【宮城】

- ・市街化区域への編入について
- ・南風原北インターチェンジ周辺の商業系用途地域について
- ・道路拡幅について
- ・交差点の改良について

【照屋】

- ・南インターチェンジ周辺の企業誘致について
- ・歩道の拡幅整備について

【兼城】

- ・主要生活道路の安全性の確保について
- ・兼城交差点の安全性について（信号機）
- ・国場川の維持管理について

【喜屋武】

- ・市街化区域の編入について
- ・那覇空港自動車道側道の土地利用について
- ・黄金森の保全について
- ・集落内道路について
- ・公共交通（バス）について

【宮平】

- ・活用されていない農地について
- ・那覇空港自動車道側道の土地利用について
- ・歩道の拡幅整備について
- ・集落内の一方通行について
- ・国場川、宮平川の維持管理について

【山川】

- ・幹線道路の沿道利用について（商業系）
- ・緩和区域（11号区域）の拡大について
- ・企業誘致について
- ・交差点の安全性について
- ・雨水排水について

【与那覇】

- ・接道が無い土地の活用について
- ・イオンに近接した土地の活用について
- ・集落内の交通量が多い道路について
- ・見通しの悪い交差点について
- ・公共交通（バス）について

【神里】

- ・南部東道路に隣接する土地の活用について（産業系）
- ・市街化調整区域の土地利用について
- ・通学路の安全確保について

(4) 今後のまちづくりに向けた主要な課題

- ① 経済的な自立性を高め魅力あるまちの形成
- 本町の人口は増加傾向にあり、今後 20 年程度は増加が見込まれています。一方、通勤の流出・流入人口や昼夜間人口の状況を見ると、周辺都市部への依存度が高いことが分かります。町内で雇用創出を図り、定住人口の増加につなげ、経済的な自立性を高めるまちづくりが必要です。
- また、高齢化が進行しており、誰もが住み続けられる魅力的なまちづくりの形成が必要です。
- ② 産業機能の形成・充実
- 病院や大規模商業施設の立地により、医療福祉、卸売業、小売業の就業者数が多いのが本町の特徴です。
- 商業販売額や工業出荷額は増加傾向にある一方、商店数、事業所数は減少傾向にあります。
- 近年、広域的な幹線道路の整備が進み、県都那覇市に隣接する本町の位置的な優位性から産業系の土地利用の需要が増加しています。特にインターチェンジ周辺は交通結節点としての機能を活かした産業の誘導が望まれます。
- このため、医療拠点や商業拠点と連携し、需要に対する供給量を踏まえた産業用地の確保や新たな産業拠点の形成とともに、機能の充実を図ることも望まれます。
- ③ 広域幹線道路の整備に対応した土地利用の誘導
- 那覇空港自動車道、南風原与那原バイパス、南部東道路等の南北・東西方向に広域幹線の整備が進み、本島南部地域の道路交通結節点としての位置づけが強まっています。特に、南風原北インターチェンジ周辺については、道路交通結節点にふさわしい土地利用の誘導が望まれます。
- また、幹線道路の沿道についても住居系の用途地域となっており、沿道利用にふさわしい土地利用を誘導するため、商業系用途地域への見直し検討が必要です。
- ④ 道路交通体系の形成及び公共交通の充実
- 広域的な骨格道路網の整備推進はもとより、既存の公共交通も活用し、誰もが移動しやすい交通体系ネットワークの形成と公共交通の充実の両輪による取り組みが必要です。
- また、市街地と隣接市町への交通手段についても公共交通の運行水準が低いことから、あらゆる年齢のすべての人々のため、各主要な施設を結ぶ公共交通の強化についても検討が必要です。
- ⑤ 自然緑地の保全・活用
- 三大森(黄金森、高津嘉山、新川森)は、本町のシンボルとなる自然緑地であり、保全と活用が求められています。
- 本町の都市公園の整備率は 58.2%、1 人当たり公園面積は 5.8 m²/人となっており、那覇広域都市計画区域(67.0%、6.4 m²/人)及び沖縄県(60.9%、9.8 m²/人)よりも低い値となっていることから、公園整備を推進するとともに、1 人当たり公園面積の目標面積の確保が必要です。
- ⑥ 防災・減災の強化
- 東日本大震災を契機として防災や減災について意識の高まりがみられます。本町でも台風や気候変動によるゲリラ豪雨等により、土砂災害や河川の氾濫が発生しており、安全安心なまちづくりのため土地利用の規制について検討が必要です。
- また、災害が発生した際の避難場所や避難ルートなど住民の安全を確保す

る必要があります。

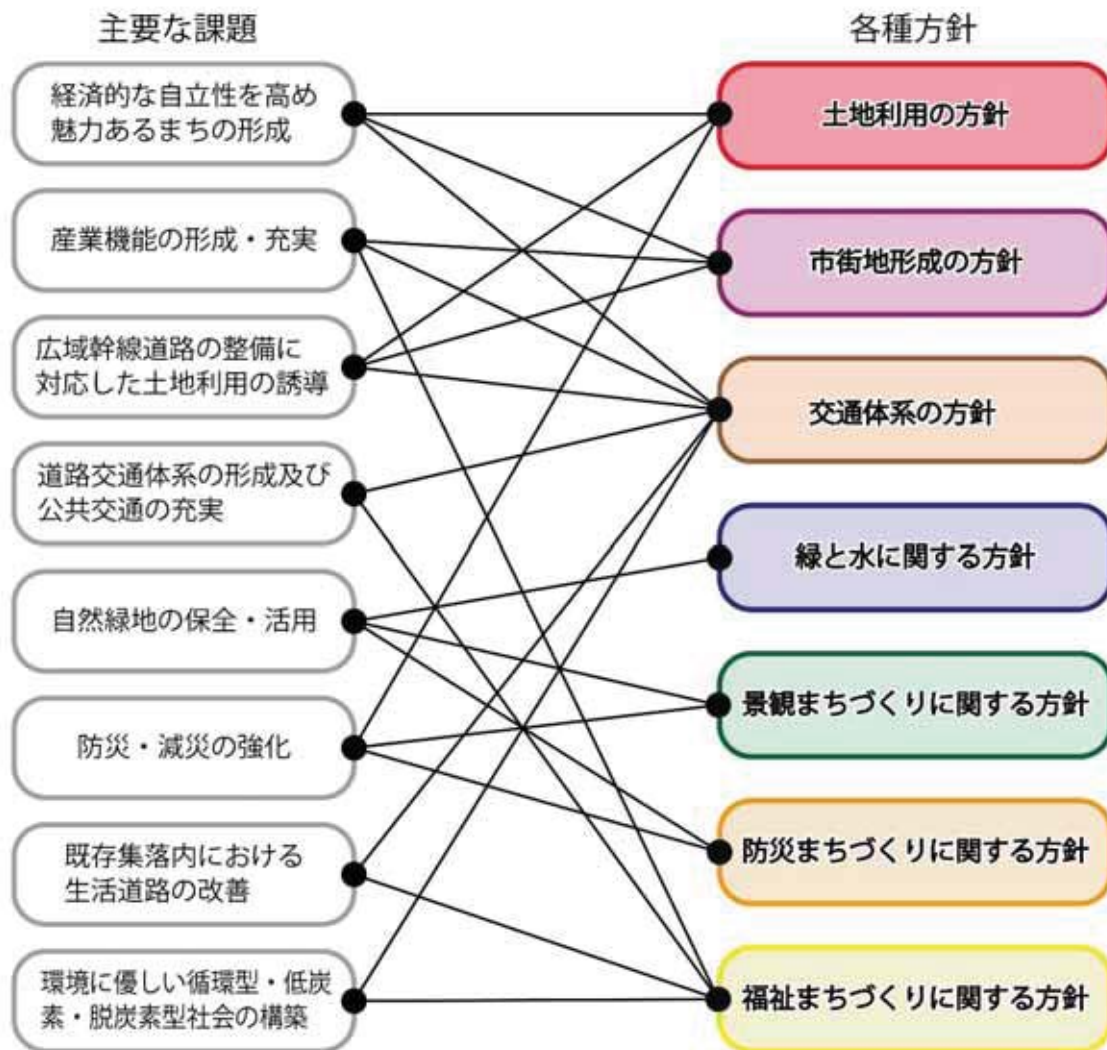
近年、河川の流域において市街化の進行がみられ、これに伴い浸水被害が増加しています。雨水対策の推進とともに、浸水被害を最小限に抑制する施策の展開が必要です。さらに、準用河川においては、町域での検証とあわせて上流側での土地利用も含めた広域的な視点で検討が必要です。

- ⑦ 既存集落内における生活道路の改善

既存集落内の主要な生活道路等においては、狭いものも多くみられ、道路幅員の確保や歩行者の安全性の確保が求められています。歩行者優先の道路整備を検討するとともに、災害時には避難路としての役割も担うことから、あらゆる年齢のすべての人々が安全安心に利用できる道路環境の整備について検討が必要です。

- ⑧ 環境に優しい循環型・低炭素・脱炭素社会の構築

近年、地球温暖化に起因する豪雨などによる自然災害が頻発しています。地球温暖化は温室効果ガスの増加が原因と考えられており、二酸化炭素の排出量を抑えるため、循環型・低炭素・脱炭素社会の構築が求められています。



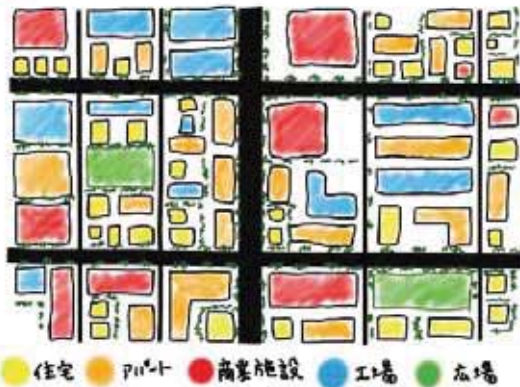
都市計画コラム②

土地の使い方に関する計画



土地の使い方に関する計画（土地利用）とは、“土地の使い方”や“建物の建て方のルール”を定める計画のことを言うんだよ。

たとえば

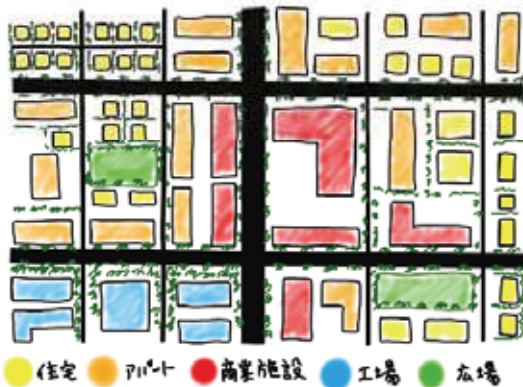


土地の使い方が決まっていなくてどこにでも建物が建てられるとなったら、どうなるかな??

お家もアパートもお店も工場もゴチャゴチャで住みにくそう……



↓ ルールを決めると



住みにくそうだね？
そのため、建物の種類や高い建物でまとめたりするなど、土地の使い方にルールを決めて、まちなみをきれいにするんだよ。

都市計画マスタープランの「土地利用の方針」に基づいて、用途地域や地区計画を定めることで計画的な土地利用を進めていくことができるんだね。



第3章

まちづくりの目標

1. 将来像
2. 目標年次
3. 将来人口
4. まちづくりの目標

第3章 まちづくりの目標

1. 将来像

第5次南風原町総合計画では、まちづくりの基本理念を「平和・自立・共生」、将来像「ともにつくる黄金南風(こがねはえ)の平和郷(さと)」と設定し、「工夫と連携で産業が躍動するまち」「みどりとまちが調和した安全・安心のまち」「環境と共生する美しく住みよいまち」を目標としてまちづくりを進めています。

本都市計画マスタープランでは、本町の最上位計画である第5次南風原町総合計画の将来像である「ともにつくる黄金南風(こがねはえ)の平和郷(さと)」を継承します。

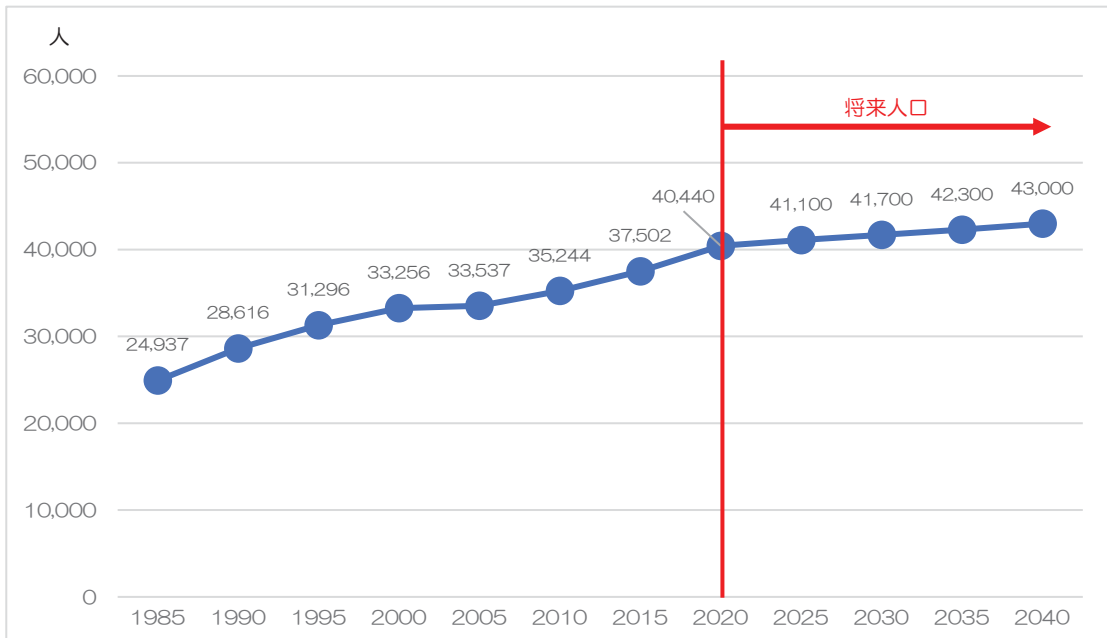
【 将来像 】
ともにつくる黄金南風(こがねはえ)の平和郷(さと)

2. 目標年次

本都市計画マスタープランは、2021年(令和3年)を基準年とし、2040年(令和22年)を目標年次とします。ただし、上位関連計画の改定や社会情勢の大きな変化などに対して柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

3. 将来人口

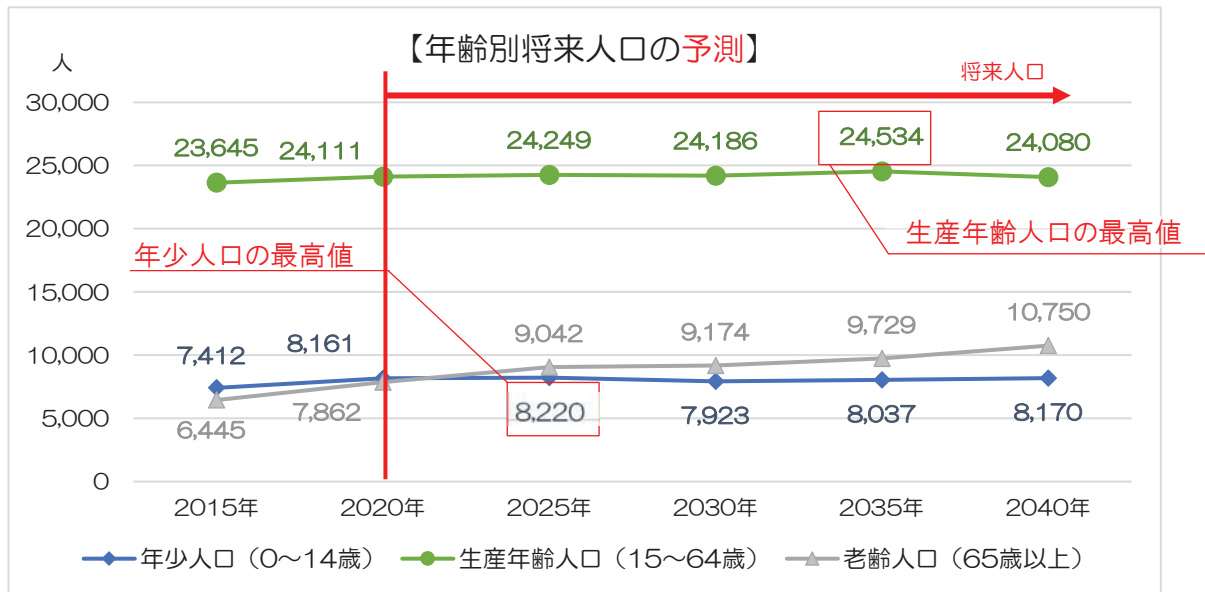
目標年次における本町の人口を43,000人と想定します。



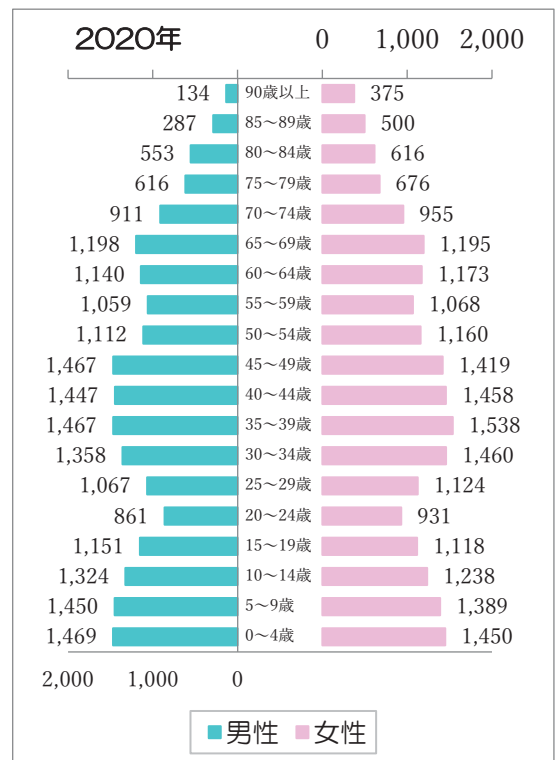
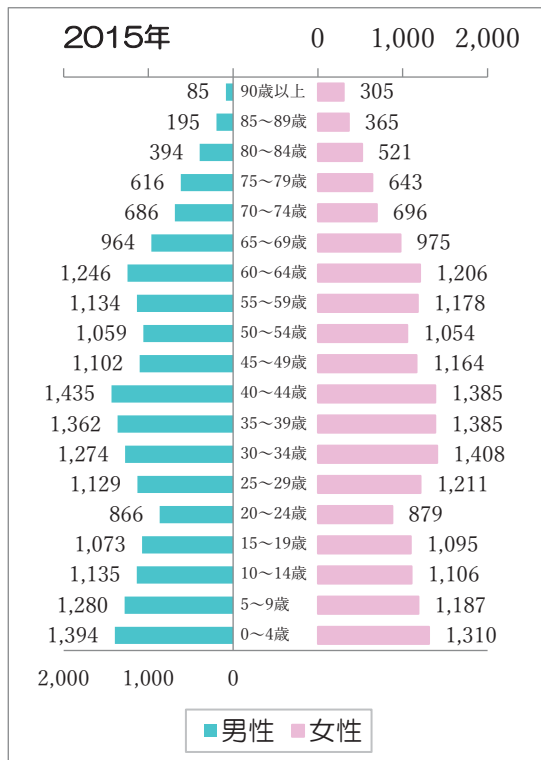
資料: 国立社会保障・人口問題研究所

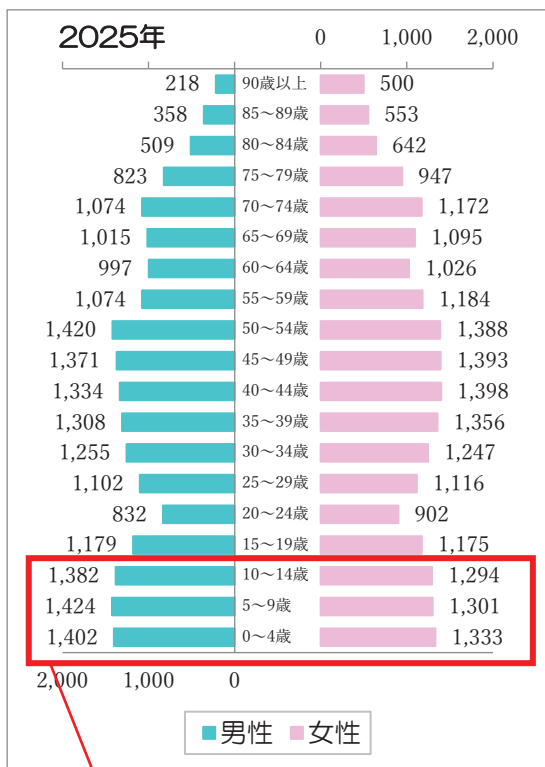
本町の人口は増加傾向にあり、2040年(令和22年)には43,000人に達すると想定されます。年齢別将来人口の推移をみると、年少人口(0～14歳)のピークは2025年(令和7年)で8,220人、生産年齢人口(15～64歳)のピークは2035年(令和17年)で24,534人となっています。高齢人口(65歳以上)は年々増加し、2040年(令和22年)には10,750人になる見込みです。

年少人口がピークとなる2025年(令和7年)までは、児童生徒数が増加することが想定され、その課題対応が必要です。生産年齢人口もおおむね増加が見込まれており、働く場の確保など本町の活力向上に関する課題対応が必要です。また、高齢人口の増加に対しては福祉の観点からの課題対応が必要です。

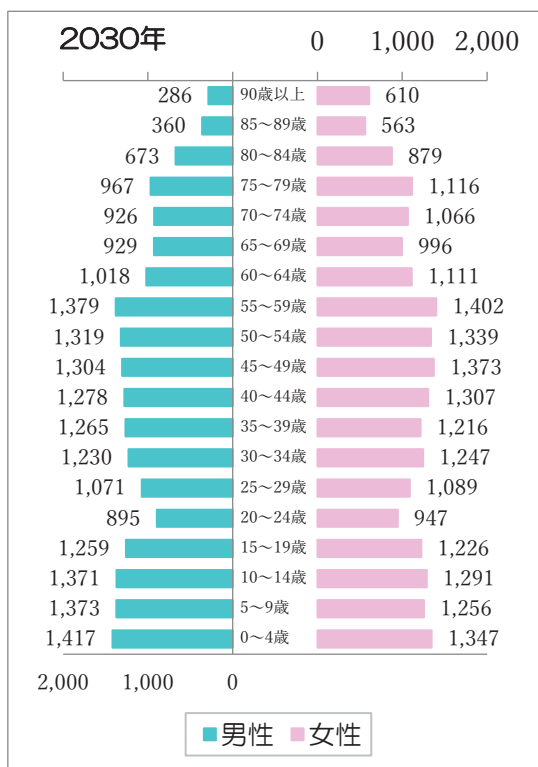


資料: 国立社会保障・人口問題研究所

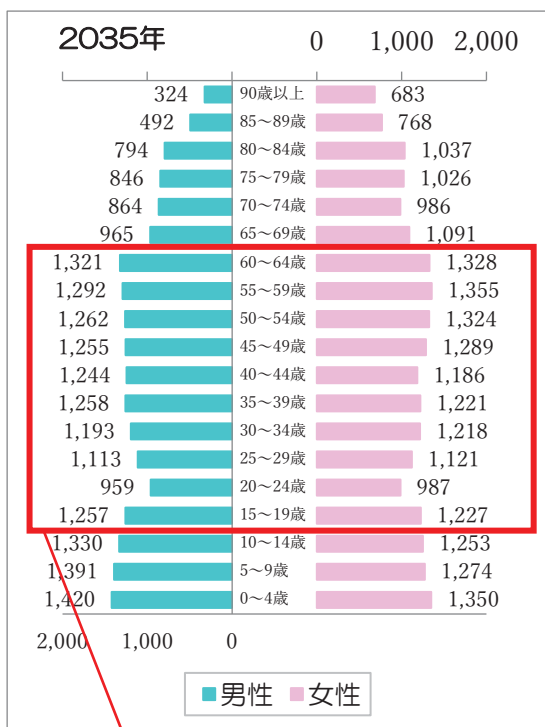




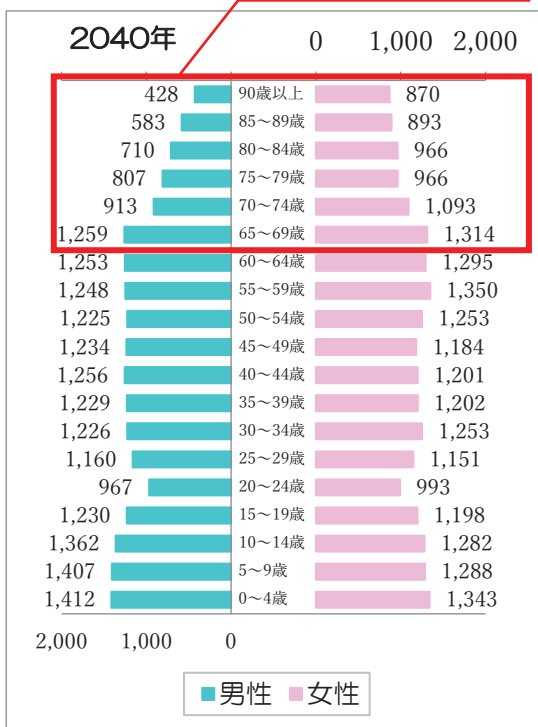
年少人口の最高値



高齢人口の最高値



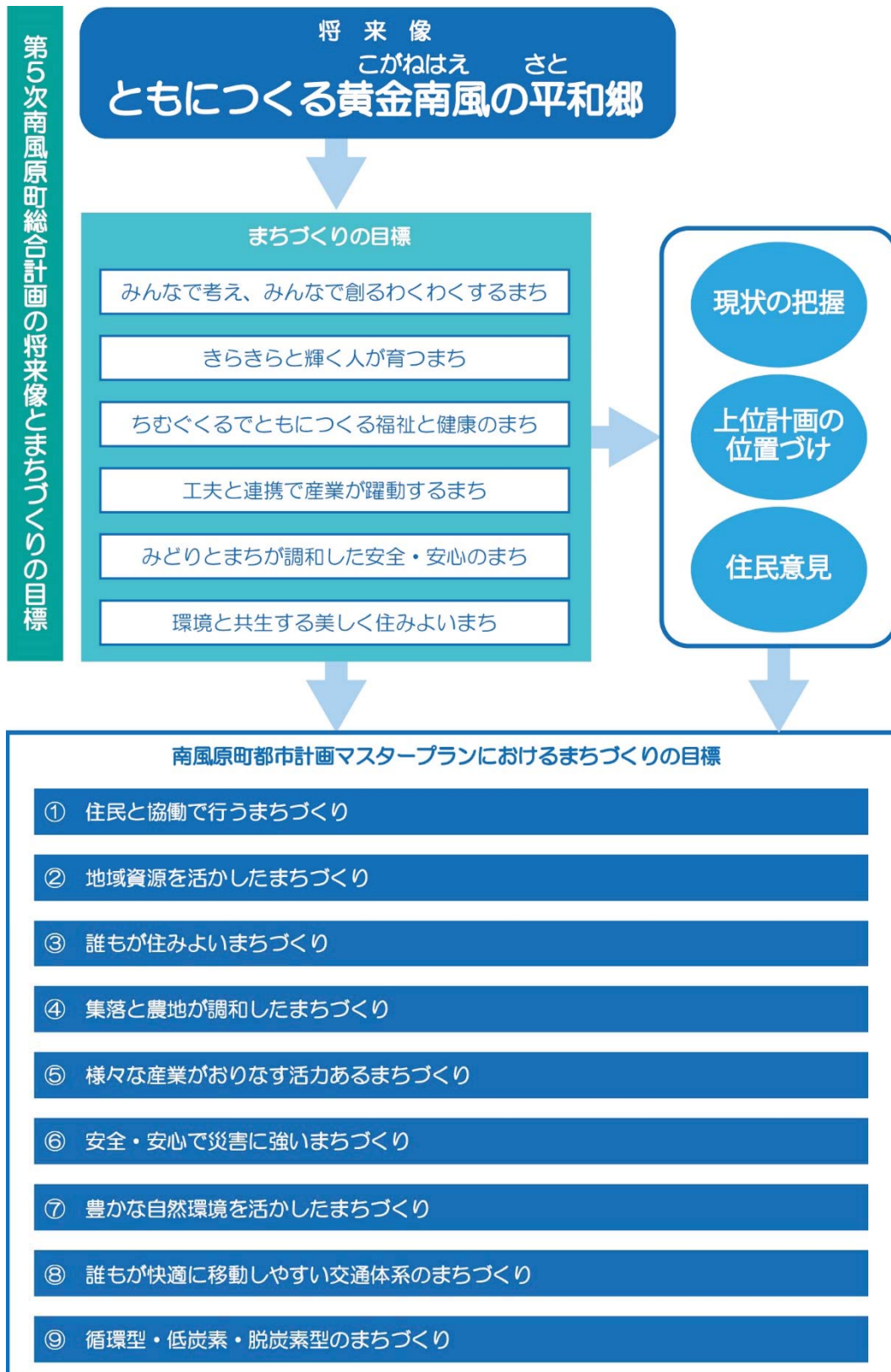
生産年齢人口の最高値



資料：国立社会保障・人口問題研究所

4. まちづくりの目標

本都市計画マスタープランでは、現状の把握や上位計画に示されたまちづくりの方向性、住民意向を踏まえて、下記の将来像やまちづくりの目標を実現するため、南風原町都市計画マスタープランにおける9つのまちづくりの目標を設定します。



【①住民と協働で行うまちづくり】

「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識向上を目指し、住民と協働で行うまちづくりを目指します。

【②地域資源を活かしたまちづくり】

地域に残る伝統・文化といった資源を大切に、観光と連携したまちづくりを目指します。

【③誰もが住みよいまちづくり】

本町に暮らす人をはじめ学ぶ人や働く人、訪れる人にとって優しく誰もが住みよいまちづくりを目指します。

【④集落と農地が調和したまちづくり】

優れた集落環境を保全するとともに、良好な田園風景が広がる地域については、コミュニティの維持活性化が図れるよう、集落と農地が調和したまちづくりを目指します。

【⑤様々な産業がおりなす活力あるまちづくり】

広域的な交通機能を活かし、人やモノが交流する拠点の形成と様々な産業がおりなす活力あるまちづくりを目指します。

【⑥安全・安心で災害に強いまちづくり】

防災や減災への意識の高まりがみられることから安全・安心で災害に強いまちづくりを目指します。

【⑦豊かな自然環境を活かしたまちづくり】

三大森(黄金森、高津嘉山、新川森)を中心とした豊かな自然環境を活かしたまちづくりを目指します。

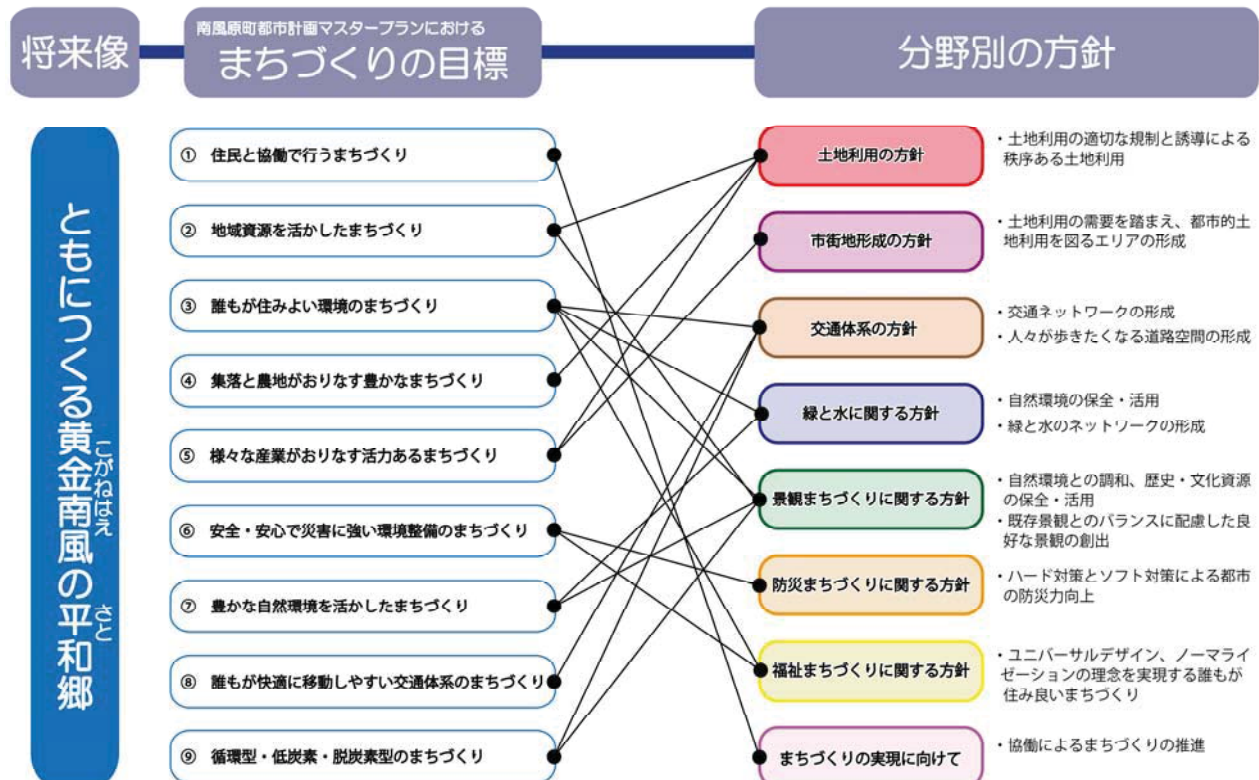
【⑧誰もが快適に移動しやすい交通体系のまちづくり】

住民に身近な生活道路から広域的な幹線道路まで安全に移動できる交通ネットワークを形成し、誰もが快適に移動しやすい交通体系のまちづくりを目指します。

【⑨循環型・低炭素・脱炭素型のまちづくり】

自然環境の保全、廃棄物の減量化と再資源化、省エネルギー対策への取り組み等により可能な限り環境への負荷を回避し、循環型・低炭素・脱炭素型のまちづくりを目指します。

■まちづくりの目標と分野別の方針の繋がり



第4章

将来都市構造

1. 将来都市構造の設定

第4章 将来都市構造

1. 将来都市構造の設定

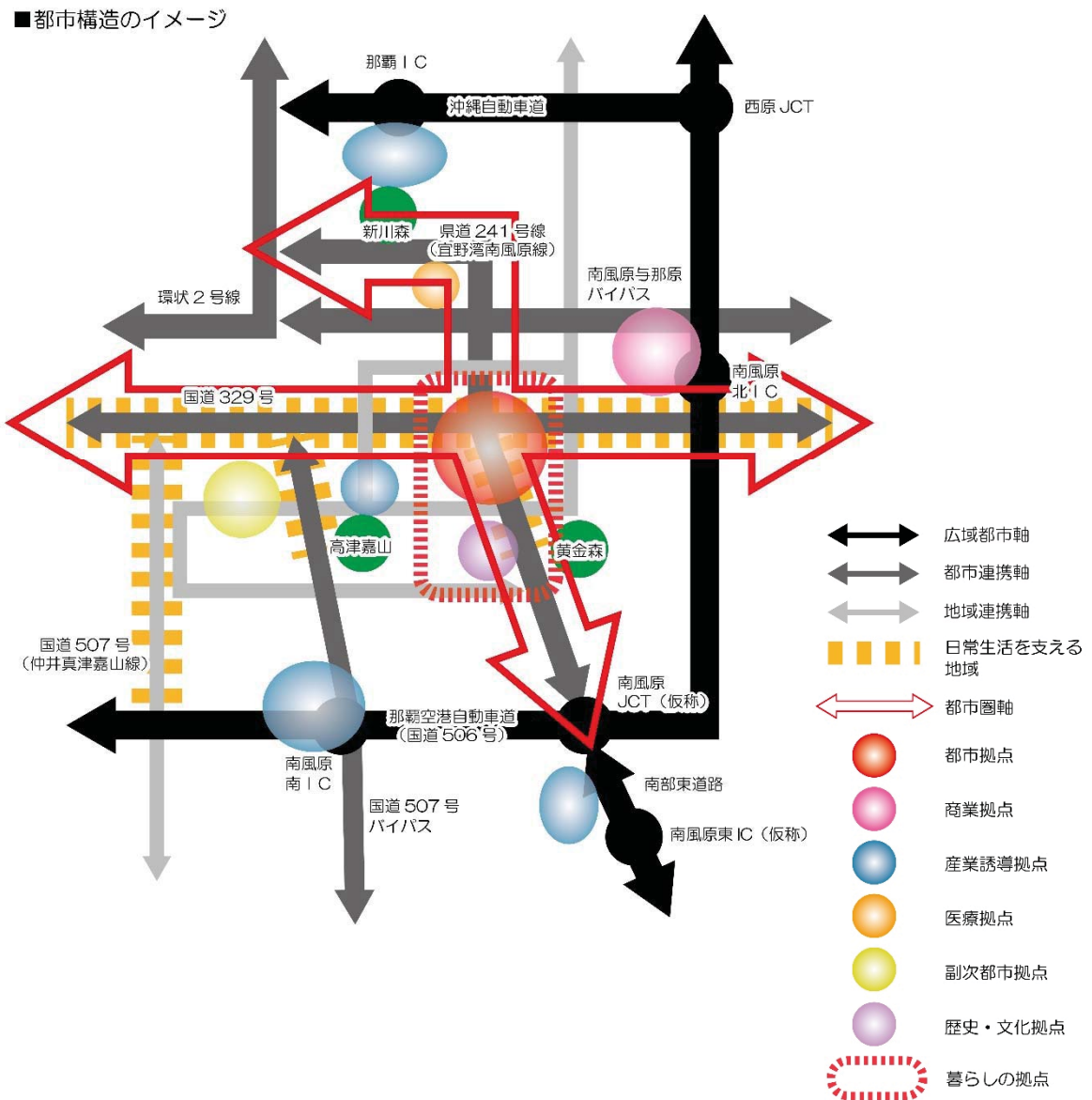
(1) 都市構造のイメージ

本町は、東西方向の国道 329 号、南北方向の県道 241 号線(宜野湾南風原線)を軸として、西側に隣接する那覇市から東側に隣接する与那原町に連なる形で市街地を形成しています。

那覇空港自動車道(国道 506 号)などの広域的な道路交通機能が整備され、本島南部地域における交通結節点として都市化が進行しています。

今後、南風原与那原バイパス、国道 507 号バイパス、南部東道路の整備により、更なる広域的な交通機能の充実が見込まれます。

まちの軸となる幹線道路の整備とあわせて、自然緑地などの自然的土地利用に配慮しながら、まちの活力を支える都市的土地利用を適切に配置して、秩序ある都市構造の形成を目指します。



(2) 将来都市構造の設定

将来都市構造は、まちづくりの目標実現に向けて、都市を構成する「ゾーン」「拠点」「まちの軸」の3つの要素に分けて整理します。

ゾーンの設定：土地利用の利用区分毎のまとまりであり、面的な構成要素

拠点の設定：人々の都市活動の中心となる場であり、点的な構成要素

まちの軸の設定：都市の骨格を形成する主要な道路であり、線的な構成要素

■ゾーンの設定

- ①住宅ゾーン

住居系用途地域が指定された区域及び市街化を誘導する区域を住宅ゾーンと位置づけ、良好な住環境の保全と創出に努め、秩序ある土地利用を図ります。
- ②沿道・商業ゾーン

国道沿いや県道沿いの住居系用途地域、商業系用途地域が指定された区域等を沿道・商業ゾーンと位置づけ、地域の利便施設等の集積や商業業務機能の集積を図ります。
- ③業務ゾーン

工業系用途地域が指定された区域などを業務ゾーンと位置づけ、工業機能や流通機能の集積を図ります。
- ④計画的誘導ゾーン

既存集落や自然地を計画的誘導ゾーンと位置づけ、秩序ある土地利用を図ります。
- ⑤緑地ゾーン

三大森(黄金森、高津嘉山、新川森)等を緑地ゾーンと位置づけ、貴重な自然緑地の保全・活用に努めます。
- ⑥農地ゾーン

農業基盤整備が行われた農地を農地ゾーンと位置づけ、保全・活用に努めます。

■拠点の設定

- ①都市拠点

国道329号と県道241号線(宜野湾南風原線)が交差する兼城十字路から南風原町役場一帯を都市拠点と位置づけます。

本町の顔として、行政、学校、企業等の多様な都市機能が集積する場の形成を図ります。
- ②商業拠点

南風原北インターチェンジ周辺一帯を商業拠点と位置づけます。交通結節点として町内外から多くの人々が訪れる広域的な利用を促進する商業空間の形成を図ります。
- ③産業誘導拠点

南風原南インターチェンジ周辺一帯、沖縄自動車道や南風原東インターチェンジ(仮称)周辺一帯、印刷団地等の既存の企業が立地する地区、新川森の北側の地区を産業誘導拠点と位置づけます。

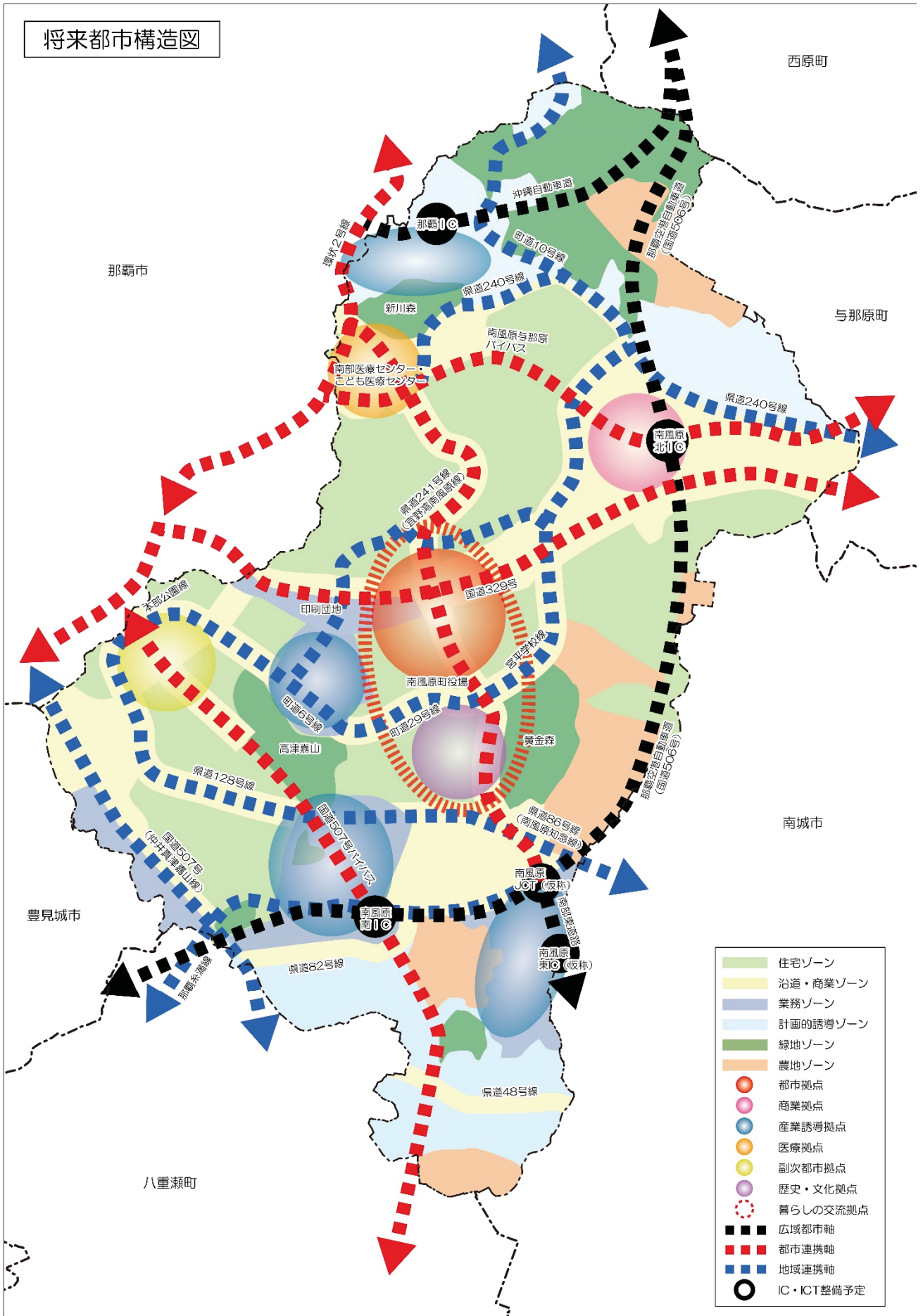
周辺環境に配慮した産業や生活利便施設の誘導を図ります。

- ④医療拠点
南部医療センター・こども医療センターを含む周辺一帯を医療拠点として位置づけます。
広域的な利用を想定した重要な都市機能であり、今後とも医療関連施設等が集積した拠点形成を図ります。
- ⑤副次都市拠点
津嘉山北土地区画整理事業地区は、良好な住宅地の形成とともに商業・業務機能の集積を図り本町の副次拠点にふさわしいまちづくりを進めていきます。
- ⑥歴史・文化拠点
喜屋武・本部・照屋一帯を歴史・文化拠点と位置づけ、歴史・文化資源である琉球絣・南風原花織を活かした伝統産業と観光産業が連携した拠点形成を図ります。
- ⑦暮らしの交流拠点
都市拠点と歴史・文化拠点を含む兼城十字路から喜屋武・本部・照屋地区一帯を、暮らしの交流拠点と位置づけます。
本町の中心市街地として、人々が暮らし、集い、学び、働くなど様々な交流を支える空間の形成を図ります。

■まちの軸の設定

- ①広域都市軸
広域的な都市間の移動を担う道路を広域都市軸と位置づけます。
【対象道路】
沖縄自動車道、那覇空港自動車道(国道 506 号)、南部東道路
- ②都市連携軸
周辺市町を結ぶ道路で広域的な交流を支え、本町の都市軸を形成する道路を都市連携軸と位置づけます。
【対象道路】
国道 329 号、国道 507 号バイパス、県道 241 号線(宜野湾南風原線)、南風原与那原バイパス、環状2号線
- ③地域連携軸
広域都市軸及び都市連携軸からの道路交通を受け止め、町内の道路交通を円滑に処理する道路を地域連携軸と位置づけます。
【対象道路】
国道 507 号(仲井真津嘉山線)、県道 240 号線、県道 128 号線、県道 86 号線(南風原知念線)、宮平学校線 等

将来都市構造図



都市計画コラム③

道路や公園などをつくる計画（都市施設）



道路や公園などは都市施設と言って、このまちで生活していく上で必要な施設なんだよ。

道路や公園が都市施設と言うのは分かったけど、他にどんな施設があるの??



他には、

- ・道路や駐車場などの交通施設
- ・公園や緑地などの公共空地
- ・上下水道や電気、ガスなどの供給・処理施設
- ・学校や図書館などの教育文化施設
- ・河川や水路
- ・病院や保育所 などなど

こんなにたくさんあるんだね



南風原町にある都市施設



宮城公園



本部公園



南風原与那原バイパス



国道507号バイパス

公園にはよく遊びに行くよ♪
生活していく上で本当に必要な施設だね。



第5章

全体構想

1. 土地利用の方針
2. 市街地形成の方針
3. 交通体系の方針
4. 緑と水の方針
5. 景観形成の方針
6. 防災まちづくりの方針
7. 福祉まちづくりの方針

第5章 全体構想

1. 土地利用の方針

(1) 現状と課題

本町の土地利用は、東西方向の国道 329 号と南北方向の県道 241 号線(宜野湾南風原線)を軸として都市的土地利用が進む市街地や集落、三大森とよばれる黄金森、高津嘉山、新川森などの自然緑地、市街地や集落の周辺に広がる農地に概ね区分されます。

本町全体の面積 1,076ha のうち都市的土地利用が主体の市街化区域の割合は約 41%、自然的土地利用が主体の市街化調整区域は約 59%となっています。

市街化区域の土地利用を概観すると、低層住宅地を主体に幹線道路沿いには商業・業務・工業地が立地しています。また、南部医療センター・こども医療センターを中心に様々な医療福祉施設が集積しています。

市街化調整区域は、農地や緑地など自然的土地利用が主体となっている一方、都市計画法第 34 条第 11 号区域※(緩和区域)が指定された集落や開発許可により整備された福祉施設や業務施設などの都市的土地利用もみられます。

本町は 2040 年(令和 22 年)頃まで人口増加が見込まれていること、広域的な幹線道路の整備により事業者からの土地需要が高まっていることなどを踏まえ、都市的土地利用の適切な誘導を図ることが必要です。

※都市計画法第 34 条第 11 号区域:市街化調整区域ではあるが、自己用住宅の建築が許容される区域。

(2) 基本方針

土地利用の方針では、住宅地区、沿道サービス地区、商業地区、業務地区、計画的誘導地区、緑地地区、農地地区及び集落地区に区分し、適切な規制と誘導を図ります。

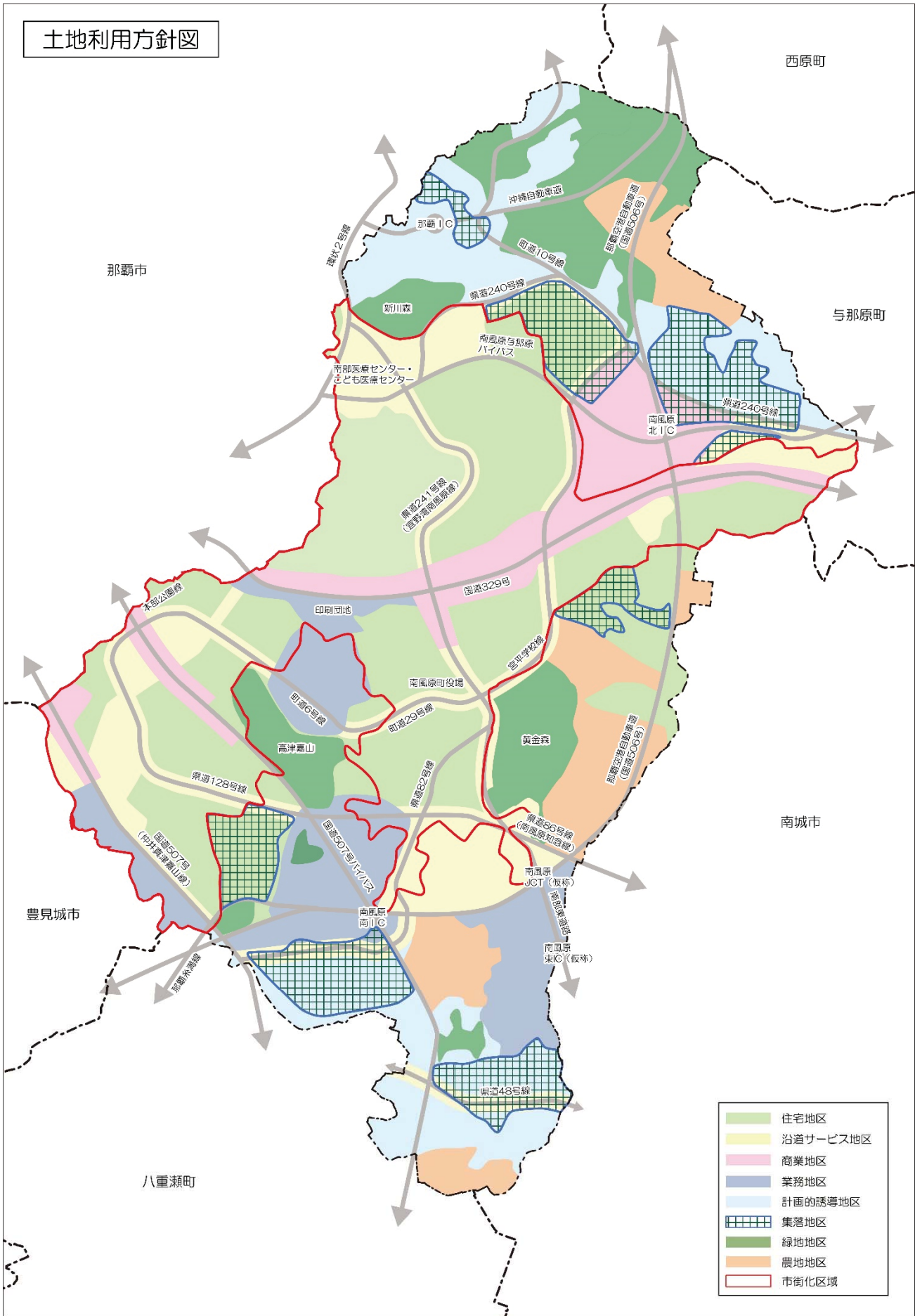
都市的土地利用の誘導を図る住宅地区については、戸建住宅を主体とした低層・低中層及び中高層の住宅地を基本とします。幹線道路沿道については、地域の特性に応じ、高度利用を図り日常生活に必要な商・工業系又は複合型の土地利用を推進するため、用途地域の変更を検討します。

また、市街地周辺の緑地地区及び農地地区については自然的土地利用の保全を基本とし、計画的誘導地区は集落環境の維持を図りつつ、都市的土地利用の需要に対しては立地特性を踏まえ適切な誘導を図り、地域活力を支える土地利用を計画的に誘導します。

- | | |
|------------|---|
| ① 住宅地区 | <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅地区は、戸建住宅や集合住宅を主体とした良好な住環境を創出するとともに、身近な店舗や生活利便施設を必要に応じて立地し、良好な市街地環境の形成を図ります。 ● 集落が形成されている区域は、狭隘道路がみられ、緊急車輛が通行できない等の問題があることから、道路の拡幅やオープンスペース等の確保により、安全で潤いのある住環境の形成を図ります。 |
| ② 沿道サービス地区 | <ul style="list-style-type: none"> ● 沿道サービス地区は、日常生活を支える利便施設が立地する土地利用を図り、商業・業務・住居が共存する地区として機能充実を図ります。 |

- 南部医療センター・こども医療センター周辺は、医療関連施設を中心とした土地利用の形成を図ります。
- ③ 商業地区
- 商業地区は、広域的な交通の利便性を活かした商業機能、観光・交流機能など多様な都市機能への土地利用を誘導します。また、建物の壁面後退による前面空間の確保や、景観に配慮したサインの設置、緑の充実などにより、魅力ある沿道空間の形成を図ります。
- ④ 業務地区
- 業務地区は、運送業、倉庫業、卸売業、小売業などの流通機能を担う業種や、印刷業、情報通信業、教育・学習支援業、医療・福祉などの誘導を図り、地域の活力向上や住民サービスの充実につながる土地利用を推進します。
 - 国道 507 号(仲井真津嘉山線)沿道に位置する業務地区については、用途の混在がみられることから、適切な土地利用の誘導を図ります。
- ⑤ 計画的誘導地区
- 既存集落は、低層を基本とした良好な住環境の維持・保全を図ります。
 - 地区の中で優位性の高い場所や幹線道路沿道において開発可能な地区については、環境保全を図りつつ、都市的土地利用の需要に対しては立地特性を踏まえ適切な誘導を図ります。
- ⑥ 集落地区
- 集落地区(都市計画法第 34 条第 11 号区域)は、優れた集落景観や自然的・歴史的環境の保全に配慮しつつ、生活利便施設の誘導を図り、ゆとりと暮らしやすさを備えた良好な住環境の形成を図ります。
- ⑦ 緑地地区
- 三大森(黄金森、高津嘉山、新川森)を主とした緑地地区は、豊かな自然緑地を保全・活用し、憩いの場の創出を図ります。
 - 墓地については、散在を抑制し、緑化による緩衝帯を設けるなど、地域環境の向上を図ります。
- ⑧ 農地地区
- 農地地区は、農業生産の基盤となる地区であることから、積極的に保全・活用を図り、効率的で収益性の高い都市近郊型農業の展開を促進します。
- ⑨ その他のまちづくり
- 急速な市街化が進展したことに伴う土地利用の転換や津嘉山北土地区画整理地区の整備により、人口増加がみられ、教育関連施設が過密になっていることから、早急な対応が求められています。今後も人口増加が想定されていることを踏まえ、学校区の見直し等を含めた対応を検討します。

土地利用方針図



- 住宅地区
- 沿道サービス地区
- 商業地区
- 業務地区
- 計画の誘導地区
- 集落地区
- 緑地地区
- 農地地区
- 市街化区域

第5章 全体構想

2. 市街地形成の方針

(1)現状と課題

本町の人口集中地区は464ha(令和2年国勢調査)で、平成2年の210haから254ha増加しており、この30年間で市街化が急速に進展してきました。

人口集中地区は人口密度40人/ha以上かつ人口5,000人以上で実質的な都市地域を表しており、市街化区域とおおむね重なっています。本町の市街化区域の人口密度は約70人/haと比較的高くなっています。

用途地域指定の割合をみると住居系用途90.4%、商業系用途5.1%、工業系用途4.5%となっており、産業系の土地利用が少ない状況となっています。

市街化区域の人口密度や用途地域指定の状況を踏まえると、現在の市街化区域だけでは今後の新たな土地利用や産業用地の需要を満たすことは難しいと考えられます。

今後は少子高齢化社会となり、これまでのような急速な市街化の進行はないと想定されますが、本町においては2040年(令和22年)頃までは人口増加が見込まれます。また、広域的な幹線道路網の整備に伴い、事業者からの土地利用の需要が高まっていることから、これらに対応する計画的な市街地の形成が望まれます。

(2)基本方針

市街地形成の方針では、想定される土地利用の需要を踏まえ、都市的土地利用を進めていくエリアを示し、そのエリア内への開発を誘導し想定される整備手法や土地利用についての考え方を示します。

本町の強みである交通の利便性や県都那覇市に隣接する立地条件を活かし、働く場を創出し地域経済の活性化及び住民サービスの充実につながる産業誘導を図るエリアの形成を促進します。エリアの形成にあたっては、土地区画整理事業や地区計画などを活用し、計画的な土地利用を図ります。

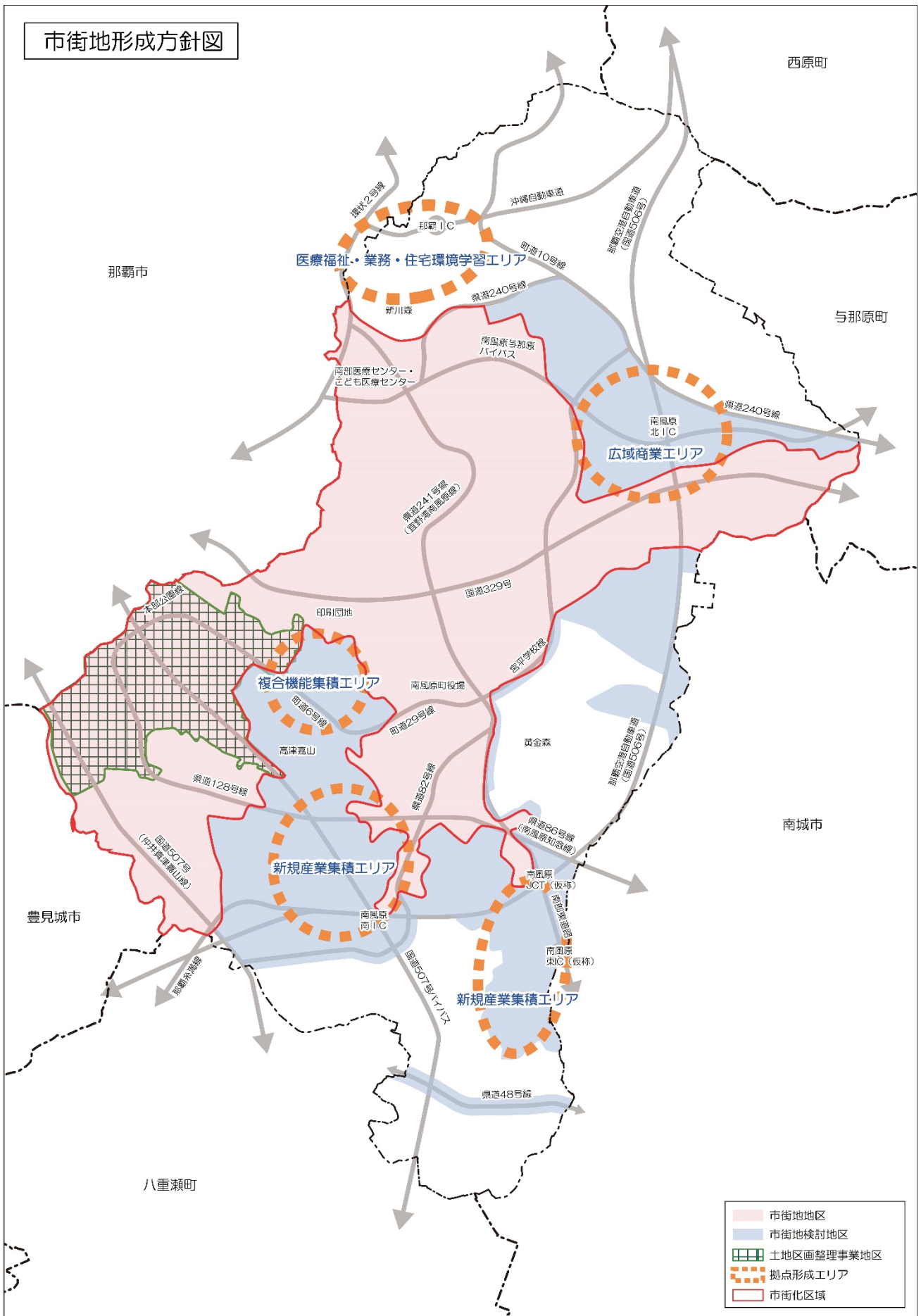
市街化区域に隣接する既存集落は、地区の歴史文化資源の保全、石垣や生垣など趣きある住宅地のたたずまいを維持し、緑豊かな集落環境の保全と誘導に努めるものとし、地区計画の活用や市街化区域への編入も検討します。

- | | |
|---------------|---|
| ① 市街地
地区 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市街化区域の良好な市街地環境を有する地区については保全を図ります。 ● 既成市街地で基盤が整っていない地区については、計画的な基盤整備や土地利用の規制誘導等により、良好な住環境の形成を図ります。 |
| ② 市街地
検討地区 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市街地検討地区は、市街化調整区域で市街化区域に隣接または近接するエリアと位置づけます。 ● 既存集落については良好な住環境の保全を図ります。新たな土地利用の需要に対しては地区計画等を活用した計画的な市街地形成を誘導します。また、市街地形成の状況を踏まえ、必要なエリアについては市街化区域への編入も想定します。 |

- ③ 土地区画
整理事業
地区
 - 津嘉山北土地区画整理事業地区は事業実施中であり、地区計画とあわせた計画的な市街地形成を推進し、良好な生活環境の維持・向上に努めます。

- ④ 拠点形成
エリア
 - 【医療福祉・業務・住宅環境学習エリア】
 - 医療福祉・業務・住宅環境学習エリアは、市街化調整区域における地区計画の活用を検討し、新川森などの斜面緑地に囲まれた環境学習の場として良好な住環境の保全・形成を図るとともに、健康・医療・福祉の集積を中心とした土地利用の形成を促します。
 - 沖縄自動車道那覇インターチェンジ周辺は、周辺の自然環境と調和のとれた業務地の形成を図ります。
 - 【広域商業エリア】
 - 広域商業エリアは、既存の商業施設を中心に、那覇空港自動車道南風原北インターチェンジや南風原与那原バイパス整備による広域的な交通の利便性を活かした商業施設の集積を促し、賑わいのある商業地の形成に努めます。また、土地利用の可能性を調査し、土地区画整理事業等の実現に向けた検討を行います。将来的には、市街化区域への編入も想定します。
 - 【複合機能集積エリア】
 - 複合機能集積エリアは、地区計画の活用を検討し、工業系の土地利用を想定した市街地環境の形成に努めるとともに、敷地内にゆとりある緑地空間を確保するなど、良好な環境整備を推進します。
 - 【新規産業集積エリア】
 - 南風原南インターチェンジ周辺における新規産業集積エリアは、新たな産業の誘致や町内の産業の移転用地として活用できるよう、土地利用の可能性を調査し、土地区画整理事業等の実現に向けた検討を行います。将来的には、市街化区域への編入も想定します。
 - 南部東道路のインターチェン(仮称)ジ周辺における新規産業集積エリアは、市街化調整区域における地区計画の活用や市街化区域編入を検討し、南部東道路インターチェンジ(仮称)整備に伴う交通の利便性を活かした土地利用の検討を行います。

- ⑤ 新たな市街地形成の
誘導・活用
 - 今後、面的整備を行う場合は、土地区画整理事業等を促進します。
 - 市街化調整区域における都市的土地利用の需要に対しては、地区計画等を活用した適切な誘導を図り計画的な市街地形成を図ります。



3. 交通体系の方針

(1) 現状と課題

本町は、沖縄自動車道、那覇空港自動車道(国道 506 号)、国道 329 号、国道 507 号バイパス、県道 241 号線(宜野湾南風原線)などの幹線道路が整備されており、広域的な交通の利便性が高い特性を有しています。南風原与那原バイパスや南部東道路の整備計画も進められており、これらの幹線道路の着実な整備により、さらなる道路交通機能の充実が期待されます。しかし、町内の地域間を結ぶ道路交通ネットワークが弱く、公共交通の運行水準も低いことから誰もが移動しやすい町内の主要な拠点を結ぶ公共交通の強化が必要です。

集落内では通過交通が多い地区がみられ、生活環境への影響も懸念されることから、生活道路における自動車交通量の抑制も課題となっています。また、歩行者に優しい道づくりの視点や、交通問題への対策として ICT を活用するサービスなど新たな動向についても検討が必要です。

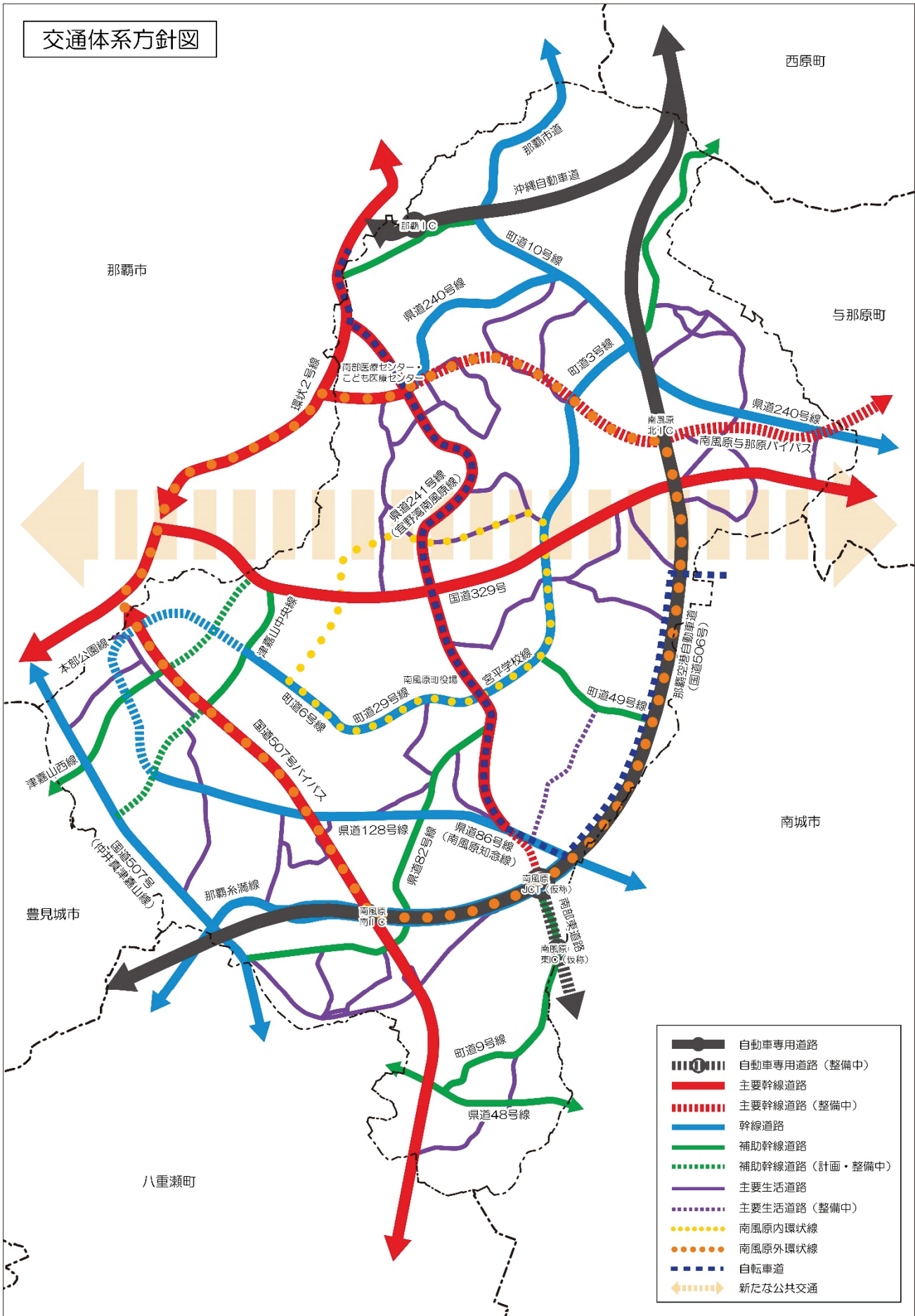
(2) 基本方針

本町においては、那覇空港自動車道(国道 506 号)をはじめ、国道 329 号、国道 507 号バイパス、県道 82 号線、県道 241 号線(宜野湾南風原線)等の幹線道路の整備が進み、南風原与那原バイパスや南部東道路もこれから本格的に整備される予定にあり、広域交通ネットワークの基盤が整いつつあります。このような恵まれた条件を踏まえ、広域的な幹線道路、町の骨格を形成する幹線道路、主要な生活道路が円滑に機能するよう、道路の段階構成に配慮した交通ネットワークの形成を目指します。また、まちの魅力を高める施策として歩行者に優しく人々が歩きたくなる道路空間の形成についても検討します。

- | | |
|-----------|--|
| ① 自動車専用道路 | <ul style="list-style-type: none"> ● 沖縄自動車道、那覇空港自動車道(国道 506 号)、南部東道路が自動車専用道路と位置づけられており、関係機関と連携し、機能の維持・向上に努めます。 |
| ② 主要幹線道路 | <ul style="list-style-type: none"> ● 主要幹線道路は、都市の骨格を形成するとともに周辺市町村との連携を促す主要な役割を担う道路です。 ● 国道 329 号、国道 507 号バイパス、県道 241 号線(宜野湾南風原線)、南風原与那原バイパス等を主要幹線道路と位置づけ、機能の維持・向上に努めます。 |
| ③ 幹線道路 | <ul style="list-style-type: none"> ● 幹線道路は、地域内の交通を集約し、主要幹線道路との円滑な交通処理を行う道路です。 ● 国道 507 号(仲井真津嘉山線)、県道 240 号線、那覇糸満線、県道 82 号線等を幹線道路と位置づけ、機能の維持・向上に努めます。 |
| ④ 補助幹線道路 | <ul style="list-style-type: none"> ● 補助幹線道路は主要幹線道路や幹線道路を補完する道路です。 ● 県道 48 号線、県道 82 号線、町道 3 号線等を補助幹線道路と位置づけ、機能の維持・向上に努めます。 |
| ⑤ 主要生活道路 | <ul style="list-style-type: none"> ● 主要生活道路は、主要幹線道路、幹線道路または補助幹線道路で囲まれた区域の交通を処理する道路です。 ● 地域住民の日常生活を支える道路として機能充実を図ることとし、歩行 |

- 者の安全性確保のため、路面標示やグリーンベルト、自動車速度抑制等の方策の導入について検討します。
- 主要生活道路や新たに整備を行った主要生活道路については、機能の維持・保全に努めます。
- ⑥ 南風原内環状線
- 南風原内環状線は、市街地への通過交通を抑制するとともに、身近な地域のネットワークを支える道路として整備を図ることとします。また、自動車等の通行を前提としながらも、歩行者の安全性を重視した道路としての整備を図ります。
- ⑦ 南風原外環状線
- 那覇空港自動車道(国道506号)(側道)、国道507号バイパス、環状2号線、南風原与那原バイパス(側道)については、南風原外環状線として位置づけ、市街地への通過交通を整序するとともに身近な地域や町外とのネットワークを支える道路としての整備を図り、合わせてゆとりのある歩道の整備に努めます。
- ⑧ 自転車走行空間の確保
- 自転車道については、関係機関と連携を図りながら、安全で魅力ある自転車道路空間の整備を促進します。
- ⑨ 公共交通の利便性向上
- 公共交通の運行水準が低いことと誰もが移動しやすい交通環境が望まれていることを踏まえ、交通体系ネットワークを構築し、地域住民の利便性の向上を図るため、町内を巡回するコミュニティバス等の導入について検討します。
- ⑩ 新たな公共交通の検討
- LRTや鉄軌道等の広域的な連携を必要とする新たな公共交通のあり方について、関係機関や近隣市町との連携を図り検討します。
- ⑪ 自動車専用道路の桁下有効利用
- 自動車専用道路の桁下については、パークアンドライド等としての有効利用を検討します。
- ⑫ 低炭素・脱炭素社会の構築
- 慢性的な交通渋滞による温室効果ガスの排出削減に対応するため、地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築を促進します。
- ⑬ 新技術の活用
- 地域住民等の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせる検索・予約・決済等を一括で行うサービスであるMaaSの活用により、移動の利便性の向上を図り交通サービスの充実を目指します。

交通体系方針図



4. 緑と水の方針

(1) 現状と課題

本町は、三大森(黄金森、高津嘉山、新川森)に代表される豊かな緑地や国場川や長堂川などの自然環境を有しており、まちに潤いを与える資源となっています。これらの自然環境は、動植物の生息・生育の場や良好な景観形成だけではなく、気温上昇の抑制や水質の浄化、水源涵養機能※による防災・減災など様々な機能を有しており、グリーンインフラ※としての活用が望まれています。また、海に面していない本町において、河川は貴重な水辺空間となっており、適正な管理が必要です。

生活環境の改善、水質の保全、浸水の防除等都市活動を支える下水道については、1980年(昭和55年)に公共下水道事業の認可を受けて整備を進めており、2017年(平成29年)3月現在、全体計画面積703.1haに対して整備済み面積は441.9haで整備率は62.9%となっています。本町は人口が増加傾向にあり令和22年(2040年)頃まで増加が見込まれており、今後も下水道事業について着実な整備推進が求められています。

※水源涵養機能: 森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のことを言う。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質浄化の効果もみられる。

※グリーンインフラ: 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。

(2) 基本方針

都市化の進行により自然的土地利用が減少するなかで、三大森(黄金森、高津嘉山、新川森)や河川などの自然環境は、私たちの生活に癒しや快適さをもたらす資源であり、良好な景観形成、生物の生息・生育の場の提供、浸水対策、延焼防止、気温上昇の抑制などの機能を有する貴重なグリーンインフラとなっています。

今後とも本町の貴重な自然環境の保全を図り、三大森とともに、公園・緑地と河川(国場川、長堂川、宮平川、手登根川等)の緑と水のネットワークを形成し、都市環境の質の向上を図ります。

特に総合公園である黄金森公園は、歴史を感じることでできる貴重な歴史・文化資源であるとともに、まとまった緑地が保全、活用されており本町の緑のシンボルとなっています。今後とも緑の拠点として、住民の憩いの場、レクリエーションの場、歴史学習の場を担う空間として保全、整備に努めます。

また、現在の一人当たり公園面積6.3㎡/人(整備済み面積)に対し、10㎡/人を目標に都市公園等の整備を進めるものとします。※P73「一人当たり公園面積の確保目標について」参照

少子高齢化や人口減少などの課題に対して、都市公園を柔軟に使いこなす視点が重要であるとの背景から、Park-PFI(公募設置管理制度)が誕生しました。本町においてもその活用を検討します。

- ① 斜面緑地
 - 黄金森、高津嘉山、新川森の三大森を含めた斜面緑地は、グリーンインフラとして重要な緑地であることから、緑の保全・活用を積極的に努めます。
- ② 緑の拠点
 - 緑のシンボルである黄金森、高津嘉山、新川森の三大森を緑の拠点として位置づけ、保全・整備に努めます。三大森は癒しや快適をもたらす貴重な財産となっているため、緑のネットワークを形成し、住環境の質の向上に努めます。

- 第5章
全体構想
- ③ 都市公園・緑地
- 黄金森公園や花・水・緑の大回廊公園、宮城公園、本部公園、神里ふれあい公園等の地域の拠点となる公園については、自然と親しめるふれあいの空間として、緑の保全・維持管理の充実を図ります。
 - 街区公園等の整備にあたっては、地域住民の参画のもとに望ましい整備のあり方を検討し、愛着もてる公園づくりに努めます。また、その管理や活用のあり方については住民の自主的な取り組みを促進し、その支援を図ります。
 - Park-PFI(公募設置管理制度)による施設整備や公園管理を促進し、公園利用者の利便性の向上に努めます。
- ④ その他の公園(開発公園・農村公園など)
- 開発行為により整備された身近な公園や各字に点在する小規模の公園等については、地域住民の意向を踏まえながら、地域による維持管理体制を促進します。
 - 農村集落に整備された農村公園については、地域住民のコミュニティの場として健康増進や地域活動を促進する場として保全・整備に努めます。
- ⑤ 道路緑化
- 主要幹線道路や幹線道路、補助幹線道路については歩道や中央分離帯、桁下等における道路緑化を推進します。併せて周辺街路等についても緑化の拡充を図っていくこととし、町全域で緑の道づくりを進めていきます。
 - 歩いて楽しい歩行空間を創出するため、街路樹等による沿道緑化に努めます。
- ⑥ 緑のネットワーク
- 本町の緑の拠点となる黄金森、高津嘉山、新川森の三大森を結ぶ道路については、歩道や中央分離帯等への道路緑化の推進を図り、三大森をネットワークする骨格的な軸の形成に努めます。
- ⑦ 水のネットワーク
- 国場川、長堂川、宮平川、安里又川、手登根川等の河川については、環境管理を徹底し、水辺の保全・回復を図り、水に親しめる環境づくりを目指します。
 - 花と緑につつまれた水辺づくりを行うため、河川沿いの緑化とポケットパークの整備を促進するとともに、多自然川づくり[※]等による河川改修事業に努めます。
 - ゆとりと潤いのある水辺空間を形成するため、南風原ダムや河川を利用した親水性のある公園整備を検討します。
- ※多自然川づくり: 治水や利水と環境を両立させ、河川が本来持っている自然環境や景観を保全・創出し、再生する川づくりのこと。
- ⑧ 下水道
- 現在及び将来想定される下水道の需要を適切に処理するため、南風原町流域関連公共下水道事業計画に基づいた公共下水道の整備を推進します。

- ⑨ 桁下有効利用
- 南風原与那原バイパスなどの桁下については、地域住民の憩いの場となる公園等としての有効利用に努めます。
 - 那覇空港自動車道(国道 506 号)の桁下については、花・水・緑の大回廊公園の整備を促進し、地域の憩いの空間を創出します。

※ 一人当たり公園面積の確保目標について

都市公園法では、一人当たり公園面積の標準を 10 m²としており、本町においても 10 m²/人を目標とします。そのためには、新たに 10,000 m²の公園の確保を目指します。

■ 一人当たり公園面積(現状、計画、目標)

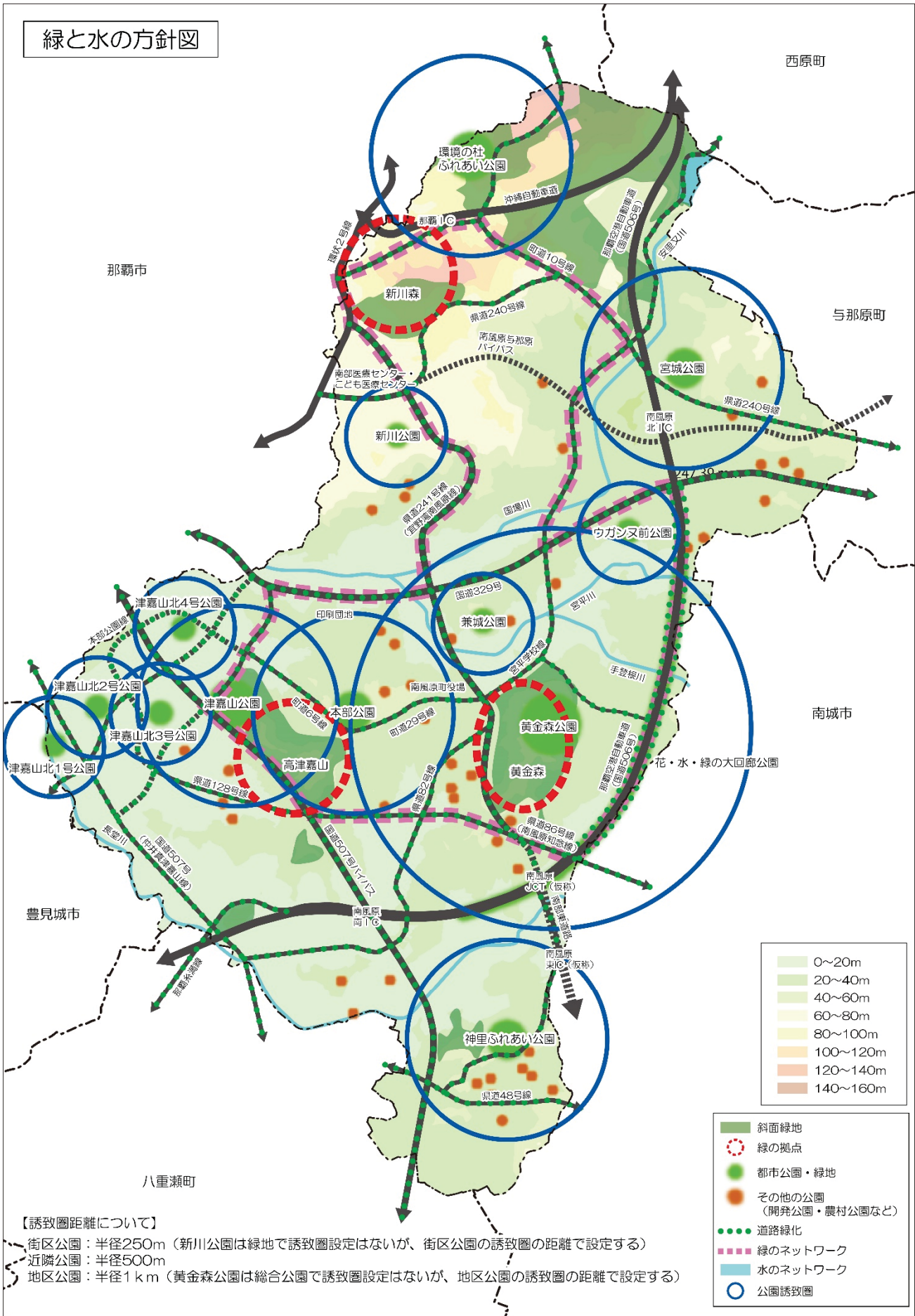
	現状 ※1	計画 ※2	目標 ※3	備考
都市公園(m ²)	230,600	396,200	406,200	新たに10,000m ² の確保を目指す
その他公園(m ²)	24,160	24,160	24,160	
計(m ²)	254,760	420,360	430,360	
人口	40,580	43,000	43,000	供用の40,580人はR3.12月の人口。計画と目標の43,000人はR22の目標人口。
一人当たり公園面積(m ² /人)	6.3	9.8	10.0	

※1 現状:整備済み面積

※2 計画:都市計画決定した公園が整備された場合の面積

※3 目標:10m²/人を確保するための面積

緑と水の方針図



0~20m
20~40m
40~60m
60~80m
80~100m
100~120m
120~140m
140~160m

- 斜面緑地
- 緑の拠点
- 都市公園・緑地
- その他の公園
(開発公園・農村公園など)
- 道路緑化
- 緑のネットワーク
- 水のネットワーク
- 公園誘致圏

【誘致圏距離について】
 街区公園：半径250m（新川公園は緑地で誘致圏設定はないが、街区公園の誘致圏の距離で設定する）
 近隣公園：半径500m
 地区公園：半径1km（黄金森公園は総合公園で誘致圏設定はないが、地区公園の誘致圏の距離で設定する）

第5章
全体構想

5. 景観形成の方針

(1) 現状と課題

本町は、県都那覇市に隣接し、那覇空港自動車道(国道 506 号)や国道 329 号などの広域的な幹線道路が整備され、交通利便性が高く、市街化の進展が著しいまちです。また、三大森と呼ばれる黄金森、高津嘉山、新川森は潤いある自然景観を形成し、かすりの道一帯では伝統工芸品のかすりが生産されるなど文化的な景観も有しています。

このような都市と自然、歴史・文化が形成する良好な景観を保全し、また市街地の進展等に伴う新たな景観について適切な誘導を図ることが必要です。

(2) 基本方針

本町の特性を活かした景観形成を図るため、自然環境との調和、歴史・文化資源の保全と活用を進めるとともに、まちの発展に資する都市基盤の整備や市街地の進展等に対しては既存の景観との調和に配慮した良好な景観の創出を目指します。

- | | |
|----------------|--|
| ① 森と緑の
保全地区 | <ul style="list-style-type: none"> ● 黄金森、高津嘉山、新川森の三大森及び斜面緑地を含む自然緑地、都市公園等の区域を森と緑の保全地区と位置づけます。 ● 自然緑地の保全と都市公園等の整備を進めるとともに、稜線の保全を図ります。 ● 高台に位置する緑地については眺望として活用します。また、建築物等の高さは緑地への眺めを遮ることがないように配慮します。 |
| ② 田園地区 | <ul style="list-style-type: none"> ● 農地及び農地周辺の集落等を田園地区と位置づけます。 ● 都市近郊型農業を支える生産緑地である農地景観の保全を図ります。また、農地周辺の集落等については、農地との調和に配慮した景観形成を図ります。 |
| ③ 親水地区 | <ul style="list-style-type: none"> ● 国場川、長堂川、宮平川等の河川及び南風原ダムを含むその周辺を親水地区と位置づけます。 ● 本町は海に面しておらず、河川は貴重な水辺空間となっています。まちに潤いを与え人々が水に親しむことのできる空間づくり、安全安心の水辺環境づくりを進めていきます。 |
| ④ 伝統的
集落地区 | <ul style="list-style-type: none"> ● 伝統的な宅地割や屋敷林等の歴史資源が残る地域、かすりの道など伝統的な集落景観を有する地域を伝統的集落地区と位置づけます。 ● 伝統的集落における格子状の宅地割り形態、石垣、御嶽、屋敷林等の歴史・文化的要素については保全に努め、趣きのある景観の保全・形成を図ります。 ● 集落内に残る大木は、地域のシンボルとして保全に努めます。 ● 集落の伝統行事や伝承などの歴史・文化資源は重要な景観資源であり保全に努めます。 |

⑤ 都市的景観形成地区

- 住居系用途地域が指定された区域を都市的景観形成地区と位置づけます。また、南風原北インターチェンジ周辺一帯、南風原南インターチェンジ周辺一帯等、今後、市街化の進行が想定される区域を都市的景観検討区域と位置づけます。
- 都市的景観形成地区は、市街地として土地利用が進む地区であり、緑の保全・確保により潤いのある空間づくりを進めるとともに、建築物等に関するルールを定め、良好な景観形成を図ります。
- 都市的景観検討区域は、今後の土地利用を踏まえた適切な景観の誘導を図ります。

⑥ 主要道路沿道地区

- 国道 329 号、国道 507 号、県道 82 号線等の幹線道路の沿道を主要道路沿道地区(A)と位置づけ、三大森(黄金森、高津嘉山、新川森)への景観に影響を及ぼす区域を主要道路沿道地区(B)と位置づけます。
- 街路樹や植栽により緑豊かな沿道景観を形成するとともに、緑陰の形成により人々が歩きやすい空間形成を図ります。
- 乱雑な沿道景観とならないよう、屋外広告物の規制誘導を図ります。
- 主要道路沿道地区(B)においては、三大森への眺望に配慮した景観形成を図ります。
- 道路から見える墓地については、遮蔽を行うなど景観上の対策を促進します。

⑦ 重点区域

- まちの中心となる地域等を景観の重点区域として位置づけます。
- 役場庁舎周辺、シンボルロード(県道 241 号線(宜野湾南風原線))、かすりの道一帯を重点地区として検討し、地区の特性にあわせたきめ細やかな景観誘導を図ります。

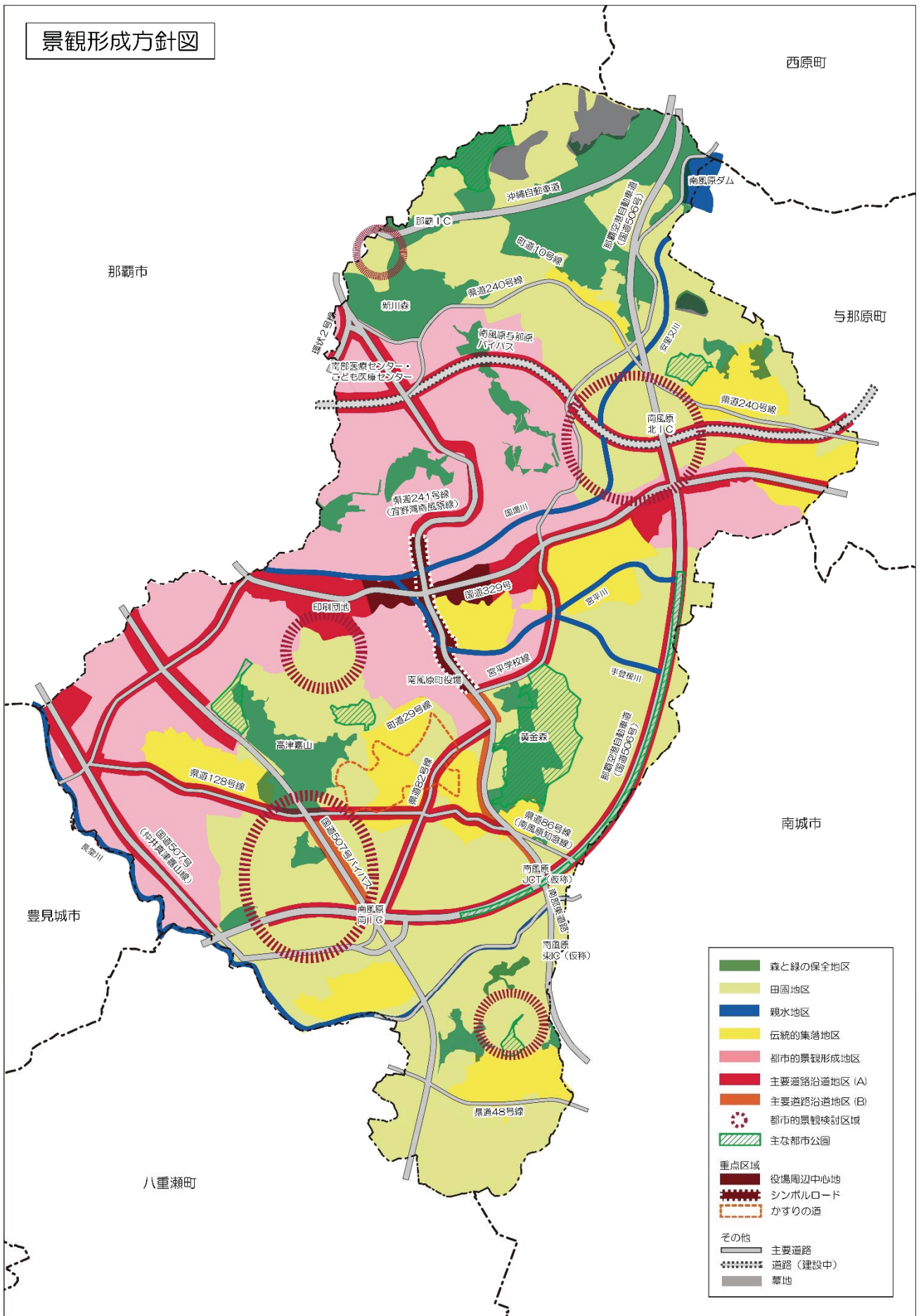


道路に面した部分を緑化した良好な景観を形成



地域の豊かな文化や歴史が今でも残る良好な景観

景観形成方針図



第5章
全体構想

資料：「南風原町景観計画（2019年3月）より

6. 防災まちづくりの方針

(1)現状と課題

沖縄県は亜熱帯地域に属しており、梅雨時には降雨が集中すること、台風が常襲する地域であること、また、島嶼県で海岸線が長いことなどから、水害や高潮災害を受けやすい自然条件下にあります。本町は、海に面しないまちですが、大雨による河川の氾濫や急傾斜地の崩壊などの災害が発生しています。また、近年の自然災害は、気候変動に伴い頻発化・激甚化しており、災害時の被害を最小限に抑える減災について対応が必要です。

(2)基本方針

台風等による風水害や地震災害などから住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、ハード対策とソフト対策を組み合わせた都市の防災力向上の取り組みを進めます。

ハード対策として、河川や急傾斜地等における防災対策の積極的な推進や災害リスクの高い地域においては、土地利用を適切に制限するなどの対策を推進します。また、土砂災害や風水害等については、関係機関と連携を図り、災害の未然防止に努めます。

ソフト対策として、地域及び学校等における避難訓練等を通し、防災意識の向上を継続的・実践的に自主防災組織の設立への取り組みを進めます。また、住民・行政・防災関係機関が連携し、地域コミュニティを基盤とした「自助」「共助」「公助」により、災害に強く、しなやかに安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

① 土砂災害等への対策

- 急傾斜地における崩壊危険が予想される箇所(急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域、土石流危険区域)については、関係機関との連携を図るとともに、危険区域の周知、警戒避難体制の構築、住宅等の新規立地の抑制など災害の未然防止事業等の対策に努めます。

② 治水対策

- 台風や大雨等による災害が発生した場合の被害拡大を防ぐために、河川や水路の整備及び維持管理の強化に努めます。また、砂防指定地の維持管理を促進します。
- 下水道による浸水対策については、雨水幹線や貯留浸透施設等の整備を推進するとともに、内水ハザードマップの見直しや地域コミュニティによる自助を組み合わせることにより、総合的かつ効率的な浸水対策を推進します。
- 気候変動による豪雨等により想定される水害に対応するため、関係者との協働による「流域治水」を推進していきます。

③ 津波浸水対策

- 本町の長堂川の一部では、地震が発生した際には津波による浸水被害が想定されています。そのため、河川周辺においては住宅等の立地規制や地区計画等による建築物の中高層化を誘導し垂直避難を可能にする等の対応を検討します。
- 津波が発生した場合においても都市機能を維持するため、災害リスクの高い地域への立地抑制について検討を行います。

- | | |
|------------------|--|
| ④ 震災・火災対策 | <ul style="list-style-type: none"> ● 震災時における対策として、主要な道路や公園等において災害時の避難、救援、消防活動の骨格となる防災ネットワークの整備を促進します。 ● 河川や道路などの公共施設については、火災が発生した場合の延焼防止帯としての機能強化に努めます。 ● 公共施設や公園などの防災上重要な地区及び商業・業務施設等の集積を図る地区においては、防火地域や準防火地域の指定等、防災拠点としての機能強化に努めます。 ● 公共施設や大規模集客施設等、不特定多数の人が集まる施設については耐震化を促進します。 |
| ⑤ 災害時における避難ルート確保 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害が生じた際、避難場所まで安全に避難できるよう、沿道の建物やブロック塀等の倒壊の危険がない安全な防災避難ルートの確保に努めます。 |
| ⑥ 避難場所の整備・改善 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における地域住民の避難場所として小中学校や公園などの公共施設を中心に位置づけ、避難生活の場としての機能、地域の備蓄センターとしての機能、救援・救護の場としての機能、並びに災害時の連絡情報センターとしての機能を備えた施設として整備・改善に努めます。 ● 感染症が流行している時期において、避難所での集団感染が発生する恐れが極めて高い状況になることを踏まえ、避難施設の収容人数を抑える必要があり、避難施設が不足することが懸念されることを踏まえ、避難所運営の見直しを検討します。 |

(3)復興まちづくりについて

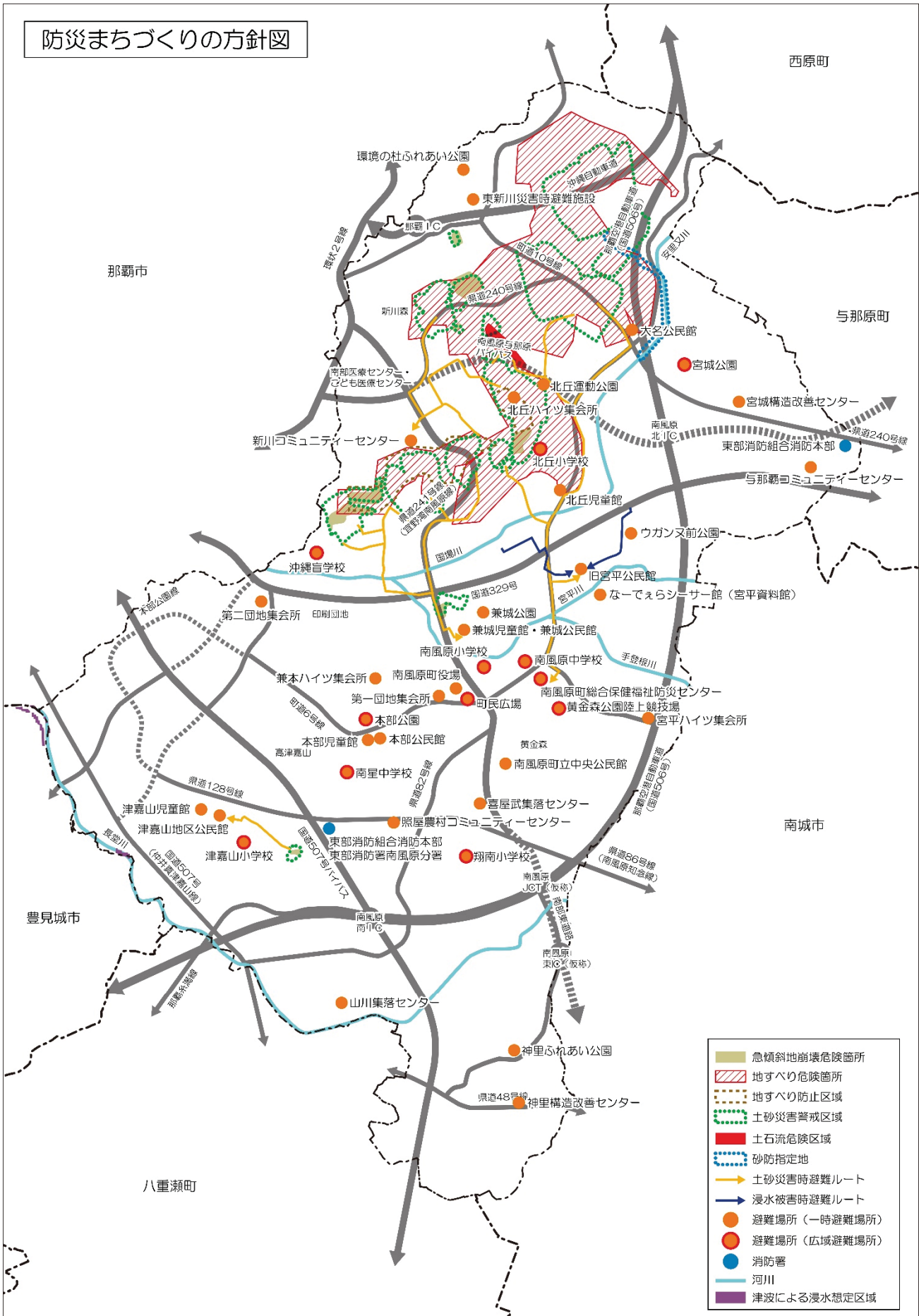
阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害では、広範囲で甚大な被害が発生したことから、市町村では被災直後から平時を大幅に超えた事務作業が発生し、その対応に多大な時間と人手を要しました。これらの経験から、大規模災害の被災地を復興していくための課題として、復興まちづくりに対応可能な人材育成、復興体制の早期整備等が挙げられます。

沖縄県においても、今後、東日本大震災クラス(マグニチュード 9.0)の地震が想定[※]され、震災発生時の応急対策や復旧対策、さらには中長期的な復興について事前に準備しておくことが重要です。

本町の復興まちづくりについては、南風原町国土強靱化計画や南風原町地域防災計画の担当課と連携を図り、復興事前準備として復興まちづくりの実施方針を検討します。

※南風原町国土強靱化地域計画(令和3年7月)P9 本町に係る地震・津波被害予測の想定地震一覧より

防災まちづくりの方針図



資料：「南風原町ハザードマップ」より

7. 福祉まちづくりの方針

(1)現状と課題

本町においても今後、少子高齢化の進行が想定されており、まちづくりにおける福祉の視点はますます重要となっています。本都市計画マスタープランの住民アンケートにおいても、将来のまちの姿として「子どもからお年寄りまですべての人にやさしいまち」を望む声が多く聞かれました。

今後とも、高齢者、障がい者をはじめすべての人々が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、誰もが社会に参加できる地域社会を実現するため福祉のまちづくりを進めていく必要があります。

また、南部医療センター・こども医療センターをはじめ、多くの病院が立地する環境は、本町の大きな特徴であり、今後もその維持・充実が望まれます。

(2)基本方針

子どもや高齢者、障がい者を含むすべての人々にとって暮らしやすく、生きがいを持って自由に行動し、社会参加できる地域社会を実現するため、ノーマライゼーション※の理念を実現するまちづくりを目指し、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザイン※の考え方を踏まえた各種施設の整備・改善を進めます。あわせて、人々の移動を円滑に行う交通手段について検討します。

※ノーマライゼーション：障害を持っている人も、家庭や地域で一緒に生活ができるようにする社会づくりのこと。

※ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

- | | |
|-----------------------|--|
| ① 公共公益施設におけるバリアフリーの促進 | ● 役場や学校、医療施設などの公共公益施設や大規模な商業施設など不特定多数の方々が訪れる施設については、沖縄県福祉のまちづくり条例に即した施設整備の促進を図ります。 |
| ② ゆとりある公共空間 | <ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通機関の施設等、道路、公園、その他の多数の者の利用に供する施設において、バリアフリー化の一層の促進を図ります。 ● 道路、公園等においては、高齢者、車いす利用者等の移動が容易になるようゆとりある歩道の確保や段差の解消を推進するなど、歩行者空間におけるバリアフリー化を図ります。 ● 歩道における点字ブロックや横断歩道の音響式信号の設置などバリアフリー設備の設置を促進します。 ● 歩いて暮らせる環境づくりとして、身近な場所で充実した活動ができる生活環境や、歩行空間での日陰の確保、緑化推進により、歩行環境の整った歩行者ネットワーク形成や生活道路の整備を促進します。 |
| ③ 人にやさしい交通手段 | <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティバスや福祉交通などの交通手段の導入を検討し、高齢者や障がい者をはじめ誰もが公共交通機関を利用した移動の円滑化を促進します。 ● 医療・福祉・子育て支援等の都市機能を都市の拠点や生活拠点に誘導すること等により、住民誰もが住み慣れた地域で健やかに暮らしているまちづくりを促進します。 |

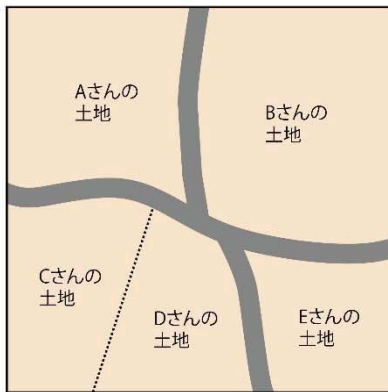
都市計画コラム④

新しいまちをつくるための計画（市街地開発事業）



新しいまちをつくるための計画（市街地開発事業）とは、“新しいまちをつくったり”、“古くなったまちを作り直す”ためにまち全体の中でその地区の役割などを考えて計画的に進めていく計画のことを言うんだよ。

たとえば



土地が使いにくい地域において、地域の方々の土地を出し合って、道路を広くきれいにしたり、土地を区分けして、きれいに整理して土地を使いやすくする手法を“土地区画整理事業”と言うんだよ。

↓ **きれいに整理**



きれいに整理されていて
住みやすそうだね



市街地開発事業は他にも手法があるけど、住みやすいまちづくりのために行っていくんだよ。

他には、
新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業
市街地再開発事業、新都市基盤整備事業
住宅街区整備事業 があります。



南風原町での市街地開発事業は、字津嘉山で整備されている“津嘉山北地区土地区画整理事業”があるよね。

行ったことある〜♪
新しいお店やお家がたくさん建っているよね
道路も広くてきれいなまちになっているよね



第6章

地域別構想

1. 地域区分の考え方
2. 北部地域（新川、大名、宮城）
3. 中央北地域（兼城、宮平、与那覇）
4. 中央南地域（津嘉山、本部、照屋、喜屋武）
5. 南部地域（山川、神里）

第6章 地域別構想

地域別構想では、町全体の方針を示した全体構想をもとに各地域の現状や課題を踏まえて、各地域のまちづくりの方針を設定します。

本都市計画マスタープランでは、地域の具体的な問題点を把握し、地域の声をまちづくりに反映させることを目的として各字での住民ワークショップを実施しました。地域別構想では、住民ワークショップからの意見がみえるように整理し、現況データとあわせて地域の問題、課題を示しています。

1. 地域区分の考え方

地域別構想では、北部地域、中央北地域、中央南地域、南部地域の4つの地域を設定します。地域区分の考え方は以下のとおりです。

●北部地域(新川、大名、宮城)

本町の北側に位置する新川、大名、宮城を中心に、都市的土地利用と自然的土地利用が図られている地域を北部地域として設定します。

地域界は、字界を基本としますが、北部地域の南側の地域界については、南風原与那原バイパスのラインを地域界として設定します。

●中央北地域(兼城、宮平、与那覇)

本町の中央部に位置する兼城、宮平、与那覇を中心に、行政、学校、企業等の多様な都市機能が集積する地域を中央北地域として設定します。

地域界は、字界を基本としますが、中央北地域の北側については、南風原与那原バイパスのラインを地域界とし、南側については、兼本ハイツを除いた区域を地域界として設定します。

●中央南地域(津嘉山、本部、照屋、喜屋武)

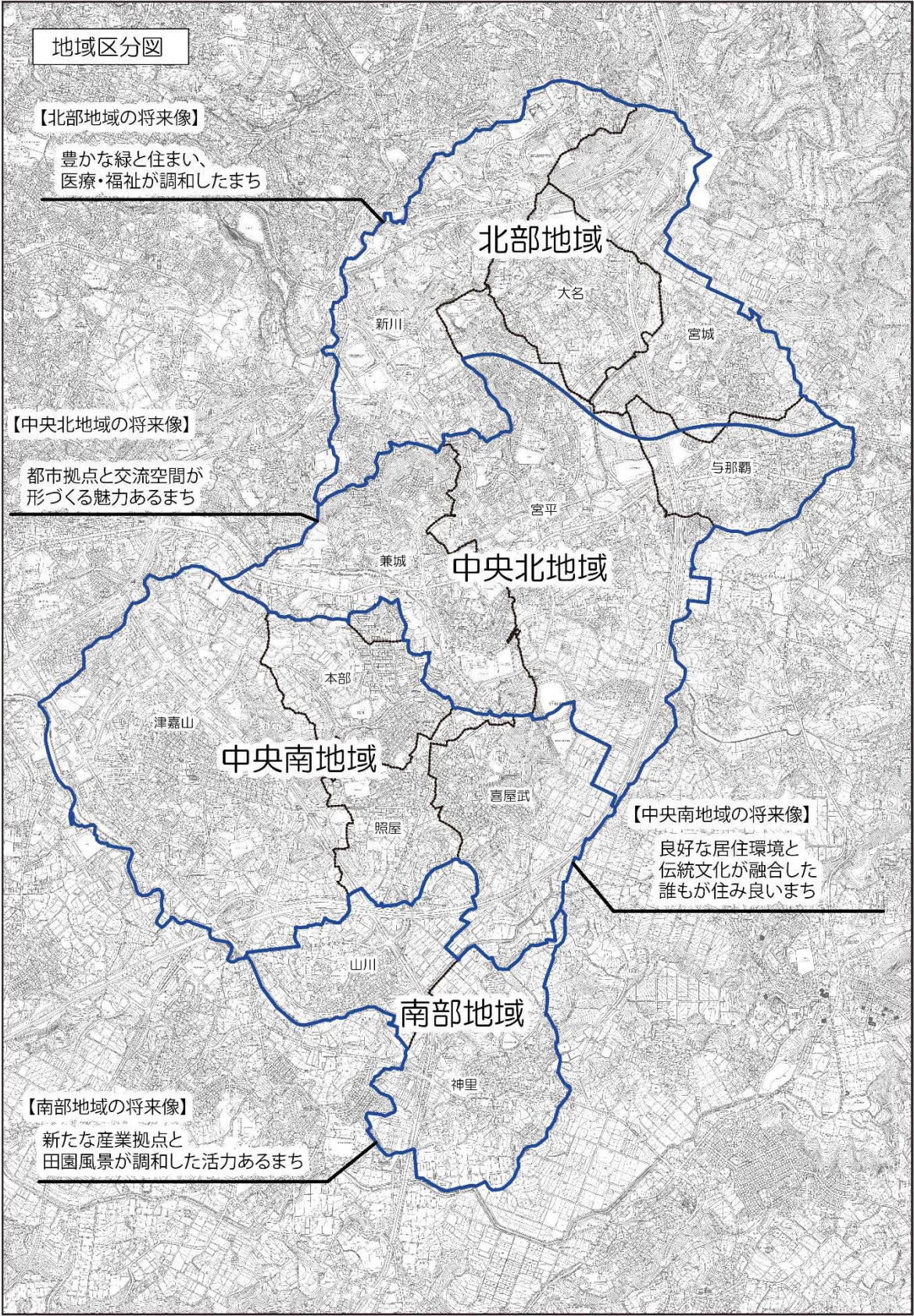
本町の中央部に位置する津嘉山、本部、照屋、喜屋武を中心に、副次都市拠点及び歴史・文化拠点として土地利用が図られている地域を中央南地域として設定します。

地域界は、字界を基本としますが、中央南地域の北側については、兼本ハイツを含めた区域を地域界として設定します。

●南部地域(山川、神里)

本町の南側に位置する山川と神里を中心に、田園風景が広がる地域を南部地域として設定します。

地域界は、字界で設定します。



2. 北部地域（新川、大名、宮城）

【地域の概要】

本地域は本町の北側に位置し、新川、大名、宮城を中心とした地域です。

南部医療センター・子ども医療センターを中心に医療関連施設の立地が多くみられます。

本町の三大森である新川森が位置し、斜面緑地など多くの良好な自然景観を有しています。

沖縄自動車道や那覇空港自動車道(国道 506 号)の自動車専用道路、南風原与那原バイパスなど広域交通のネットワークが形成されています。



【人口】

■北部地域の人口・世帯数等の状況

字名	平成22年		平成27年		令和2年		人口増減率 平成22～令和2年	字面積 (ha)	人口密度 (人/ha)
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数			
新川	3,293	873	3,438	961	3,754	1,114	14.0%	123.5	30.4
大名	1,118	271	1,130	299	1,093	333	-2.2%	55.3	19.8
宮城	980	309	962	329	981	352	0.1%	89.0	11.0

※字面積は「平成28年 都市計画基礎調査 土地利用現況表」

※人口・世帯数は国勢調査

【土地利用】

■北部地域の土地利用の状況

単位 (ha)

字名	農地	山林	水面	原野	住宅	商業	工業	道路	公益施設	その他	合計
新川	5.0	31.2	0.1	6.5	15.2	4.6	6.0	15.6	29.0	10.3	123.5
大名	10.0	11.8	0.2	4.1	7.8	2.0	1.1	6.7	8.9	2.7	55.3
宮城	25.1	22.3	2.0	6.3	11.1	1.4	1.3	12.4	5.3	1.8	89.0
地域計	40.1	65.3	2.3	16.9	34.1	8.0	8.4	34.7	43.2	14.8	267.8
	自然的土地利用				都市的土地利用						合計
面積 (ha)	124.6				143.2						267.8
割合 (%)	46.5				53.5						100.0

※平成28年 都市計画基礎調査 土地利用現況表

【用途地域】

■北部地域の用途地域の指定状況

	面積 (ha)	割合 (%)
第一種低層住居専用地域	27.9	10.4
第一種住居地域	20.4	7.6
準住居地域	1.9	0.7
市街化調整区域	217.4	81.2
合計	267.6	100.0

住民アンケートの結果（北部地域における満足度や問題・課題）

- アンケート回収数 107 件
- 年齢（10代 1件、20代 15件、30代 18件、40代 25件、50代 18件、60代 30件）
- 性別（男性 46件、女性 59件、無回答 2件）
- 職業（会社員 39件、公務員・教員 19件、自営業 6件、パート・アルバイト 13件、学生 3件、主婦 13件、無職 11件、その他 3件）

Q：お住まいの地域の環境について、日頃どのように感じていますか？

【満足度】

- 1位：病院など医療施設の利便性
- 2位：住宅地の広さや静けさなど住環境の良さ
- 3位：まちなみ・景観の良さ

【不満度】

- 1位：街灯の設置や死角をつくらないなどの防犯に対する安全性
- 2位：交差点や通学路など道路の安全性
- 3位：バスなどの交通の利便性

Q：お住まいの地域について、困っているもしくは問題となっていることは？

- 1位：暗い場所、死角になりそうな場所がある
- 2位：生活道路が狭い
- 3位：歩道がない（もしくは少ない）

Q：重点的に取り組むべき課題はどのようながありますか？

- 1位：安心して歩ける歩道など生活道路の整備
- 2位：郊外の緑など自然環境の保全、回復
- 3位：インターチェンジ周辺の土地利用
- 3位：沿道の緑化などうるおいのあるまちなみの形成

地域の環境に関しては、「南部医療センター・子ども医療センター」を中心とした様々な医療関係の施設が立地していることから「病院など医療施設の利便性」に対する満足度が高い結果となりました。

一方、「街灯の設置や死角をつくらないなどの防犯に対する安全性」や「道路の安全性」について不満と感じており、地域の問題点や重点的に取り組むべき課題についても“防犯”や“生活道路”に対する安全性が求められている結果となり、安全・安心が北部地域の取り組むべき課題と考えられます。

地域住民の声



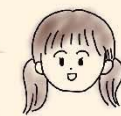
土地はあるが市街化調整区域で活用できないため、その対策が必要だと思います。

モノレールが南風原まで延伸してくれると助かるね。



子どもやお年寄りにもやさしいまちづくりをお願いします。

安全で安心な歩道であってほしいです。

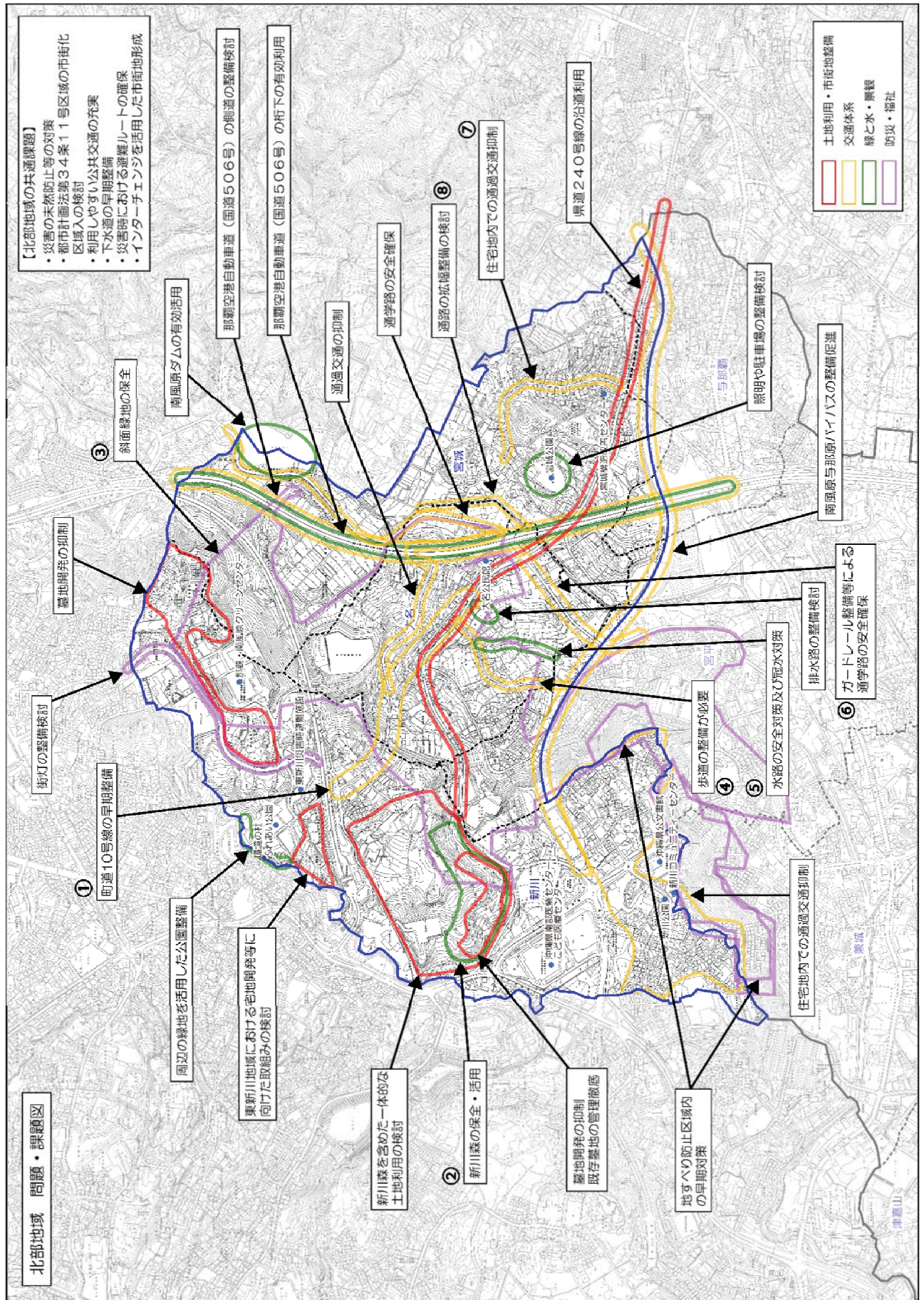


南風原ダムの景観を活かした地域住民の憩いの場の創出をお願いします。

(1)北部地域の現状と問題、課題

	現状	問題、課題
土地利用 市街地形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南部医療センター・こども医療センターを中心に医療系の施設が集積している ○ 新川、大名、宮城で都市計画法第34条第11号区域が指定されている ● 墓地の点在がみられる ● 一部の農地が利用されていない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画法第34条第11号区域の市街化区域編入が求められる ● 那覇市と隣接する土地の宅地開発が求められる ● 住宅・企業・病院など、新川森を含めた一体的な整備が求められる ● 県道240号線の沿道利用が求められる ● 東新川地域において宅地開発の取組みが求められる ● 管理されていない墓地への対応が求められる ● 墓地開発の抑制が求められる
交通体系	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町道10号線が狭隘で危険である ○ バスターミナル(新川営業所)が立地している ○ 南風原与那原バイパスが整備中である ● 住宅地内での通過交通が多くみられ危険である ● 通学路にガードレールが整備されておらず危険である 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南風原与那原バイパスの早期整備が必要 ● 歩道の整備が求められる ● 町道10号線の早期整備が求められる ● 路線バスの運行が求められる ● 那覇空港自動車道(国道506号)の側道整備が求められる ● 通学路の安全確保が求められる ● 道路の拡幅や整備が求められる
緑と水、景観	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新川森など斜面緑地がみられる ○ 環境の杜ふれあい公園、宮城公園が整備されている ○ 南風原ダムが整備されている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新川森の保全・活用が必要 ● 下水道の整備が求められる ● 那覇空港自動車道(国道506号)の桁下の有効利用が求められる ● 周辺の緑地を活用した公園整備とプロムナードの整備が求められる ● 宮城公園の照明や駐車場の整備が求められる ● ダムの有効活用が求められる
防災、福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地すべり防止区域が指定されている ● 水路にフェンスがなく危険である ● 水路で氾濫する箇所があり危険である 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の未然防止事業等の対策が必要 ○ 斜面緑地の保全が必要 ○ 地すべり防止区域内の早期対策が必要 ● 街灯の整備が求められる ● 排水路の整備が求められる ● 道路冠水への対策が求められる ● 災害時における避難ルートの整備が求められる

○は町による意見 ●は住民による意見





①交通量が多く、歩道のない道路(町道 10 号線)



②三大森の一つである新川森



③保安全が望まれる斜面緑地



④歩道のない生活道路(町道 38 号線)



⑤安全対策がなされていない水路(町道 170 号線)



⑥ガードレールが未整備の通学路(町道 3 号線)



⑦住宅地内で通過交通が多い道路(町道 2 号線)



⑧通過交通が多い狭隘道路(安里又川沿道)

(2) 北部地域のまちづくり方針

■ 北部地域の将来像

豊かな緑と住まい、医療・福祉が調和したまち

■ まちづくりの基本方針

■ まちづくりの基本方針①

良好な住宅地の形成や幹線道路の沿道市街地の形成を図ります。

■ まちづくりの基本方針②

医療関連施設を中心とした医療・福祉拠点の創出を図ります。

■ まちづくりの基本方針③

新川森や南風原ダムなど良好な自然環境の保全・活用を図り緑豊かなまちなみの形成を図ります。

① 土地利用

■ 低層住宅地区

新川や大名、北丘ハイツなどの低層住宅地区は、緑豊かな低層戸建て住宅地を主体として、良好な市街地環境の形成を図ります。

■ 沿道サービス地区

南部医療センター・こども医療センター周辺は、医療関連施設を中心とした土地利用の形成を図ります。

県道 240 号線、町道3号線の一部の道路沿道については、日常生活を支える利便施設が立地する土地利用を推進し、商業・業務・住居が共存する地区として機能充実を図ります。

■ 商業地区

大型商業施設周辺の商業地区は、広域的な利用を視野に入れた商業機能、観光・交流機能など多様な都市機能への土地利用の誘導を図るとともに、建物の壁面後退による前面空間の確保や、景観に配慮したサインの設置、緑の充実などにより、魅力ある沿道空間の形成を図ります。

■ 計画的誘導地区

既存集落である宮城、新川は、低層を基本とした良好な集落環境の維持と形成に努めます。また、地区の中で優位性の高い場所や幹線道路沿道において開発可能な地区については、都市的土地利用の需要に対しては立地特性を踏まえ適切な誘導を図ります。

■ 集落地区

大名、宮城、新川の都市計画法第 34 条第 11 号区域は、優れた集落景観や自然的・歴史的環境の保全に配慮しつつ、生活利便施設の誘導を図り、ゆとりと暮らしやすさを備えた良好な住環境の形成を図ります。

■緑地地区

三大森の新川森を主とした緑地地区は、緑豊かな自然緑地の保全・活用を図ります。

墓地の集積がみられる区域については、個別計画に基づきパトロールや指導を強化し、墓地の乱開発・乱立を防ぐよう努めるとともに、緑化による緩衝帯を設けるなど、地域環境の向上を図ります。

■農地地区

宮城土地改良区は本町の農業生産の基盤となる地区であることから、積極的に保全・活用を図り、効率的で収益性の高い都市近郊型農業の展開を促進します。

■その他

新川、東新川、大名地区等で墓地の集積がみられる区域については、個別計画に基づきパトロールや指導を強化し、墓地の乱開発・乱立を防ぐよう努めるとともに、緑化による緩衝帯を設けるなど、地域環境の向上を図ります。

②市街地形成・拠点形成エリア**■市街地形成**

地域内の一団の低未利用地や基盤整備が必要な地区については、良好な市街地環境の形成と改善を図るため、立地特性に応じ市街化調整区域における地区計画等を活用した適切な誘導を図り計画的な市街地形成を図ります。

南風原北インターチェンジ周辺については公共下水道及び、雨水幹線整備を推進します。

交通の利便性を活かし、賑わいのある交流機能の創出を検討します。

■拠点形成エリア

南風原北インターチェンジ周辺については広域商業エリアとして位置づけ、既存の商業施設を中心に、広域的な交通の利便性を活かした商業施設の集積を促し、賑わいのある商業地の形成に努めます。また、土地利用の可能性を調査し、土地区画整理事業等の実現に向けた検討を行います。将来的には、市街化区域への編入も想定します。

新川の医療福祉・業務・環境学習エリアについては、新川森の自然環境と調和した土地利用を図ることとし、医療福祉・業務施設等の集積を促進します。エリアの形成にあたっては、市街化調整区域における地区計画等の活用を検討します。

③道路交通**■交通ネットワークの構築**

南風原北インターチェンジ周辺を広域交通結節点として位置づけ、既存のバスターミナルを含め広域交通ネットワークを構築することと合わせて、地域住民の利便性の向上を図るため、町内を循環するコミュニティバスなどの導入について検討し、誰もが快適に移動できる体系的な交通のネットワークの形成を図ります。

■新たな公共交通の検討

関係機関や隣接市町との連携を図り広域的に交通の円滑化を図るとともに、交通特性に応じた多様な移動手段に対応する施策を検討し、新たな公共交通の導入に向けた取組みを促進します。

■生活道路・通学路の改善

主要生活道路及び通学路では、速度超過の通過交通がみられ歩行者の安全性確保が課題となっているため、路面標示やグリーンベルト、自動車速度抑制等の方策の導入について検討します。

また、夜間の視認性と安全性を確保するため、街路灯や防犯灯の整備等を推進します。

交通量が多く幅員の狭い町道 10 号線は、拡幅整備を推進します。

また、安里又川の沿道整備について検討します。

【主要生活道路】

・町道 2 号線 ・町道 21 号線 ・町道 22 号線 ・町道 24 号線 ・町道 34 号線
 ・町道 38 号線 ・町道 109 号線 ・町道 258 号線

■自転車道の確保

自転車道については、関係機関と連携を図りながら、安全で魅力ある自転車道路空間の整備を促進します。

④緑と水、景観

■自然資源の保全・活用

本町の景観資源である新川森や南風原ダムについては、住民全体のシンボルとしての役割を担うよう、保全・レクリエーション的活用を推進します。

貴重な生物の生育がみられる安里又川は、下水道整備による水質向上を図り、河川水質の保全、回復に努め良好な河川環境を形成します。

■身近な公園空間の創出

環境の杜ふれあい公園や宮城公園、新川公園、農村公園などの公園や広場については、地域の憩いの場となる公園空間の創出に努めるとともに、維持管理の充実を図ります。

■自動車専用道路の桁下の有効活用

大名、宮城の自動車専用道路の桁下については、地域のニーズを踏まえた上で関係機関との協議を進め地域の憩いの場となるよう、公園等としての有効活用に努めます。

■斜面緑地の保全

水源涵養機能等の機能を有する斜面緑地は、グリーンインフラとして重要な資源であることから、積極的に保全を図ります。

■既存集落内の排水路への対応

既存集落内において、雨水排水に問題がある箇所については、排水路整備を検討し集落環境の改善に努めます。

■国場川”川まちプラザ”の整備推進

国場川の河川整備に伴う、川まちプラザ整備構想を推進します。関係機関や事業者と連携し水と緑のネットワークの形成を図り、住民の交流の場と賑わいの創出に努めます。

⑤防災

■災害対策

土砂災害や地震災害を未然に防止するため、斜面緑地の保全を図るとともに、関係機関との

連携、避難態勢の構築など、災害の未然防止対策に努めます。

土砂災害や地震災害時のリスク軽減を図るため、自主防災組織の結成に向けた取り組みを促すとともに、防災訓練等による防災意識啓発活動の促進に努めます。

避難場所を核とした防災生活圏の形成を図り、避難路の確保に努めます。

【避難場所】

新川コミュニティセンター、東新川災害時避難施設、大名公民館、宮城構造改善センター、宮城公園、環境の杜ふれあい公園

■治水対策

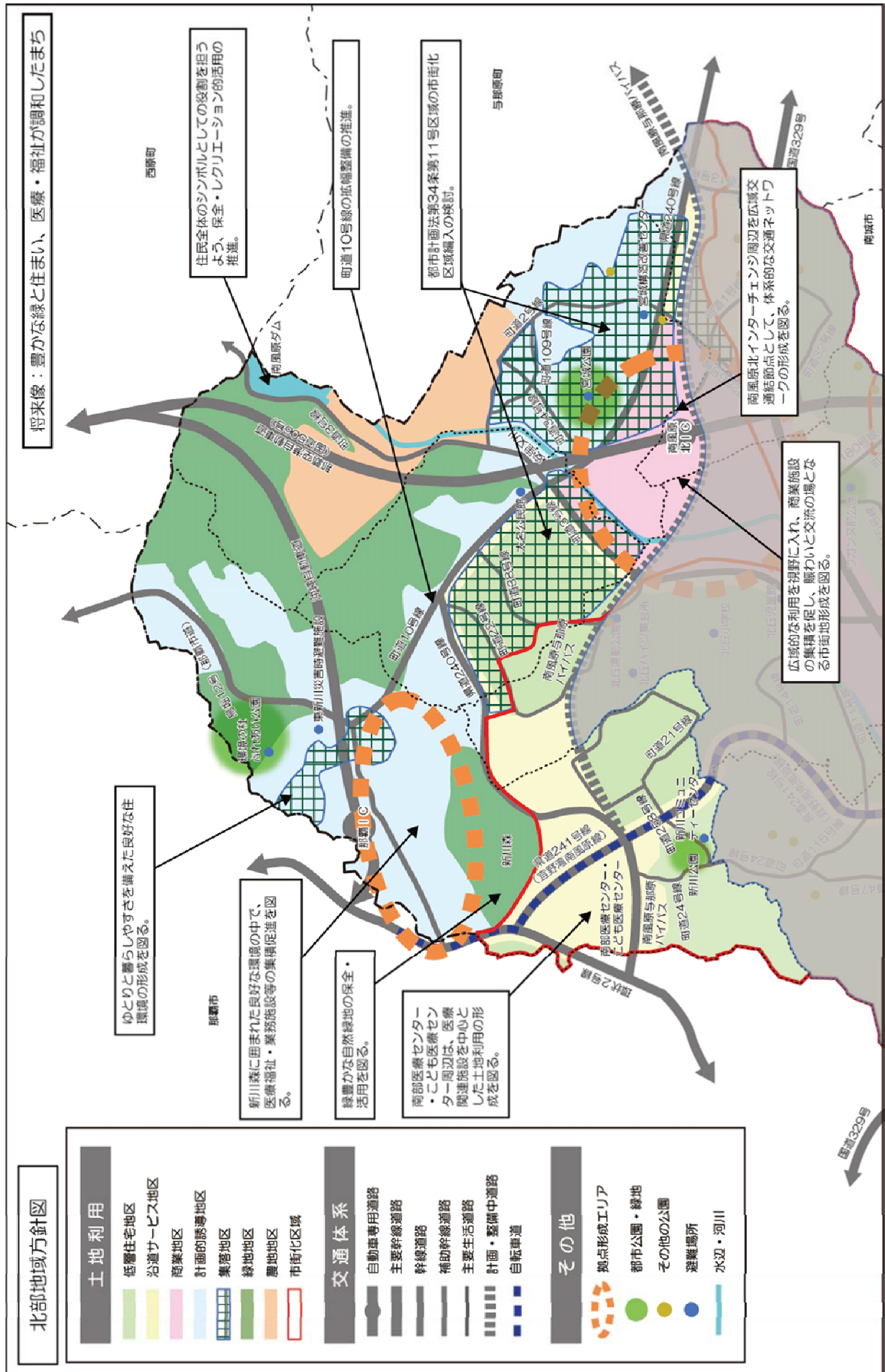
台風や大雨等による災害が発生した場合の被害拡大を防ぐために、河川や水路の整備及び維持管理の強化に努めます。安里又川については、水害対策の検討を行います。

土地利用の転換による雨水の流出量の増加については、敷地内緑化や貯留槽の設置等による流出量の緩和を促していきます。

■地すべり防止区域への対策

急傾斜地等における崩壊危険が予想される箇所については、関係機関との連携を図るとともに、危険区域の周知、警戒避難体制の構築、住宅等の新規立地の抑制など災害の未然防止事業等の対策に努めます。

また、関係機関と連携を図り、対策工事の早期整備に努めます。



3. 中央北地域（兼城、宮平、与那覇）

【地域の概要】

本地域は本町の中央部の北側に位置し、兼城、宮平、与那覇を中心とした地域です。

地域の約7割が市街化区域となっており、南風原町役場や商業施設が立地するなど本町の中心的な地域となっています。

地域の中央を東西に国道329号が横断し、南風原北インターチェンジが立地するなど交通の要衝となっています。

本町の三大森である黄金森が位置し、良好な自然景観を有しています。



【人口】

■中央北地域の人口・世帯数等の状況

字名	平成22年		平成27年		令和2年		人口増減率 平成22～令和2年	字面積 (ha)	人口密度 (人/ha)
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数			
兼城	5,863	1,932	6,133	2,163	6,600	2,472	12.6%	96.5	68.4
宮平	7,400	2,335	7,521	2,463	7,833	2,696	5.9%	172.0	45.5
与那覇	2,317	781	2,393	856	2,432	906	5.0%	47.8	50.9

※字面積は「平成28年 都市計画基礎調査 土地利用現況表」
※人口・世帯数は国勢調査

【土地利用】

■中央北地域の土地利用の状況

単位 (ha)

字名	農地	山林	水面	原野	住宅	商業	工業	道路	公益施設	その他	合計
兼城	4.2	10.1	1.9	1.1	28.8	12.0	3.0	14.6	11.4	9.4	96.5
宮平	37.7	11.9	2.1	7.6	41.5	13.0	2.5	28.3	13.9	13.5	172.0
与那覇	5.4	6.8	0.1	1.4	14.4	2.7	0.7	8.6	2.0	5.7	47.8
地域計	47.3	28.8	4.1	10.1	84.7	27.7	6.2	51.5	27.3	28.6	316.3
	自然的土地利用				都市的土地利用						合計
面積 (ha)	90.3				226.0						316.3
割合 (%)	28.5				71.5						100.0

※平成28年 都市計画基礎調査 土地利用現況表

【用途地域】

■中央北地域の用途地域の指定状況

	面積 (ha)	割合 (%)
第一種低層住居専用地域	137.4	43.5
第一種中高層住居専用地域	17.2	5.4
第一種住居地域	12.9	4.1
第二種住居地域	8.4	2.7
準住居地域	10.3	3.3
近隣商業地域	16.2	5.1
準工業地域	7.4	2.3
市街化調整区域	106.4	33.6
合計	316.2	100.0

住民アンケートの結果（中央北地域における満足度や問題・課題）

- アンケート回収数 339 件
- 年齢（10代 8件、20代 31件、30代 55件、40代 74件、50代 82件、60代 82件、70代以上 7件）
- 性別（男性 135件、女性 202件、無回答 2件）
- 職業（会社員 135件、公務員・教員 32件、自営業 17件、パート・アルバイト 58件、学生 15件、主婦 44件、無職 22件、その他 15件、無回答 1件）

Q：お住まいの地域の環境について、日頃どのように感じていますか？

【満足度】

- 1位：日頃の買い物の便利さ・楽しさ
- 2位：病院など医療施設の利便性
- 3位：ごみ処理・し尿処理などの衛生状況

【不満度】

- 1位：街灯の設置や死角をつくらないなどの防犯に対する安全性
- 2位：交差点や通学路など道路の安全性
- 3位：緑地や河川など自然の豊かさ
- 3位：風水害や火災など災害に対する安全性

Q：お住まいの地域について、困っているもしくは問題となっていることは？

- 1位：暗い場所、死角になりそうな場所がある
- 2位：歩道がない（もしくは少ない）
- 3位：生活道路が狭い

Q：重点的に取り組むべき課題はどのようながありますか？

- 1位：安心して歩ける歩道など生活道路の整備
- 2位：郊外の緑など自然環境の保全、回復
- 3位：インターチェンジ周辺の土地利用

地域の環境に関しては、大型商業施設の立地や国道 329 号沿道に様々な商業・業務施設が立地していることから「日頃の買い物の便利さ・楽しさ」の満足度が高い結果となりました。

一方、「街灯の設置や死角をつくらないなどの防犯に対する安全性」や「道路の安全性」について不満と感じており、地域の問題点や重点的に取り組むべき課題についても「防犯」や「生活道路」に対する安全性が求められている結果となっています。また、中央北地域には、国場川、宮平川などが位置していることから、風水害に対する安全性も求められており、中央北地域では「都市的な安全性」や「自然的な安全性」が取り組むべき課題と考えられます。

地域住民の声



公共交通の充実やモノレールの延伸が必要だと思います。

子供達が安心して通学できるようにしてほしいです。



宅地開発等が進み、緑地が少なくなっていると感じます。

地震や津波を想定した防災対策の取り組みを強化してほしいです。

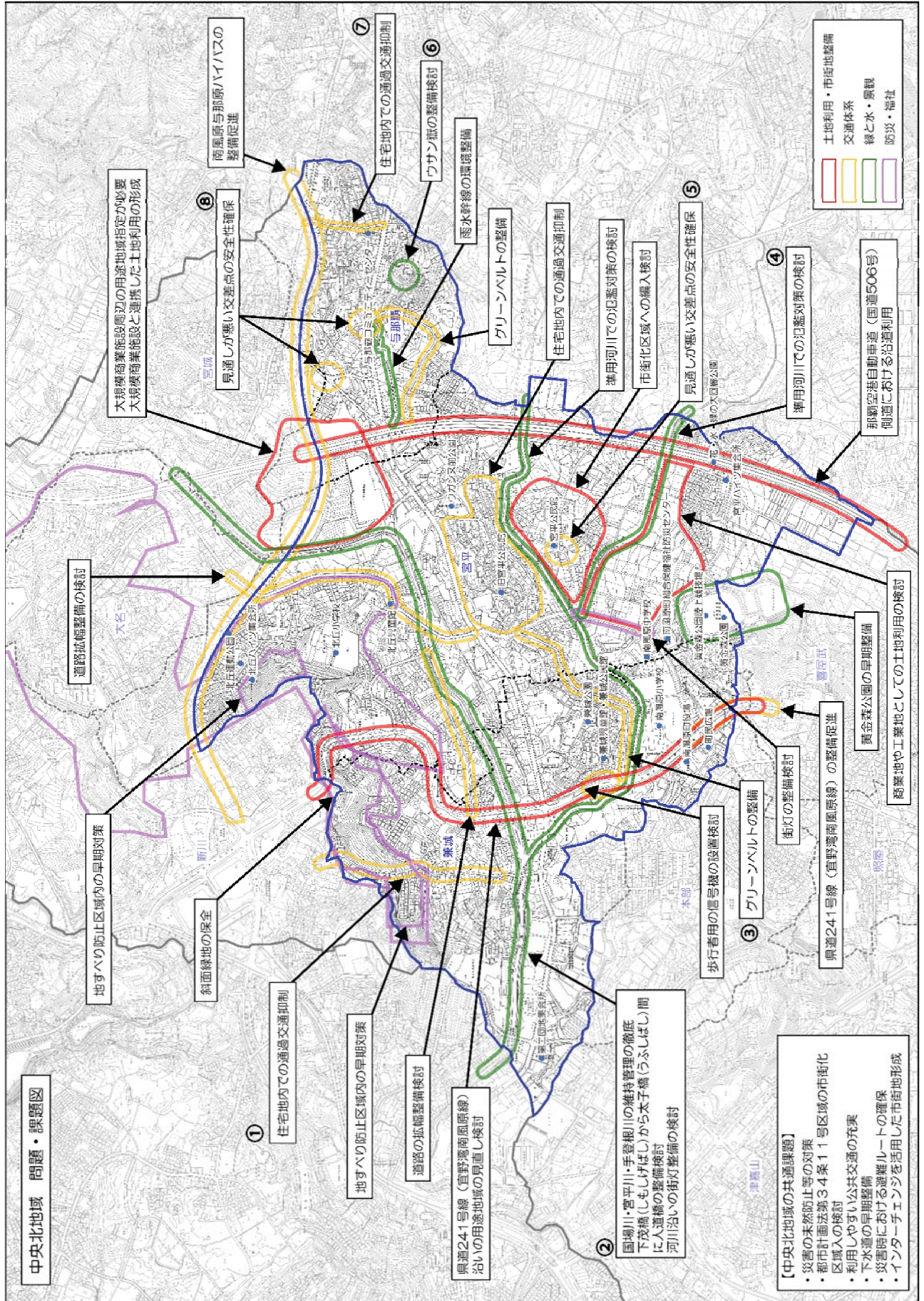


交通量が多く歩道がないため、歩行者にとって危険な場所が多いです。

(1)中央北地域の現状と課題

	現状	問題、課題
土地利用 市街地形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の約7割が市街化区域に指定されている ○ 地域の東側に大規模商業施設が立地している ● 宮平で都市計画法第34条第11号区域が指定されている ● 一部の農地が利用されていない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模商業施設周辺の用途地域指定が必要 ○ 県道241号線(宜野湾南風原線)沿いの用途地域の見直しが必要 ● 那覇空港自動車道(国道506号)側道における沿道の有効利用が求められる ● 大規模商業施設と連携した商業施設の誘致が求められる ● 活用されていない農地については、商業地や工業地としての利活用が求められる ● 都市計画法第34条第11号区域の市街化区域編入が求められる
交通体系	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅地内に狭隘な道路が多くみられ危険である ○ 南風原与那原バイパスが整備中である ● 住宅地内で見通しの悪い交差点がある ● 住宅地内での通過交通が多くみられ危険である 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南風原与那原バイパスの早期整備が必要 ● 県道241号線(宜野湾南風原線)の早期整備が求められる ● 路線バスの見直しや新たな公共交通の導入が求められる ● 歩道が狭いため、道路拡幅整備が求められる ● 歩行者用の信号機設置が求められる ● グリーンベルトの整備が求められる
緑と水、景観	<ul style="list-style-type: none"> ○ 黄金森公園が整備中である ○ 国場川が整備中である ● 良好な河川景観がみられる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 黄金森公園の早期整備が必要 ● 国場川、宮平川、手登根川の維持管理が求められる ● 下茂橋(しもしげばし)から太子橋(うふしげばし)間に人道橋の整備が求められる。 ● ウォーキングができるよう河川沿いに街灯の整備が求められる ● 雨水幹線の環境整備が求められる ● ウサン嶽の整備が求められる
防災、福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地すべり防止区域が指定されている ○ 国場川、宮平川、手登根川で氾濫が起きている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の未然防止事業等の対策が必要 ○ 斜面緑地の保全が必要 ○ 地すべり防止区域内の早期対策が必要 ○ 準用河川での氾濫対策が必要 ● 街灯の整備が求められる ● 災害時における避難ルートの整備が求められる

○は町による意見 ●は住民による意見





①住宅地内で通過交通が多く、歩道のない道路(町道 47 号線)



②雑草が繁茂した国場川水系



③グリーンベルトが未整備の道路(町道 221 号線)



④大雨時に氾濫がみられる手登根川



⑤見通しの悪い交差点(なでえらシーサー館付近)



⑥歴史資源であるウサン嶽



⑦住宅地内で通過交通が多く、歩道のない道路(町道 13 号線)



⑧見通しの悪い交差点(町道 1 号線)

(2)中央北地域のまちづくり方針

■中央北地域の将来像

都市拠点と交流空間が形づくる魅力あるまち

■まちづくりの基本方針

■まちづくりの基本方針①

行政・商業・観光・交流機能など多様な都市機能が集積する本町の都市拠点としての形成を図ります。

■まちづくりの基本方針②

広域的な道路ネットワークを活かした賑わいと交流空間の創出を図ります。

■まちづくりの基本方針③

黄金森などの自然緑地の保全・活用を図り緑豊かなまちなみの形成を図ります。

①土地利用

■低層住宅地区

兼城や宮平、与那覇などの低層住宅地区は、緑豊かな低層戸建て住宅地を主体として、良好な市街地環境の形成を図ります。

■中高層住宅地区

中高層住宅が立地する都市型居住の土地利用を進めます。また、オープンスペース等の創出による高度利用により、居住機能や身近な店舗、生活利便施設が共存する地区として機能充実を図ります。

■沿道サービス地区

県道 241 号線(南風原宜野湾線)や宮平学校線、南風原与那原バイパスなど道路沿道については、日常生活を支える利便施設が立地する土地利用を推進し、商業・業務・住居が共存する地区として機能充実を図ります。宮平学校線沿道については、建築物の高さについての検討も行います。

■商業地区

国道 329 号沿道や大型商業施設周辺の商業地区は、広域的な利用を視野に入れた商業機能、観光・交流機能など多様な都市機能への土地利用の誘導を図るとともに、建物の壁面後退による前面空間の確保や、景観に配慮したサインの設置、緑の充実などにより、魅力ある沿道空間の形成を図ります。

■業務地区

兼城の業務地区は、住宅地と調和の取れた業務地の形成を図り、地域の活力向上や住民サービスの充実につながる土地利用を推進します。

■集落地区

宮平、与那覇の都市計画法第 34 条 11 号区域は、優れた集落景観や自然的・歴史的環境

の保全に配慮しつつ、生活利便施設の誘導を図り、ゆとりと暮らしやすさを備えた良好な住環境の形成を図ります。

■緑地地区

三大森の黄金森を主とした緑地地区は、緑豊かな自然緑地を保全・活用し、憩いの場の創出を図ります。

■農地地区

喜屋武・宮平土地改良区は本町の農業生産の基盤となる地区であることから、保全・活用を図り、効率的で収益性の高い都市近郊型農業の展開を促進します。ただし、農業生産者の意向を踏まえ、必要に応じて都市的土地利用への転換についても慎重に検討します。

②市街地形成・拠点形成エリア

■市街地形成

兼城、宮平、与那覇の基盤整備が必要な区域については、整備を努めるとともに計画的な土地利用の誘導を行うため、立地状況に応じて、地区計画等を活用した計画的な市街地形成を誘導します。

兼城十字路周辺から喜屋武、本部、照屋へ繋がる県道 241 号線(宜野湾南風原線)周辺一帯は、役場をはじめとする都市機能が集積した中心市街地であり、今後も機能の維持・充実を図ります。

南風原北インターチェンジ周辺については公共下水道及び、雨水幹線整備を推進します。

■拠点形成エリア

南風原北インターチェンジ周辺については広域商業エリアとして位置づけ、既存の商業施設を中心に、広域的な交通の利便性を活かした商業施設の集積を促し、賑わいのある商業地の形成に努めます。また、土地利用の可能性を調査し、土地区画整理事業等の実現に向けた検討を行います。将来的には、市街化区域への編入も想定します。

③道路交通

■交通ネットワークの構築

南風原北インターチェンジ周辺を広域交通結節点として位置づけ、既存のバスターミナルを含め広域交通ネットワークを構築することと合わせて、地域住民の利便性の向上を図るため、町内を循環するコミュニティバスなどの導入について検討し、誰もが快適に移動できる体系的な交通のネットワークの形成を図ります。

■新たな公共交通の検討

関係機関や隣接市町との連携を図り広域的に交通の円滑化を図るとともに、交通特性に応じた多様な移動手段に対応する施策を検討し、新たな公共交通の導入に向けた取組みを促進します。

■生活道路・通学路の改善

主要生活道路及び通学路では、速度超過の通過交通がみられ歩行者の安全性確保が課題となっているため、路面標示やグリーンベルト、自動車速度抑制等の方策の導入について検討します。

また、夜間の視認性と安全性を確保するため、街路灯や防犯灯の整備等を推進します。併せて、通学路の安全確保の強化に取り組みます。

【主要生活道路】

・町道 1 号線 ・町道 4 号線 ・町道 11 号線 ・町道 13 号線 ・町道 14 号線
 ・町道 15 号線 ・町道 24 号線 ・町道 32 号線 ・町道 47 号線 ・町道 111 号線
 ・町道 115 号線 ・町道 180 号線 ・町道 256 号線

■ 自転車道の確保

自転車道については、関係機関と連携を図りながら、安全で魅力ある自転車道路空間の整備を促進します。

④ 緑と水、景観

■ 自然資源の保全・活用

南風原三大森の黄金森については、住民全体のシンボルとしての役割を担うよう、保全・レクリエーション的活用を推進します。

貴重な生物の生育がみられる国場川、宮平川、手登根川は、下水道整備による水質向上を図り、河川水質の保全、回復に努め良好な河川環境を形成します。

■ 身近な公園空間の創出

黄金森公園やウガンヌ前公園、兼城公園、花・水・緑の大回廊公園、農村公園などの公園や広場については、地域の憩いの場となる公園空間の創出に努めるとともに、維持管理の充実を図ります。

また、本町のシンボルとしての役割を担う黄金森公園はレクリエーションの場としても住民の需要が高く、運動施設等の整備について検討します。

■ 南風原与那原バイパスの桁下の有効活用

南風原与那原バイパスの桁下については、地域のニーズを踏まえた上で関係機関との協議を進め地域の憩いの場となるよう、公園等としての有効活用に努めます。

特に南風原北インターチェンジ周辺は、広域交通結節点としての拠点整備と連動させることでより効果的に有効活用が図れるよう努めます。

■ 斜面緑地の保全

水源涵養機能等の機能を有する斜面緑地は、グリーンインフラとして重要な資源であることから、積極的に保全を図ります。

■ 国場川“川まちプラザ”の整備推進

国場川の河川整備に伴う、川まちプラザ整備構想を推進します。関係機関や事業者と連携し水と緑のネットワークの形成を図り、住民の交流の場と賑わいの創出に努めます。

⑤ 防災

■ 災害対策

土砂災害や地震災害を未然に防止するため、斜面緑地の保全を図るとともに、関係機関との連携、避難態勢の構築など、災害の未然防止対策に努めます。

土砂災害や地震災害時のリスク軽減を図るため、自主防災組織の結成に向けた取り組みを促すとともに、防災訓練等による防災意識啓発活動の促進に努めます。

避難場所を核とした防災生活圏の形成を図り、避難路の確保に努めます。

【避難場所】

北丘ハイツ集会所、北丘運動公園、北丘小学校、北丘児童館、与那覇コミュニティセンター、第一団地集会所、第二団地集会所、町民広場、南風原小学校、兼城児童館・兼城公民館、兼城公園、南風原中学校、南風原町総合保健福祉防災センター、黄金森公園陸上競技場、なでえらシーサー館(宮平資料館)、ウガンヌ前公園、宮平ハイツ

■治水対策

台風や大雨等による災害が発生した場合の被害拡大を防ぐために、河川や水路の整備及び維持管理の強化に努めます。国場川、宮平川、手登根川については、水害対策の検討を行います。

準用河川である宮平川、手登根川流域については、広域的な取組みが必要であることから、隣接市と連携し早急に調査、対策について検討を行います。また、土地利用の転換による雨水の流出量の増加については、敷地内緑化や貯留槽の設置等による流出量の緩和を促していきます。

■地すべり防止区域への対応

兼城、宮平の急傾斜地等における崩壊危険が予想される箇所については、関係機関との連携を図るとともに、危険区域の周知、警戒避難体制の構築、住宅等の新規立地の抑制など災害の未然防止事業等の対策に努めます。

また、関係機関と連携を図り、対策工事の早期整備に努めます。

4. 中央南地域（津嘉山、本部、照屋、喜屋武）

【地域の概要】

本地域は本町の中央部の南側に位置し、津嘉山、本部、照屋、喜屋武を中心とした地域です。

地域の約5割が市街化区域となっており、津嘉山では土地区画整理事業が進められ、新たな市街地が形成されています。

地域の南北方向に国道507号バイパスが縦断し、南風原南インターチェンジが立地するなど交通の要衝となっています。

喜屋武・本部・照屋においては、かすりの道が整備されており、その一帯は歴史・文化資源である琉球絃・南風原花織等の伝統的工芸を伝える地域となっています。

本町の三大森である黄金森、高津嘉山が位置し、良好な自然景観を有しています。



【人口】

■中央南地域の人口・世帯数等の状況

字名	平成22年		平成27年		令和2年		人口増減率 平成22～令和2年	字面積 (ha)	人口密度 (人/ha)
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数			
津嘉山	7,715	2,633	9,397	3,443	10,868	4,225	40.9%	188.9	57.5
本部	1,947	658	1,997	707	2,205	807	13.3%	46.4	47.5
照屋	1,561	510	1,508	523	1,652	638	5.8%	40.8	40.5
喜屋武	1,139	375	1,181	406	1,232	459	8.2%	78.0	15.8

※字面積は「平成28年 都市計画基礎調査 土地利用現況表」

※人口・世帯数は国勢調査

【土地利用】

■中央南地域の土地利用の状況

単位 (ha)

字名	農地	山林	水面	原野	住宅	商業	工業	道路	公益施設	その他	合計
津嘉山	37.2	19.9	2.1	6.4	44.2	10.9	1.2	34.0	11.0	22.0	188.9
本部	16.1	3.1	0.1	1.5	11.4	0.8	0.9	6.5	3.3	2.7	46.4
照屋	11.1	2.6	0.2	1.0	10.3	1.9	0.3	6.1	5.3	2.0	40.8
喜屋武	25.9	12.0	0.6	4.0	10.0	1.9	0.9	11.8	8.3	2.6	78.0
地域計	90.3	37.6	3.0	12.9	75.9	15.5	3.3	58.4	27.9	29.3	354.1
	自然的土地利用				都市的土地利用						合計
面積 (ha)	143.8				210.3						354.1
割合 (%)	40.6				59.4						100.0

※平成28年 都市計画基礎調査 土地利用現況表

【用途地域】

■中央南地域の用途地域の指定状況

	面積 (ha)	割合 (%)
第一種低層住居専用地域	72.7	20.5
第二種低層住居専用地域	32.7	9.2
第一種中高層住居専用地域	10.2	2.9
第二種中高層住居専用地域	19.7	5.6
第一種住居地域	17.9	5.1
準住居地域	9.5	2.7
近隣商業地域	6.5	1.8
準工業地域	1.1	0.3
工業地域	11.4	3.2
市街化調整区域	172.1	48.6
合計	353.8	100.0

住民アンケートの結果（中央南地域における満足度や問題・課題）

- アンケート回収数 265 件
- 年齢（10代 1件、20代 37件、30代 54件、40代 69件、50代 59件、60代 40件、70代以上 3件、無回答 2件）
- 性別（男性 100件、女性 160件、無回答 5件）
- 職業（会社員 110件、公務員・教員 28件、自営業 28件、パート・アルバイト 39件、学生 8件、主婦 21件、無職 17件、その他 13件、無回答 1件）

Q：お住まいの地域の環境について、日頃どのように感じていますか？

【満足度】

- 1位：日頃の買い物の便利さ・楽しさ
- 2位：病院など医療施設の利便性
- 3位：住宅地の広さや静けさなど住環境の良さ

【不満度】

- 1位：バスなどの交通の利便性
- 2位：交差点や通学路など道路の安全性
- 3位：街灯の設置や死角をつくらないなどの防犯に対する安全性

Q：お住まいの地域について、困っているもしくは問題となっていることは？

- 1位：暗い場所、死角になりそうな場所がある
- 2位：生活道路が狭い
- 3位：バスなどの公共交通が不便である

Q：重点的に取り組むべき課題はどのようながありますか？

- 1位：安心して歩ける歩道など生活道路の整備
- 2位：郊外の緑など自然環境の保全、回復
- 3位：利便性を高めるため幹線道路の整備促進

地域の環境に関しては、津嘉山での土地区画整理事業による新たな市街地の形成により「日頃の買い物の便利さ・楽しさ」の満足度が高い結果となりました。

一方、「バスなどの交通の利便性」について不満を感じており、地域の問題点においても公共交通に関する対応が求められている結果となっています。また、「生活道路」に対する安全性も求められており、中央南地域では「公共交通の利便性」や「生活道路の安全性」が取り組むべき課題と考えられます。

地域住民の声



ブーゲンビリアの並木道を整備し、癒しを感じる空間があると良いですね。

公共交通の運行が少なくて不便を感じています。



散歩しながら行ける、身近な公園や店舗があると良いですね。

町内を周回するコミュニティバスを導入してはどうでしょうか。

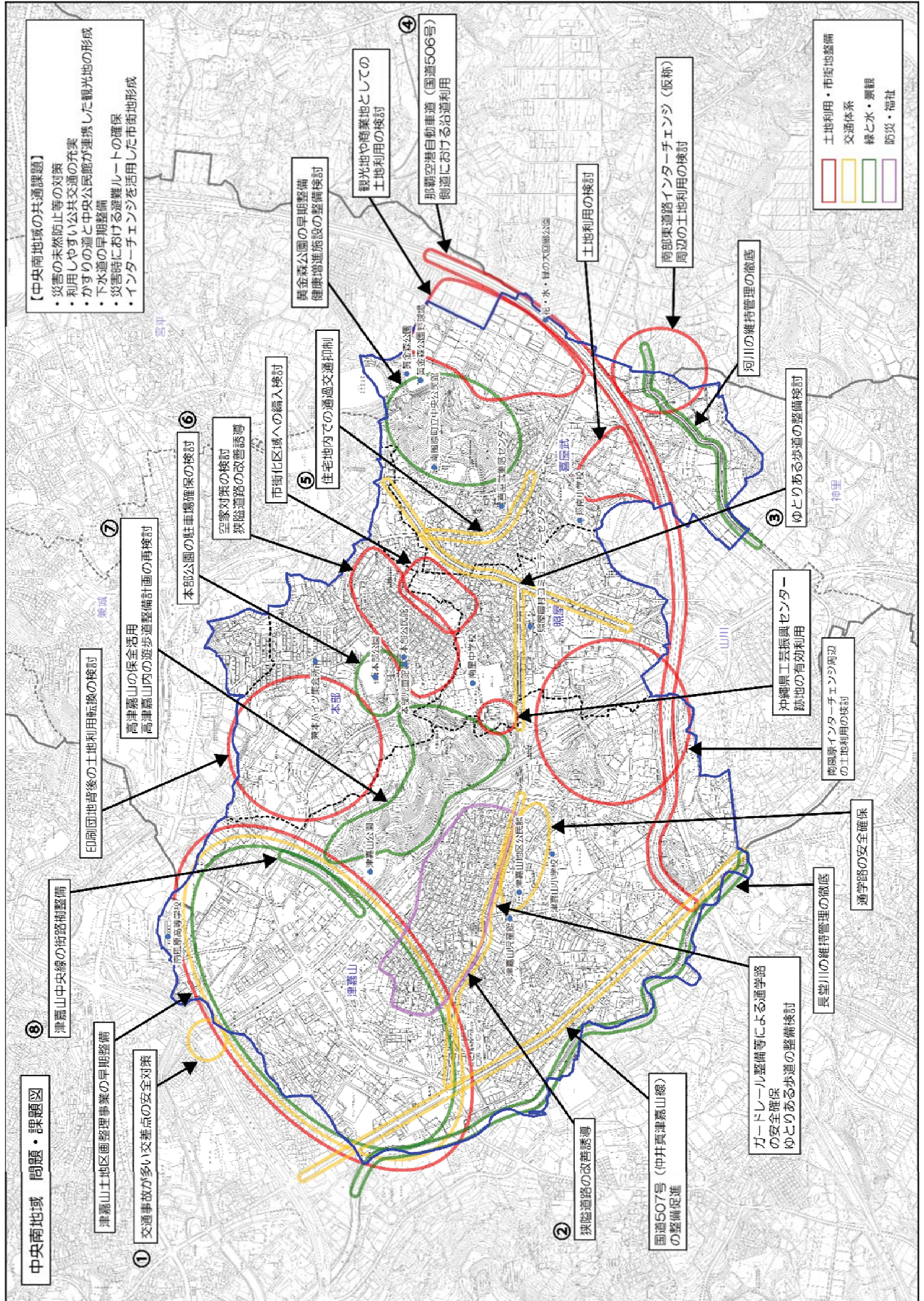


高速道路の整備により交通量が増えているので、渋滞解消の対策が必要だと思います。

(1)中央南地域の現状と課題

	現状	問題、課題
土地利用 市街地形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工業地域内で店舗や住宅など工業系以外の用途の混在がみられる ○ 津嘉山北土地区画整理事業が実施中である ○ 土地改良事業により整備された農地がある ○ 津嘉山小学校周辺で都市計画法第34条第11号区域が指定されている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南風原南インターチェンジ、南風原東インターチェンジ周辺の土地利用の転換が必要 ○ 沖縄県工芸振興センター跡地の有効な土地利用が必要 ○ 印刷団地背後の土地利用の転換が必要 ● 空家の有効活用が求められる ● 津嘉山北土地区画整理事業の早期整備が求められる ● 観光地や商業地としての土地利用が求められる
交通体系	<ul style="list-style-type: none"> ○ 津嘉山集落内に狭隘な道路が多くみられ危険である ○ 南風原南インターチェンジが整備され交通の要衝となっている ● 国道329号と国道507号バイパスの交差点で交通事故が多く危険である ● 通学時の送迎による交通渋滞が生じており、危険である ● 住宅地内での通過交通が多くみられ危険である 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国道507号(仲井真津嘉山線)の早期整備が必要 ● 路線バスの見直しや新たな公共交通の導入が求められる ● 歩道が狭くガードレールの整備が求められる ● 車椅子が通れる歩道の整備が求められる
緑と水、景観	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本町の三大森の黄金森、高津嘉山が位置している ○ 黄金森公園が整備中である ○ かすりの道が整備されている ○ 琉球絣・南風原花織等の歴史文化資源を有している ● 本部公園の駐車場が不足している 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 黄金森公園の早期整備が必要 ○ 黄金森、高津嘉山の保全が必要 ○ 歴史文化資源の保全活用が必要 ● 本部、照屋、喜屋武の下水道整備が求められる ● 長堂川の維持管理が求められる ● 本部公園の駐車場不足の対策が求められる ● 津嘉山中央線の街路樹の整備が求められる ● 高津嘉山内の遊歩道整備計画の再検討が求められる ● 健康増進施設の整備が求められる
防災、福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長堂川の一部で津波による浸水被害が想定されている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の未然防止事業等の対策が必要 ○ 狭隘道路の改善誘導が必要 ● 街灯の整備が求められる ● 災害時における避難ルートの整備が求められる

○は町による意見 ●は住民による意見





①交通事故が多い交差点(国道 507 号バイパス 那覇市付近)



②幅員の狭い道路



③歩道が狭く歩きにくい道路(県道 128 号線)



④沿道利用がなされていない那覇空港自動車道周辺



⑤交通量が多く、歩道のない道路(町道 64 号線)



⑥駐車場が不足している本部公園



⑦三大森の一つである高津嘉山



⑧街路樹が整備されていない道路(津嘉山中央線)

(2)中央南地域のまちづくり方針

■中央南地域の将来像

良好な居住環境と伝統文化が融合した誰もが住み良いまち

■まちづくりの基本方針

■まちづくりの基本方針①

住居・商業・観光・交流機能など多様な都市機能が集積する本町の新たな都市拠点としての形成を図ります。

■まちづくりの基本方針②

豊かな歴史・芸能・文化資源を継承し、伝統産業と観光産業が連携した歴史・文化拠点の形成を図ります。

■まちづくりの基本方針③

黄金森や高津嘉山などの自然緑地の保全・活用を図り緑豊かなまちなみの形成を図ります。

①土地利用

■低層住宅地区

津嘉山の低層住宅地区は、趣のある緑豊かな低層戸建て住宅を主体として良好な市街地環境の形成を図ります。

津嘉山北土地区画整理事業地区内の低層住宅地は、ゆとりある空間の創出を図ります。

本部、照屋、喜屋武地区の低層住宅地については、低層戸建て住宅を主体とし「緋の里」として風情豊かな街並みの形成を図ります。

■中高層住宅地区

中高層住宅が立地する都市型居住の土地利用を進めます。また、オープンスペース等の創出による高度利用により、居住機能や身近な店舗、生活利便施設が共存する地区として機能充実を図ります。

■沿道サービス地区

県道 128 号線、県道 86 号線（南風原知念線）、本部公園線、津嘉山西線などの道路沿道については、日常生活を支える利便施設が立地する土地利用を推進し、商業・業務・住居が共存する地区として機能充実を図ります。

■商業地区

津嘉山北土地区画整理事業地区内の国道 507 号（仲井真津嘉山線）や国道 507 号バイパス沿道の商業地区は、広域的な交通の利便性を活かした商業機能、観光・交流機能など多様な都市機能への土地利用の誘導を図るとともに、建物の壁面後退による前面空間の確保や、景観に配慮したサインの設置、緑の充実などにより、魅力ある沿道空間の形成を図ります。

■業務地区

業務地区については、新たな産業の誘致や移転用地として地域の活力向上や住民サービス

の充実につながる土地利用の形成、誘導を図ります。

国道507号(仲井真津嘉山線)沿道の業務地区については、用途の混在がみられることから、適切な土地利用の誘導を図ります。

■計画的誘導地区

既存集落である津嘉山は、低層を基本とした良好な集落環境の維持と形成に努めます。また、地区の中で優位性の高い場所や幹線道路沿道において開発可能な地区については、都市的土地利用の需要に対しては立地特性を踏まえ適切な誘導を図ります。

■集落地区

津嘉山の都市計画法第34条11号区域は、優れた集落景観や自然的・歴史的環境の保全に配慮しつつ、生活利便施設の誘導を図り、ゆとりと暮らしやすさを備えた良好な住環境の形成を図ります。

■緑地地区

三大森の黄金森、高津嘉山を主とした緑地地区は、緑豊かな自然緑地や歴史・文化資源を保全・活用し、憩いの場の創出を図ります。

■農地地区

喜屋武・宮平土地改良区は本町の農業生産の基盤となる地区であることから、保全・活用を図り、効率的で収益性の高い都市近郊型農業の展開を促進します。ただし、農業生産者の意向を踏まえ、必要に応じて都市的土地利用への転換についても慎重に検討します。

②市街地形成・拠点形成エリア

■市街地形成

地域内の一団の低未利用地や基盤整備が必要な地区については、良好な市街地環境の形成と改善を図るため、立地特性に応じ市街化調整区域における地区計画等を活用した適切な誘導を図り計画的な市街地形成を図ります。

喜屋武・本部・照屋一帯は、歴史・文化資源である琉球絣・南風原花織を活かした伝統産業と観光産業が連携した市街地形成を図ります。

津嘉山北土地区画整理事業地区内や南風原南インターチェンジ周辺については公共下水道及び雨水幹線整備を推進します。

■拠点形成エリア

南風原南インターチェンジ周辺については、新規産業集積エリアとして位置づけ、交通の利便性を活かした新たな産業の誘致や町内の産業の移転用地として活用できるよう、土地利用の可能性を調査し、土地区画整理事業等の実現に向けた検討を行います。また、将来的には、市街化区域への編入も想定します。さらに、交通結節点として賑わいのある交流機能の創出についても検討します。

南風原東インターチェンジ(仮称)周辺については、新規産業集積エリアとして位置づけ、本町の南の玄関口として産業拠点の形成を推進します。エリアの形成にあたっては、市街化調整区域における地区計画等の活用や市街化区域への編入を検討します。

南風原東インターチェンジ(仮称)整備に伴う交通の利便性を活かした土地利用の検討とあわせて、地域コミュニティの一体性を確保した土地利用に努めます。

津嘉山、本部については、複合機能集積エリアとして位置づけ、地区計画等の活用を検討し、工業系の土地利用を想定した市街地環境の形成に努めるとともに、敷地内にゆとりある緑地空間

を確保するなど、良好な環境整備を推進します。

③道路交通

■交通ネットワークの構築

南風原南インターチェンジ周辺及び南風原東インターチェンジ(仮称)周辺を交通結節点として位置づけ、誰もが快適に移動できる体系的な交通のネットワークの構築を推進します。また、地域住民の利便性の向上を図るため、町内を循環するコミュニティバスなどの導入について検討します。

■新たな公共交通の検討

関係機関や隣接市町との連携を図り広域的に交通の円滑化を図るとともに、交通特性に応じた多様な移動手段に対応する施策を検討し、新たな公共交通の導入に向けた取組みを促進します。

■生活道路・通学路の改善

主要生活道路及び通学路では、速度超過の通過交通がみられ歩行者の安全性確保が課題となっているため、路面標示やグリーンベルト、自動車速度抑制等の方策の導入について検討します。

また、夜間の視認性と安全性を確保するため、街路灯や防犯灯の整備等を推進します。併せて、通学路の安全確保の強化に取り組みます。

さらに、照屋十字路の交差点改良について関係機関に働きかけます。

【主要生活道路】

・町道 6 号線 ・町道 8 号線 ・町道 18 号線 ・町道 26 号線 ・町道 54 号線
・町道 64 号線 ・町道 68 号線 ・町道 72 号線 ・町道 73 号線 ・町道 152 号線

■自転車道の確保

自転車道については、関係機関と連携を図りながら、安全で魅力ある自転車道路空間の整備を促進します。

④緑と水、景観

■自然資源の保全・活用

南風原三大森の黄金森と高津嘉山については、住民全体のシンボルとしての役割を担うよう、保全・レクリエーション的活用を推進します。

貴重な生物の生育がみられる長堂川は、下水道整備による水質向上を図り、河川水質の保全、回復に努め良好な河川環境を形成します。

■身近な公園空間の創出

黄金森公園や本部公園、花・水・緑の大回廊公園、農村公園などの公園や広場については、地域の憩いの場となる公園空間の創出に努めるとともに、維持管理の充実を図ります。

また、津嘉山北土地区画整理事業地区内の公園については、早期整備に取り組みます。また、黄金森公園はレクリエーションの場としても住民の需要が高く、運動施設等の整備について検討します。

■自動車専用道路の桁下の有効活用

花・水・緑の大回廊公園の整備を推進します。

自動車専用道路の桁下については、周辺の土地利用や地域のニーズを踏まえた上で関係機関との協議を進め地域の憩いの場となるよう、公園等としての有効活用に努めます。

■斜面緑地の保全

水源涵養機能等の機能を有する斜面緑地は、グリーンインフラとして重要な資源であることから、積極的に保全を図ります。

⑤防災

■災害対策

土砂災害や地震災害を未然に防止するため、斜面緑地の保全を図るとともに、関係機関との連携、避難態勢の構築など、災害の未然防止事業の対策に努めます。

土砂災害や地震災害時のリスク軽減を図るため、自主防災組織の結成に向けた取り組みを促すとともに、防災訓練等による防災意識啓発活動の促進に努めます。

避難場所を核とした防災生活圏の形成を図り、避難路の確保に努めます。

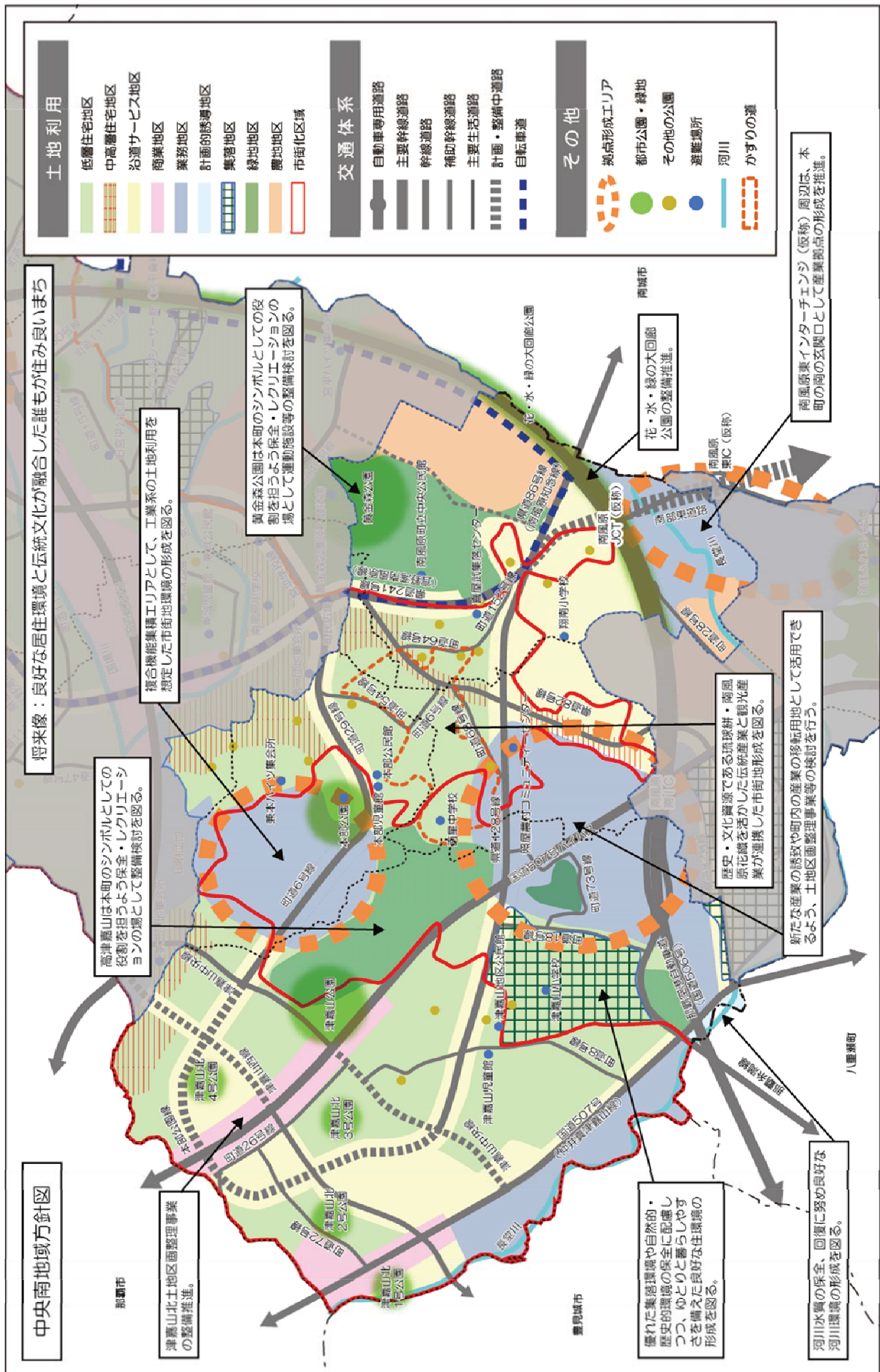
【避難場所】

兼本ハイツ集会所、本部公園、本部児童館、本部公民館、南西中学校、南風原町立中央公民館、喜屋武集落センター、翔南小学校、津嘉山児童館、津嘉山地区公民館、津嘉山小学校

■治水対策

台風や大雨等による災害が発生した場合の被害拡大を防ぐために、河川や水路の整備及び維持管理の強化に努めます。長堂川については、水害対策の検討を行います。

土地利用の転換による雨水の流出量の増加については、敷地内緑化や貯留槽の設置等による流出量の緩和を促していきます。



5. 南部地域（山川、神里）

【地域の概要】

本地域は本町の南側に位置し、山川と神里から構成される地域です。

地域全域が市街化調整区域となっており、土地改良事業により整備された農地が広がり、良好な田園風景を形成しています。

地域を南北に国道 507 号バイパスが縦断し、南風原南インターチェンジが立地するなど交通の要衝となっています。

また、地域の東側には南風原東インターチェンジ(仮称)の整備が計画されています。



【人口】

■南部地域の人口・世帯数等の状況

字名	平成22年		平成27年		令和2年		人口増減率 平成22～令和2年	字面積 (ha)	人口密度 (人/ha)
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数			
山川	1,030	325	1,038	336	1,004	335	-2.5%	54.3	18.5
神里	881	252	804	277	786	303	-10.8%	84.3	9.3

※字面積は「平成28年 都市計画基礎調査 土地利用現況表」
※人口・世帯数は国勢調査

【土地利用】

■南部地域の土地利用の状況

単位 (ha)

字名	農地	山林	水面	原野	住宅	商業	工業	道路	公益施設	その他	合計
山川	188	2.7	1.1	1.6	9.2	2.6	0.4	12.9	2.8	2.2	54.3
神里	38.3	11.2	0.6	5.1	10.6	1.1	0.0	12.4	3.0	2.0	84.3
地域計	57.1	13.9	1.7	6.7	19.8	3.7	0.4	25.3	5.8	4.2	138.6
	自然的土地利用				都市的土地利用						合計
面積 (ha)	79.4				59.2						138.6
割合 (%)	57.3				42.7						100.0

※平成28年 都市計画基礎調査 土地利用現況表

住民アンケートの結果（南部地域における満足度や問題・課題）

- アンケート回収数 35 件
- 年齢（10代1件、20代3件、30代2件、40代6件、50代7件、60代14件、70代以上2件）
- 性別（男性20件、女性15件）
- 職業（会社員10件、公務員・教員4件、自営業5件、パート・アルバイト5件、学生2件、主婦4件、無職2件、その他3件）

Q：お住まいの地域の環境について、日頃どのように感じていますか？

【満足度】

- 1位：住宅地の広さや静けさなど住環境の良さ
- 2位：ごみ処理・し尿処理などの衛生状況
- 3位：下水道や排水路などの整備状況

【不満度】

- 1位：バスなどの交通の利便性
- 2位：街灯の設置や死角をつくらないなどの防犯に対する安全性
- 3位：雇用の場の充実度

Q：お住まいの地域について、困っているもしくは問題となっていることは？

- 1位：バスなどの公共交通が不便である
- 2位：暗い場所、死角になりそうな場所がある
- 3位：買物が不便である

Q：重点的に取り組むべき課題はどのようながありますか？

- 1位：安心して歩ける歩道など生活道路の整備
- 2位：新たな住宅整備
- 3位：インターチェンジ周辺の土地利用

地域の環境に関しては、田園風景の中に集落が形成されていることから「住宅地の広さや静けさなど住環境の良さ」の満足度が高い結果となりました。

一方、「バスなどの交通の利便性」について不満を感じており、地域の問題点においても公共交通に関する対応が求められている結果となっています。また、「生活道路」に対する安全性も求められており、南部地域では「公共交通の利便性」や「生活道路の安全性」が取り組むべき課題と考えられます。

地域住民の声



買い物には車が必要となってくるため、身近に店舗があると助かりますね。

市街化調整区域となっているため、土地の有効活用が難しいです。



公共交通の充実やコミュニティバスを導入して頂けると嬉しいです。

高齢者が住み良いまちづくりを目指してほしいです。



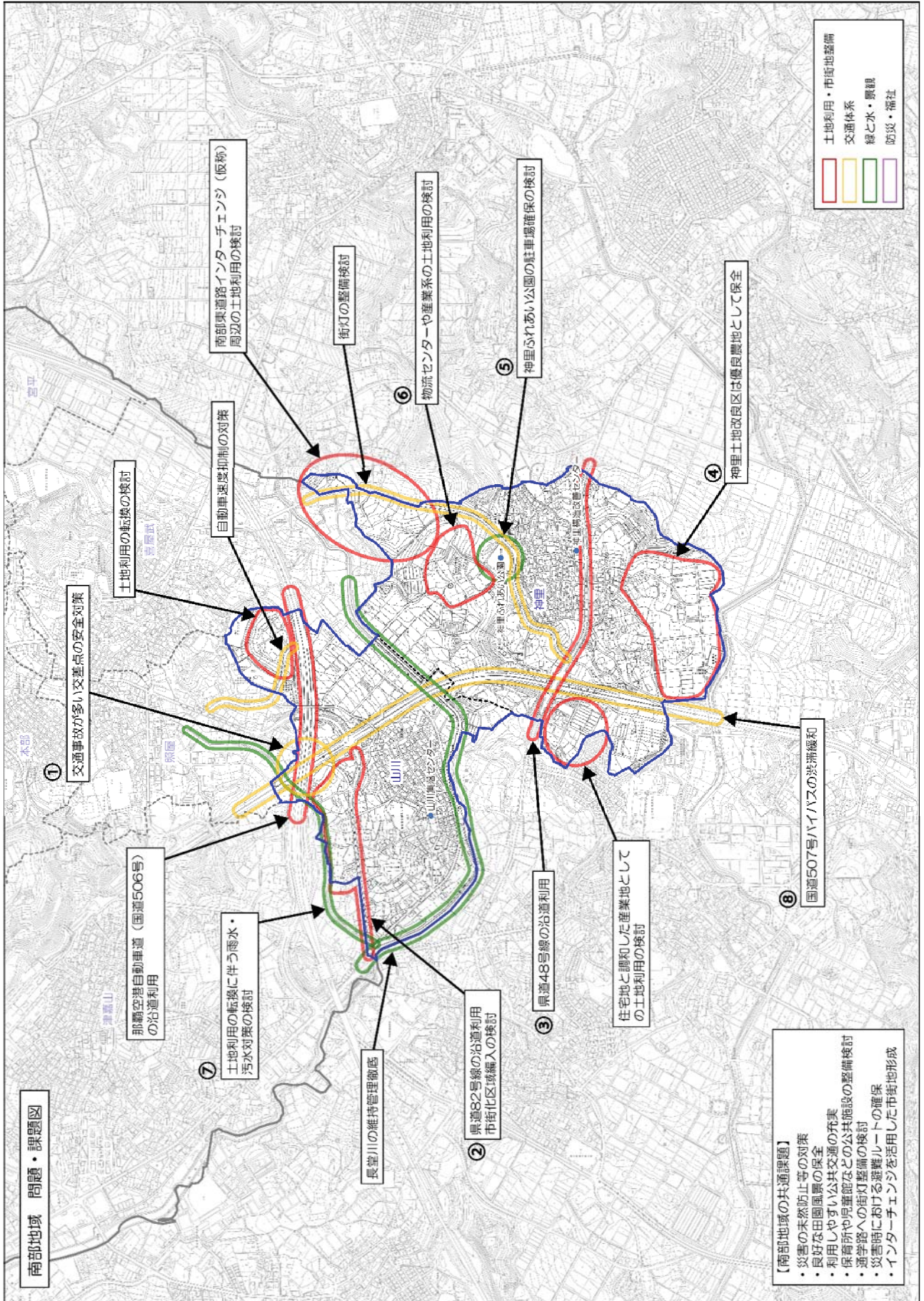
南風原町は静かなところが良いと思うので、あまり都市化はしないで欲しいと思います。



(1) 南部地域の現状と課題

	現状	問題、課題
土地利用 市街地形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南部地域全域が市街化調整区域に指定されている ○ 山川、神里集落には、都市計画法第34条第11号区域が指定されている ○ 土地改良事業により整備された優良農地がある ● 市街化区域がないため、土地利用が難しい ● 南風原南インターチェンジに近接する立地特性を有している 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南部東道路の整備に伴い、産業系を中心とした土地利用の転換が必要 ○ 土地利用の転換が必要 ● 県道82号線、県道48号線の沿道利用が求められる ● 那覇空港自動車道(国道506号)側道における沿道の有効利用が求められる ● 物流センターや産業系の土地利用が求められる ● 住宅地と調和した産業地としての土地利用が求められる ● 市街化区域編入が求められる
交通体系	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南北軸を形成する国道507号バイパスが整備されている ○ 東西軸を形成する県道48号線が整備されている ○ 南部東道路が整備中である ● 国道507号バイパスで渋滞が生じている ● 公共交通が少なく不便である 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通の充実が必要 ○ 国道507号バイパスと那覇糸満線の交差点で事故が多いため対策が必要 ● 国道507号バイパスの渋滞緩和が求められる ● 集落内に自動車速度抑制の対策が求められる
緑と水、景観	<ul style="list-style-type: none"> ○ 神里ふれあい公園が整備されている ○ 良好な田園風景を有している ● 神里ふれあい公園の駐車場が不足している 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 良好な田園風景の保全が必要 ○ 土地利用の転換に伴う雨水・汚水対策が必要 ● 神里ふれあい公園の駐車場整備が求められる ● 長堂川の維持管理が求められる
防災、福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 狭隘な道路が多くみられ危険である 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 狭隘道路の改善誘導が必要 ● 街灯の整備が求められる ● 保育所や児童館など、子どものための公共施設の整備が求められる ● 災害時における避難ルートの整備が求められる

○は町による意見 ●は住民による意見





①交通事故が多い交差点(南インターチェンジ付近)



②沿道利用がなされていない(県道 82 号線)



③沿道利用がなされていない(県道 48 号線)



④神里土地改良区の田園風景



⑤駐車場が不足している神里ふれあい公園



⑥物流センター等の土地利用が検討されている土地



⑦大雨時に増水がみられる水路(字山川地内)



⑧渋滞する国道 507 号バイパス

(2) 南部地域のまちづくり方針

■ 南部地域の将来像

新たな産業拠点と田園風景が調和した活力あるまち

■ まちづくりの基本方針

■ まちづくりの基本方針①

本町の南の玄関口として新たな産業が集積する土地利用の形成を図ります。

■ まちづくりの基本方針②

良好な住宅地の形成や地域のサービス向上に繋がる幹線道路沿道の土地利用を図ります。

■ まちづくりの基本方針③

田園風景の保全・活用を図り緑豊かなまちなみの形成を図ります。

① 土地利用

■ 沿道サービス地区

県道 82 号線、県道 48 号線の道路沿道については、日常生活を支える利便施設が立地する土地利用を推進し、商業・業務・住居が共存する地区として機能充実を図ります。

■ 業務地区

業務地区については、新たな産業の誘致や移転用地として地域の活力向上や住民サービスの充実につながる土地利用の形成、誘導を図ります。

■ 計画的誘導地区

既存集落である山川、神里は、低層を基本とした良好な集落環境の維持と形成に努めます。また、地区の中で優位性の高い場所や幹線道路沿道において開発可能な地区については、都市的土地利用の需要に対しては立地特性を踏まえ適切な誘導を図ります。

■ 集落地区

山川、神里の都市計画法第 34 条 11 号区域は、優れた集落景観や自然的環境の保全に配慮しつつ、生活利便施設の誘導を図り、低層戸建て住宅を主体とし、田園風景と調和した良好な住環境の形成を図ります。

■ 緑地地区

緑地地区は、緑豊かな自然緑地や文化資源の保全・活用を図ります。

■ 農地地区

山川土地改良区と神里土地改良区は本町の農業生産の基盤となる地区であることから、積極的に保全・活用を図り、効率的で収益性の高い都市近郊型農業の展開を促進します。

②市街地形成・拠点形成エリア

■市街地形成

良好な市街地環境を創出するため、都市的土地利用の需要に対しては、市街化調整区域における地区計画等を活用した適切な誘導を図り計画的な市街地形成を図ります。

山川地区の県道 82 号線北側から南風原南インターチェンジ周辺、JA おきなわ南風原支店の南側等、基盤整備が必要な地区については、立地特性を活かした土地利用を推進します。

山川については公共下水道の整備推進を図り、神里については農業集落排水から公共下水道への転換を検討します。

■拠点形成エリア

南風原南インターチェンジ周辺については、新規産業集積エリアとして位置づけ、交通の利便性を活かした新たな産業の誘致や町内の産業の移転用地として活用できるよう、土地利用の可能性を調査し、土地区画整理事業等の実現に向けた検討を行います。また、将来的には、市街化区域への編入も想定します。さらに、交通結節点として賑わいのある交流機能の創出についても検討します。

南風原東インターチェンジ(仮称)周辺については、新規産業集積エリアとして位置づけ、本町の南の玄関口として産業拠点の形成を推進します。エリアの形成にあたっては、市街化調整区域における地区計画等の活用や市街化区域への編入を検討します。

南風原東インターチェンジ(仮称)整備に伴う交通の利便性を活かした土地利用の検討とあわせて、地域コミュニティの一体性を確保した土地利用に努めます。

③道路交通

■交通ネットワークの構築

南風原東インターチェンジ(仮称)周辺を交通結節点として位置づけ、誰もが快適に移動できる体系的な交通のネットワークの構築を推進します。また、地域住民の利便性の向上を図るため、町内を循環するコミュニティバスなどの導入について検討します。

■新たな公共交通の検討

関係機関や隣接市町との連携を図り広域的に交通の円滑化を図るとともに、交通特性に応じた多様な移動手段に対応する施策を検討し、新たな公共交通の導入に向けた取組みを促進します。

■生活道路・通学路等の改善

主要生活道路及び通学路では、速度超過の通過交通がみられ歩行者の安全性確保が課題となっているため、路面標示やグリーンベルト、自動車速度抑制等の方策の導入について検討します。

また、夜間の視認性と安全性を確保するため、街路灯や防犯灯の整備等を推進します。

さらに、南部東道路の整備に伴う道路の付け替えにより、歩行者空間の確保を図ります。

【主要生活道路】

・町道 19 号線 ・町道 28 号線 ・町道 100 号線 ・町道 160 号線 ・町道 161 号線

④緑と水、景観

■自然資源の保全・活用

貴重な生物の生育がみられる長堂川は、下水道整備による水質向上を図り、河川水質の保全、回復に努め良好な河川環境を形成します。

■身近な公園空間の創出

神里ふれあい公園、農村公園などの公園や広場については、地域の憩いの場となる公園空間の創出に努めるとともに、維持管理の充実を図ります。

■自動車専用道路の桁下の有効活用

自動車専用道路桁下については、周辺の土地利用や地域のニーズを踏まえた上で関係機関との協議を進め地域の憩いの場となるよう、公園等としての有効活用に努めます。

■斜面緑地の保全

水源涵養機能等の機能を有する斜面緑地は、グリーンインフラとして重要な資源であることから、積極的に保全を図ります。

■排水路への対応

山川の県道 82 号線の北側の排水路については、周辺状況や今後の土地利用展開を踏まえた検討を行います。

⑤防災

■災害対策

土砂災害や地震災害を未然に防止するため、斜面緑地の保全を図るとともに、関係機関との連携、避難態勢の構築など、災害の未然防止事業の対策に努めます。

土砂災害や地震災害時のリスク軽減を図るため、自主防災組織の結成に向けた取り組みを促すとともに、防災訓練等による防災意識啓発活動の促進に努めます。

避難場所を核とした防災生活圏の形成を図り、避難路の確保に努めます。

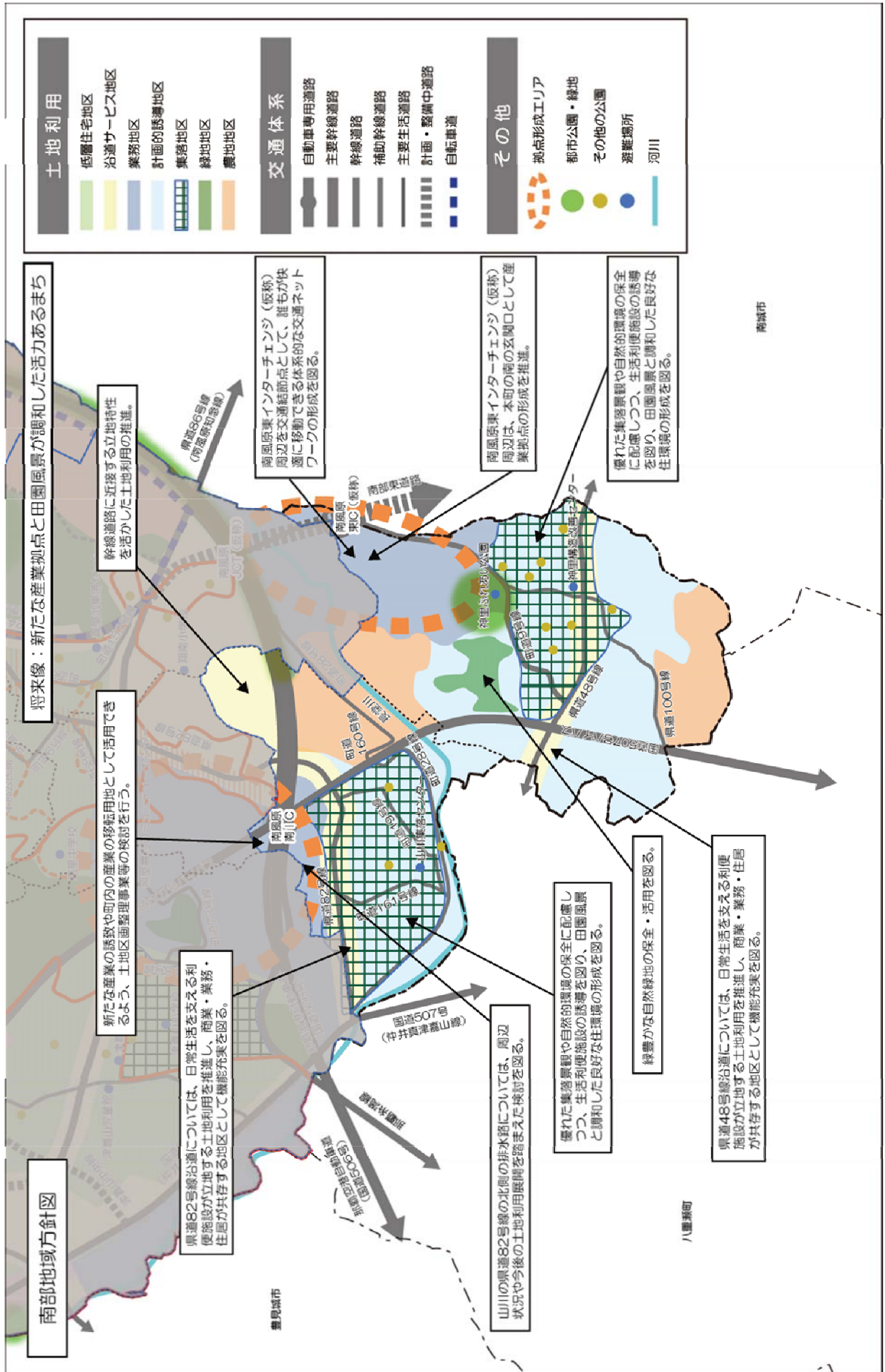
【避難場所】

山川集落センター、神里構造改善センター、神里ふれあい公園

■治水対策

台風や大雨等による災害が発生した場合の被害拡大を防ぐために、河川や水路の整備及び維持管理の強化に努めます。長堂川については、水害対策の検討を行います。

土地利用の転換による雨水の流出量の増加については、敷地内緑化や貯留槽の設置等による流出量の緩和を促していきます。



第7章

まちづくりの実現に向けて

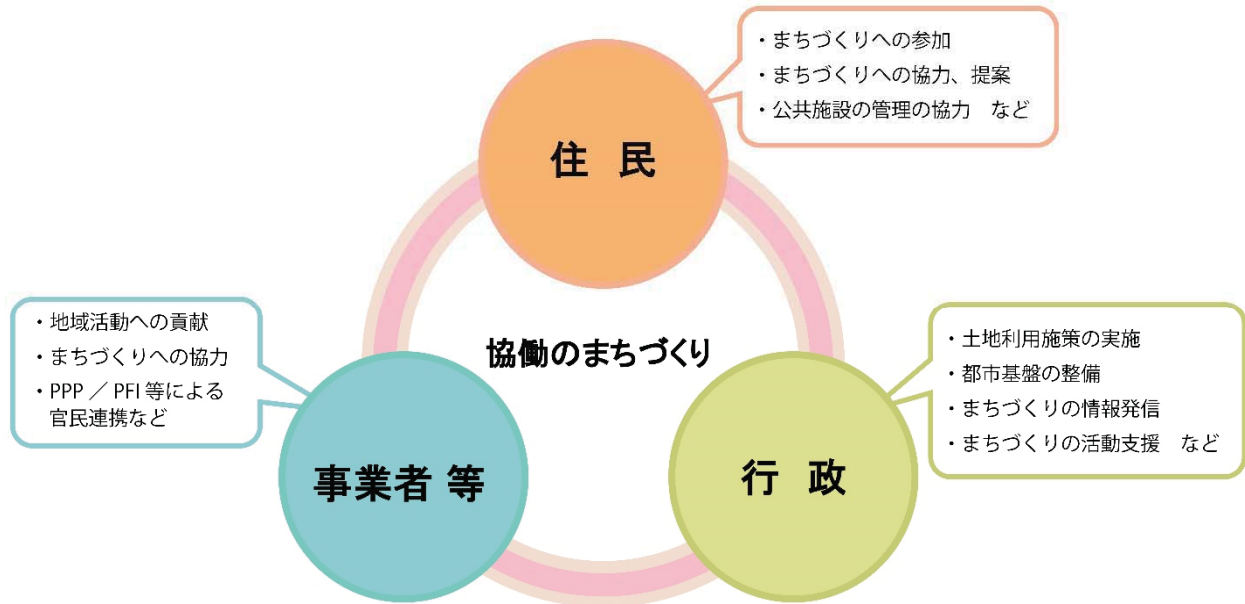
1. 協働によるまちづくりの推進
2. 新たな技術活用や官民連携の推進
3. 個別計画によるまちづくりの展開
4. 都市計画マスタープランの進行管理

第7章 まちづくりの実現に向けて

1. 協働によるまちづくりの推進

(1) 協働によるまちづくりの役割分担

まちづくりを計画的に実現していくためには、住民等の理解と協力が不可欠です。住民、行政、事業者等がそれぞれの役割を担いながら、協働によるまちづくりを進めていきます。



(2) 住民主体のまちづくり

本都市計画マスタープランは、おおむね 20 年後の本町の姿を描き、その実現に向けたまちづくりの方針を示した計画です。その実現のためには、住民や事業者等の理解と協力が必要であり、行政はまちづくりの情報発信や情報共有の場の提供を積極的に行い、住民や事業者等のまちづくりに関する意識を高めるとともに地域主体のまちづくりを浸透させていくことが望まれます。

本町においても、都市計画に対する理解と協力を促す普及・啓発・支援とあわせて、まちづくり計画の策定にあたっては、住民説明会や住民ワークショップ等の開催により情報提供を積極的に行い、住民の声を反映した住民主体のまちづくりを推進します。

(3) まちづくりの環境づくり

まちづくりを進めていくためには、住民等がまちづくりに参加しやすい環境づくりや、人材育成などが重要となります。

本都市計画マスタープランの策定にあたっては、住民アンケート、各字での住民ワークショップ、地域での住民説明会、住民説明会のネット配信など、住民参加の機会を設けるように努めました。このような取り組みとともに、「南風原町まちづくり出前講座」を活用したまちづくりの情報共有や人材育成の場づくりなど、まちづくりを推進する環境づくりを進めます。

(4) 行政の体制づくり

土地利用、交通、防災、福祉など多角的な視点からまちづくりを展開するためには、関係課と連携した横断的な取り組みが重要となります。本都市計画マスタープランの策定にあたっては、庁内の関係課から構成される会議を開催し、意見や情報の交換、計画内容の共有を図ってきました。

今後も、まちづくりの実現に向けては、庁内関係各課の事業調整などの協力が必要であり、各課に関する事業の調整機関として庁内における都市計画マスタープランの推進体制を構築します。

あわせて、国、県、関係機関、周辺市町との協力、連携を図り、まちづくりの実効性を高めていきます。

2. 新たな技術活用や官民連携の推進

近年、IoT、ビックデータ、AIなど新たな技術革新が進み、これらの技術を活用したSociety5.0の実現が期待されています。

都市計画分野においては、行政が保有するインフラデータのオープン化やICTなどを組み合わせ、都市の現況や課題の把握、計画立案や進捗管理に活かすとともに、交通渋滞の解消など、住民や観光客の利便性向上などに寄与することが期待されます。

また、現在の社会経済状況下で限られた予算や資源を最大限活かすことやICT活用を積極的に行う観点から、PPP/PFI、Park-PFI、MaaSなど官民連携の導入も期待されています。

本町においても、これら先進技術を活用し、将来の都市の実態や課題などを効率的かつ正確に捉え、都市的課題の解決に向けた施策・事業を推進します。

3. 個別計画によるまちづくりの展開

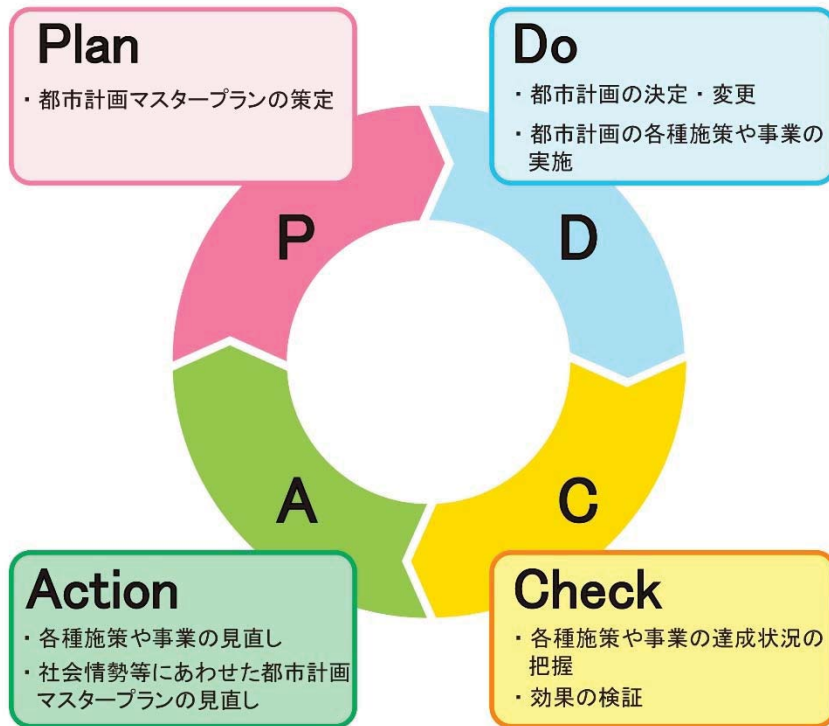
本都市計画マスタープランは、土地利用、道路交通、みどり、景観、防災など幅広い視点からまちづくりの方針を定めるもので、これらを実現するには、個別計画に基づき施策を展開する必要があります。このため、交通基本計画、緑の基本計画、景観計画など個別計画の充実を図るとともに、上位計画である那覇広域都市計画区域マスタープランや南風原町総合計画に即し、総合的な視点からまちづくりを展開していきます。

4. 都市計画マスタープランの進行管理

(1) PDCA サイクルによる進行管理

本都市計画マスタープランの実効性を確保するためには、計画で示した施策がどの程度実施されているのかを管理することが重要です。

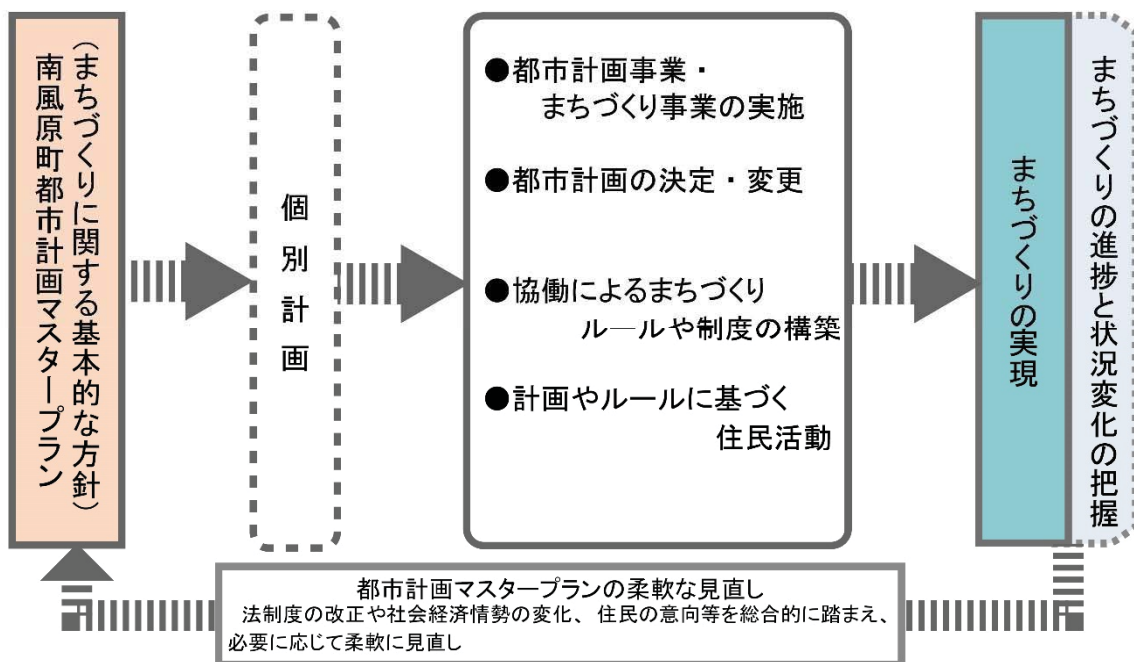
そのため、PDCAサイクルにより、まちづくりの進捗状況の確認・評価を行い、必要に応じて見直しを行うなど計画の適切な進行管理を行います。



(2) 都市計画マスタープランの柔軟な見直し

本都市計画マスタープランは、おおむね20年後を見据えた都市計画の基本的な方針を示す計画であり、「20年間でこれを完成させる」という事業計画ではなく、都市計画に関するまちづくりの目標や方向性を示した計画書です。

まちづくりの成果が得られるまでには一定の期間が必要となりますが、上位計画である那覇広域都市計画区域マスタープランや南風原町総合計画の改定、法制度の改正、人口・産業動向をはじめとする社会経済情勢の変化や住民の意向等を総合的に踏まえ、必要に応じて本都市計画マスタープランの柔軟な見直しを図り、手続き等に関しては、南風原町都市計画審議会において決定するものとします。



参考資料

1. 用語集
2. 用途地域の概要
3. 策定経緯
4. 策定体制
5. 住民参加の状況

参考資料

1. 用語集

A～Z

【AI】

「AI」とは人工知能(Artificial Intelligence)の略称。コンピューターの性能が大きく向上したことにより、機械であるコンピューターが「学ぶ」ことができるようになった。

【ICT】

「ICT」とは情報通信技術(Information and Communication Technology)の略称で、PC やスマートフォンなど、様々な形状のコンピューターを使った情報処理や通信技術のことを指す。

【IoT】

従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ(センサー機器、住宅・建物、車、家電製品、電子機器など)が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組み。

【LRT】

LRTとは、Light Rail Transit の略で、低床式車両(LRV)の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する軌道系交通システムのこと。

【MaaS】

MaaS(マース:Mobility as a Service)とは、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。

【Park-PFI】

Park-PFI(Park-Private Finance Initiative)とは、公園のパブリックスペースを運営する民間事業者を公募により選定する制度。

【PDCA サイクル】

PDCA サイクルとは、Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法。

【PFI】

公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

【PPP】

公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームを PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ: 公民連携)と呼ぶ。PFIは、PPP の代表的な手法の一つ。

【society5.0】

AI や IoT、ロボット、ビッグデータなどの革新技術をあらゆる産業や社会に取り入れることにより実現する新たな未来社会の姿。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、人類社会発展の歴史における5番目の新しい社会である。

あ行

【インフラデータ】

行政が所有する交通や物流、観光等に関するデータ。

か行

【急傾斜地崩壊危険箇所】

崩壊するおそれのある急傾斜地(傾斜度が30度以上の土地)で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのあるもの区域のことを言う。

【グリーンインフラ】

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。

【グリーンベルト】

通学路の交通安全向上のため、自動車運転者等に対して注意を促すための交通安全対策として、路側帯（又はその一部）を緑色に塗装したものの。

【下水道】

治水と環境衛生の観点から重要な都市施設のことを言う。

さ行**【市街化区域・市街化調整区域】**

都市計画区域内で、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を「市街化区域」といい、一方、市街化を抑制すべき区域を「市街化調整区域」と言う。

【自然的土地利用】

本計画においては、畑や森林、原野、水面、河川などの土地利用を指す。

【市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）】

市町村が創意工夫のもと、住民意見を反映させ将来ビジョンを確立し、地域ごとの将来像など、都市計画法第18条の2に基づき定める方針。市町村が定める都市計画は、この方針に即しなければならない。

【自市町村内就業率】

就業先が常住している市町村と同一の市町村にある割合

【持続可能な開発目標(SDGs)】

世界全体の経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させる統合的取組を目指し、誰一人として取り残さないを基本理念とし、17のゴールと169のターゲットで構成された目標。（※137頁参照）

【循環型社会】

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）による位置づけであり、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

【準用河川】

1級河川、2級河川以外の法定外河川で、市町村長が指定した河川のことであり、1級河川、2級河川同様の河川法を準用する。

【人口集中地区(DID)】

人口集中地区(DID)とは国勢調査において設定される人口密度が1haあたり40人以上かつ人口5,000人以上の地域で、実質的な都市地域を表す。

【水源涵養機能】

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のことを言う。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質浄化の効果もみられる。

た行**【多自然川づくり】**

治水や利水と環境を両立させ、河川が本来持っている自然環境や景観を保全・創出し、再生する川づくりのことを言う。

【脱炭素社会】

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会のこと

【地区計画】

建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、及び保全するための詳細な計画。住民意識の高まりに対応し、昭和55年に創設された制度。

【地すべり危険箇所】

地すべりを起こしている、あるいは起こすおそれのある区域で、河川、公共施設、人家等に損害を与えるおそれのある場所のことを言う。

【地すべり防止区域】

地すべり区域及びこれに隣接する地域のうち、地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれが極めて大きいもので、一定の行為（地すべりを誘発し又は助長するおそれのある行為等）が制限される区域のことを言う。

【土砂災害警戒区域】

急傾斜地等の崩壊が発生した場合に、住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を整備する必要がある土地の区域のことを言う。

【土石流危険区域】

想定される最大規模の土石流が発生した場合、土砂の氾濫が予想される区域のことを言う。

や行**【ユニバーサルデザイン】**

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

【用途地域】

都市における住居、商業、工業などの適切な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、容積率、建蔽率、高さなどを規制・誘導する都市計画・建築規制制度のこと。

ら行**【流域治水】**

河川・下水道などの治水対策を行うとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）までを一つの流域と捉え、流域に関わるあらゆる関係者（国、県、市町村、企業、住民）が協働し、流域全体で水害を軽減させる考え方

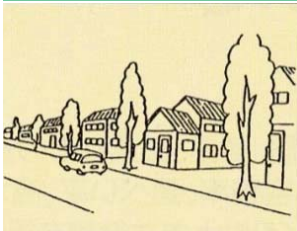
SDGs 17 のゴール

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>【目標1】貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>【目標10】人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>【目標2】飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を推進する。</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>【目標11】住み続けられるまちづくりを 包括的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>【目標3】すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>【目標12】つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>【目標4】質の高い教育をみんなに すべての人々への包括的かつ質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>【目標13】気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>【目標5】ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>【目標14】海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のための海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>【目標6】安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> 	<p>【目標15】陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保全、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>【目標7】エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>【目標16】平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包括的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度を構築する。</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>【目標8】働きがいも経済成長も 包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の安全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p>【目標17】パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>【目標9】産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>		

資料：沖縄県 SDGs 推進方針(令和元年 11 月 29 日 沖縄県)

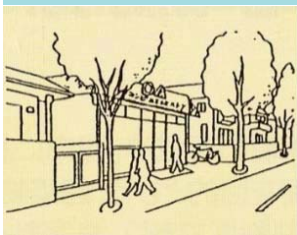
2. 用途地域の概要

第一種低層住居専用地域(だいいっしゅていそうじゅうきよせんようちいき)



低層住宅のための地域です。
小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域(だいにしゅていそうじゅうきよせんようちいき)



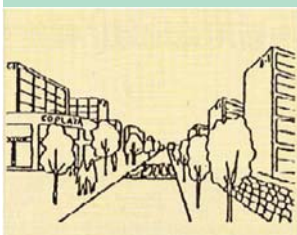
主に低層住宅のための地域です。
小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域(だいいっしゅちゅうこうそうじゅうきよせんようちいき)



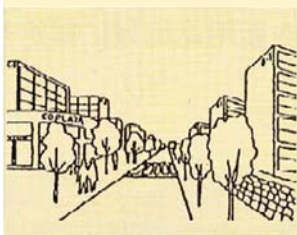
中高層住宅のための地域です。
病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域(だいにしゅちゅうこうそうじゅうきよせんようちいき)



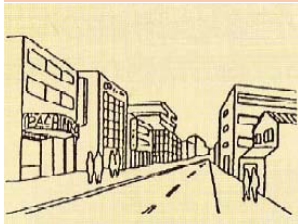
主に中高層住宅のための地域です。
病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所など必要な
利便施設が建てられます。

第一種住居専用地域(だいいっしゅじゅうきよせんようちいき)



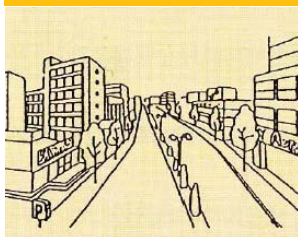
住居の環境を守るための地域です。
3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域(だいにしゅじゅうきょちいき)



主に住居の環境を守るための地域です。
店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。

準住居地域(じゅんじゅうきょちいき)



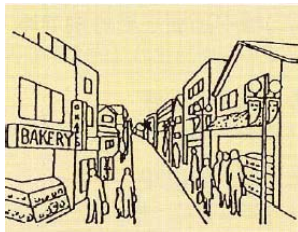
道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

田園住居地域(でんえんじゅうきょちいき)



農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域です。
住宅に加え、農産物の直売所などが建てられます。

近隣商業地域(きんりんしょうぎょうちいき)



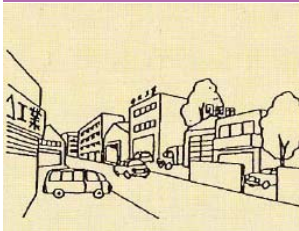
まわりの住民が日用品の買物などをするための地域です。
住宅や店舗のほかに小規模の工場も立てられます。

商業地域(しょうぎょうちいき)



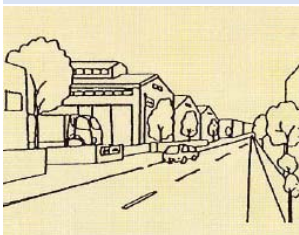
銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。
住宅や小規模の工場も立てられます。

準工業地域(じゅんこうぎょうちいき)



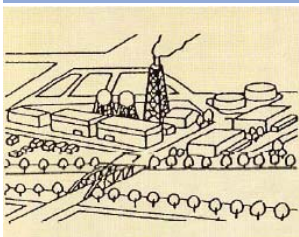
主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。
危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

工業地域(こうぎょうちいき)



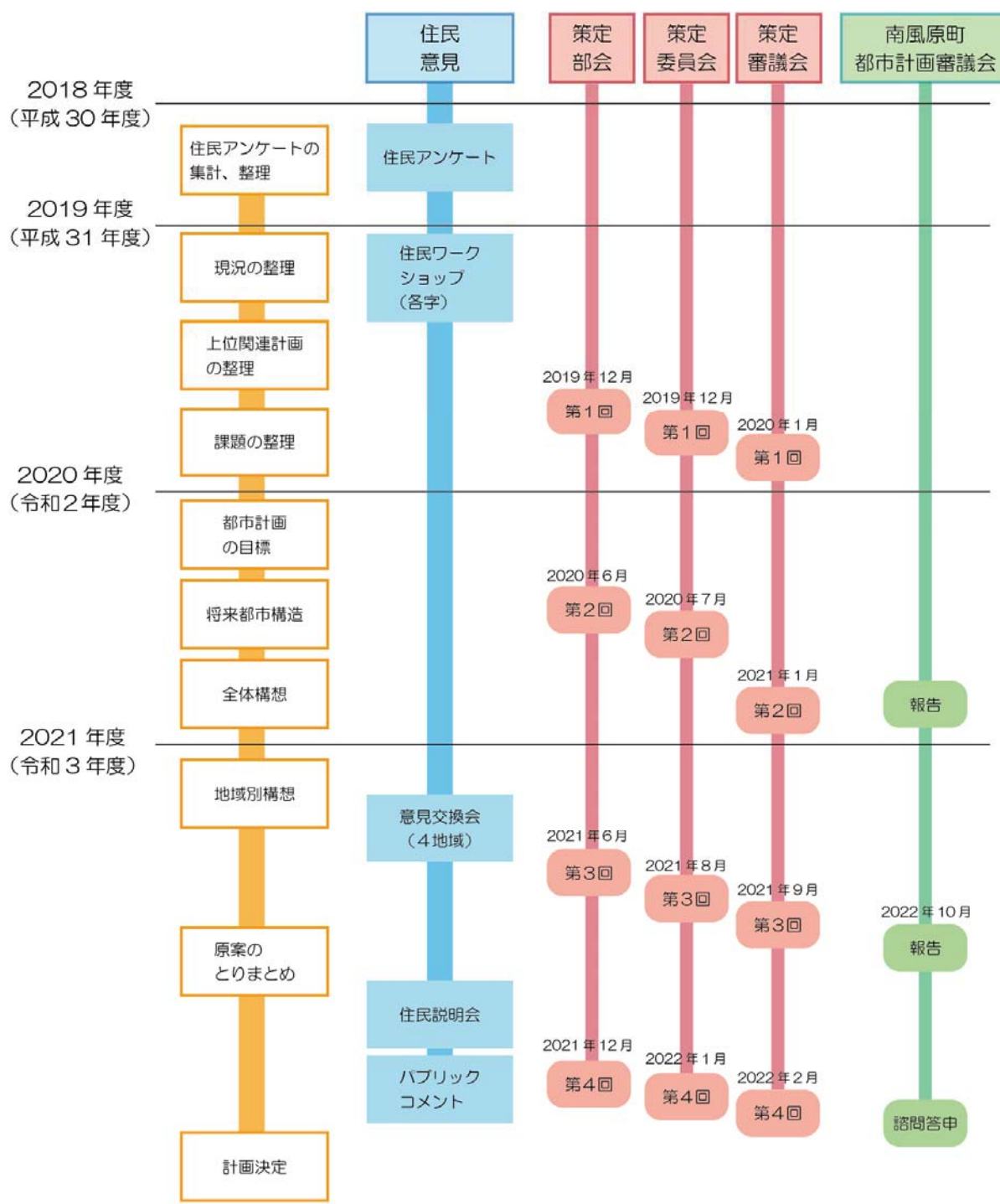
どんな工場でも建てられる地域です。
住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域(こうぎょうせんようちいき)



工場のための地域です。
どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

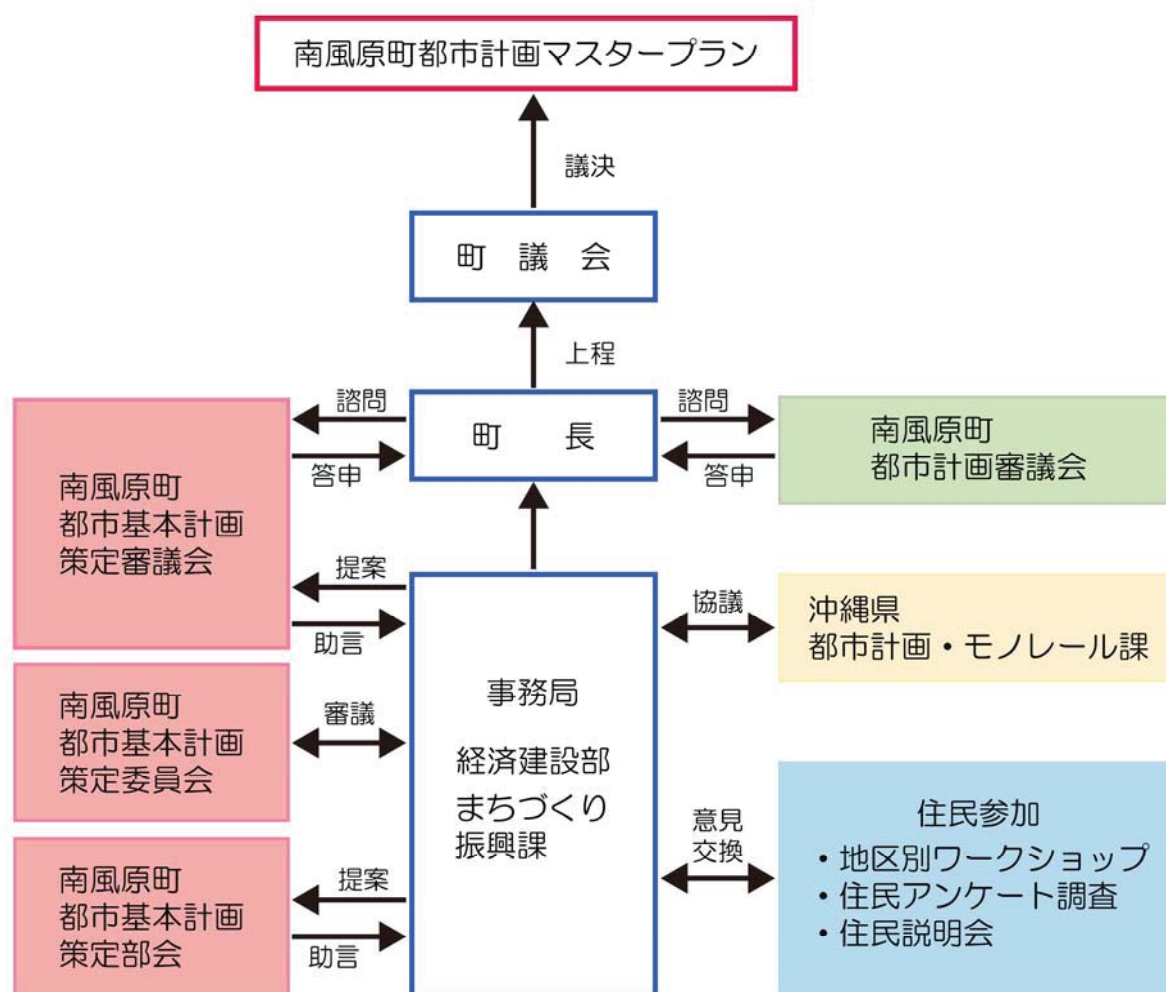
3. 策定経緯



4. 策定体制

南風原町都市計画マスタープラン策定にあたり、策定部会（庁内関係課班長）、策定委員会（庁内関係課部課長）、策定審議会（有識者）を設置して、検討を行った。

また、計画への住民意向の反映を目的とした住民ワークショップ等の開催、沖縄県都市計画・モノレール課との協議、南風原町都市計画審議会への報告を経て、南風原町議会基本条例に基づき議決により、計画の決定を行った。



■南風原町都市基本計画策定審議会委員名簿

所 属	氏 名	備 考
琉球大学工学部教授	小野 尋子	委員長
南風原町経済建設部長	金城 克彦	副委員長
沖縄県都市計画・モルルール課企画班長	米須 清彦	
町文化財保護委員(歴史)	吉浜 忍	
区長会副会長	宮城 幸広	
門一級建築士事務所	金城 豊	
町商工会事務局長	金城 学	
観光協会事務局長	安里 洋子	
女性連合会副会長	赤嶺 広美	
町商工会青年部長	上江洲 俊介	

■南風原町都市基本計画策定委員会委員名簿

所 属	氏 名	備 考
副町長	国吉 真章	
経済建設部長	金城 克彦	
総務部長	宮平 暢	
民生部長	知念 功	
教育部長	金城 郡浩	
都市整備課長	宮城 良武	
区画下水道課課長	山城 実	
産業振興課長	松本 仁志	
教育総務課	比嘉 純子	
学校教育課長	宮良 泰子	
生涯学習文化課長	島袋 健	
総務課長	新垣 圭一	
企画財政課	与那嶺 秀勝	
住民環境課長	金城 直子	
保健福祉課	大城 あゆみ	
こども課長	儀間 博嗣	

5. 住民参加の状況

①住民アンケート

【趣旨】

既存資料の整理や現地踏査では得られない、現在の地域の状況や地域住民のまちづくりに対する意識・要望等を把握するため町内住民に対してアンケート調査を行った。

【調査概要】

- ・調査対象:本町在住の18歳以上の男女
- ・配布数:3,000件
- ・回収数:750件(25.0%)
- ・調査方法:調査票郵送・郵送返信(返信用封筒を同封)
- ・実施期間:2018年3月

②住民ワークショップ

【趣旨】

都市計画マスタープランは南風原町のまちづくりの方針を示す計画です。その検討にあたり、町民の皆様それぞれの立場から、お住まいの地域について日頃感じていることなど、地域のまちづくりの課題を把握及び今後のまちづくりに活かしていくことを目的に住民ワークショップを開催した。

【開催日時】

全12地区で住民ワークショップを開催した。(参加人数:169名)

	開催日時	開催場所	行政区
1	2019年10月30日	大名公民館	大名
2	2019年11月1日	新川コミュニティーセンター	新川
3	2019年11月5日	津嘉山資料館	津嘉山
4	2019年11月6日	宮城構造改善センター	宮城
5	2019年11月7日	山川集落センター	山川
6	2019年11月12日	なでえらシーサー館(宮平資料館)	宮平
7	2019年11月13日	東新川災害時避難施設	東新川
8	2019年11月14日	照屋農村コミュニティーセンター	喜屋武・本部・照屋
9	2019年11月15日	与那覇コミュニティーセンター	与那覇
10	2019年11月18日	神里構造改善センター	神里
11	2019年11月19日	兼城公民館	兼城
12	2020年1月16日	喜屋武集落センター	喜屋武

※喜屋武については、区からの要望で再度開催

③意見交換会

【趣旨】

住民意向調査(住民アンケート(2018年度実施)、住民ワークショップ)を踏まえ、今後の南風原町の将来像や地域別構想(案)を提示し、今後の地域のまちづくりについて住民及び行政相互で確認し、意見交換を行った。

【開催日時】

北部地域、中央北地域、中央南地域、南部地域の4つの地域で意見交換会を開催した。

(参加人数:45名)

■北部地域(新川、東新川、大名、宮城)

2021年7月12日(会場:ちむぐる館ホール)

■中央北地域(兼城、宮平、与那覇)

2021年7月15日(会場:ちむぐる館ホール)

■中央南地域(津嘉山、本部、兼本ハイツ、照屋、喜屋武)

2021年7月14日(会場:南風原町中央公民館2階 会議室)

■南部地域(山川、神里)

2021年7月16日(会場:南風原町中央公民館2階 会議室)



④住民説明会

【趣旨】

これまでの住民ワークショップや意見交換会の結果、審議会等の検討結果を踏まえ、都市計画マスタープラン(案)を提示し、本町のまちづくりについて住民及び行政相互で確認し、意見交換を行った。

また、都市計画マスタープラン(案)の内容を広く住民に説明するため、オンライン会議システム「ZOOM」を併用し、同時配信を行った。

【開催日時】 2021年10月28日(会場:ちむぐる館)

【参加人数】 会場:16名、Web:11アクセス

⑤パブリックコメント

【趣旨】

平成30年度から改定作業を進めてきた都市計画マスタープラン(案)について、パブリックコメントを実施し、意見聴取を行った。

【実施期間】 2021年11月1日～2021年11月26日

【閲覧者数】 22名

【意見提出者数】 4名

【意見数】 52件

■住民ワークショップ・意見交換会・住民説明会の様子





発行年月 2022年（令和4年）3月



発行者 南風原町 経済建設部 まちづくり振興課

〒901-1111

沖縄県島尻郡南風原町字兼城 686 番地

TEL 098-889-4412





南風原町 都市計画マスタープラン

City planning master plan of Haebaru

2022 ▶ 2040

